

第2章 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査

I. 近年の RTA における知財章以外の知財関連規定の比較

1. はじめに

近年締結された主要国が関わる経済連携協定の多くに知財章が設けられており、10 年以上前と比べると、知財章を含む経済連携協定の割合は確実に増えている。また、経済連携協定の知財章においては、多くの場合、TRIPS 協定を上回る規定（TRIPS プラスアプローチ）が存在し、知的財産の保護水準を高めるものとなっている。この点、経済連携協定の知財章に規定される TRIPS プラスの規定は、多くの協定で共通して規定される事項のほか、締約国の優先事項や国内事情が反映された事項、デジタル化等の技術の進歩などを踏まえた新たな規定が見られるなど、それぞれの協定に特徴がある。

近年我が国が締結した EPA/FTA 知的財産章における規律について、これまでの調査において、産業施策とも深く関連する、産業財産権（特許、意匠、商標、実用新案）、不正競争及びエンフォースメント（民事措置、国境措置、刑事措置）の規律に関して、RCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership: 東アジア地域包括的経済連携）、日英 EPA、CPTPP（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定）、日 EU EPA について分析された⁶²⁸。

各 RTA においては知財章以外にも知財関連規定が設けられており、知財章を含め、知財章以外の各章に設けられた知財関連規定における規律について、その内容を比較・分析することも、今後の我が国の EPA/FTA 交渉戦略を検討する上で有用であるほか、既決 EPA/FTA の見直しを行うに際しても大変有益な情報となる。

具体的には、RTA には、知的財産権の在り方について規律している「知財章」以外にも、①知財の源泉たる研究開発を含む企業の海外における経済活動や知的財産権を含む投資財産の扱い等について規律する「投資章」、②知的財産を含む情報についての扱い等について規律する「電子商取引章」など、知財に関連の深い規定を含む章が含まれている。

また、RTA には、「知財章」を含む各分野を横断的に規律する「紛争解決章」や「例外及び一般規定章」が置かれることも多いが、これらの規定も、当然のことながら「知財章」の規定と密接に関連している。

本報告は、こうした観点から、CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP の各 RTA について、これら知財章以外の章における知財に関連する規定の比較・分析を行ったものである。

⁶²⁸ 各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査 『国際知財制度研究会』報告書（令和三年度）（特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2021_all.pdf

2. 各 RTA における知財章以外の知財関連規定の概要⁶²⁹

公開情報調査を実施した 4 つの RTA（CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP）の知財章以外の知財関連規定の概要は以下のとおりである。

（1）CPTPP^{630 631 632}

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定とは、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計 12 カ国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定である。2015 年 10 月のアトランタ閣僚会合において、大筋合意に至り、2016 年 2 月、ニュージーランドで署名された。日本は 2017 年 1 月に国内手続の完了を寄託国であるニュージーランドに通報し、TPP 協定を締結した。その後、2017 年 1 月に米国が離脱を表明したことを受けて、米国以外の 11 カ国の間で協定の早期発効を目指して協議を行い、2017 年 11 月のダナンでの閣僚会合で 11 カ国による TPP につき大筋合意に至り、2018 年 3 月、チリで「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 協定：CPTPP）」が署名された。メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの 7 カ国が国内手続を完了した旨の通報を寄託国ニュージーランドに行っており、2018 年 12 月 30 日に発効した。2021 年 7 月、ペルーが国内手続を完了した旨を寄託国ニュージーランドに通報し、2021 年 9 月 19 日に発効した。2022 年 9 月、マレーシアが国内手続を完了した旨を寄託国ニュージーランドに通報し、2022 年 11 月に発効した。2022 年 12 月、チリが国内手続を完了した旨を寄託国ニュージーランドに通報し、2023 年 2 月発効した。

また、2021 年 2 月に英国が、2021 年 9 月に中国及び台湾が、2021 年 12 月にエクアドルが、2022 年 8 月にコスタリカが、2022 年 12 月にウルグアイが加入申請を行っている。英国については、2021 年 6 月の第 4 回 TPP 委員会（閣僚級）で加入交渉開始が決定されている。

以下、知的財産に関連すると思われる、投資（第 9 章）、電子商取引（第 14 章）、紛争解決（第 28 章）、例外及び一般規定（第 29 章）の規定について整理する。

⁶²⁹ 2021 年版不正貿易報告書 第 III 部 経済連携協定・投資協定 第 4 章 知的財産（経済産業省ウェブサイト）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/pdf/2021_03_04.pdf

⁶³⁰ 外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」（平成 29 年 3 月 10 日）（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000580.html

⁶³¹ 外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」概要（令和 5 年 2 月）（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022863.pdf>

⁶³² 外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉」（令和 5 年 2 月 21 日）（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/>

(a) 投資 (第9章)

投資章 (第9章) は、29 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①実体規定である第 A 節 (第9・1 条～第9・17 条)、②投資家と国との間の紛争解決である第 B 節 (第9・18 条～第9・29 条) に分類される⁶³³。

第 A 節

第9・1 条：定義

第9・2 条：適用範囲

第9・3 条：他の章との関係

第9・4 条：内国民待遇

第9・5 条：最恵国待遇

第9・6 条：待遇に関する最低基準

第9・7 条：武力紛争又は内乱の際の待遇

第9・8 条：収用及び補償

第9・9 条：移転

第9・10 条：特定措置の履行要求

第9・11 条：経営幹部及び取締役会

第9・12 条：適合しない措置

第9・13 条：代位

第9・14 条：特別な手続及び情報の要求

第9・15 条：利益の否認

第9・16 条：投資及び環境、健康その他の規制上の目的

第9・17 条：企業の社会的責任

第 B 節 投資家と国との間の紛争解決

第9・18 条：協議及び交渉

第9・19 条：請求の仲裁への付託

第9・20 条：各締約国の仲裁への同意

第9・21 条：各締約国の同意に関する条件及び制限

第9・22 条：仲裁人の選定

第9・23 条：仲裁の実施

第9・24 条：仲裁手続の透明性

第9・25 条：準拠法

第9・26 条：附属書の解釈

⁶³³ Web 解説 TPP 協定 9 投資 (独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト)
https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/9_investment_v1.pdf

第9・27条：専門家による報告

第9・28条：請求の併合

第9・29条：裁定

凍結規定：ISDS（投資許可、投資合意）関連規定⁶³⁴

・第9・1条 定義

「投資に関する合意」、「投資の許可」関連の脚注5～11

・第9・19条1 請求の仲裁への付託

(a)(i)B 及び C、(b)(i)B 及び C（投資の許可又は投資に関する合意）、末尾ただし書き脚注31

・第9・19条2 請求の仲裁への付託

脚注32

・第9・19条3 請求の仲裁への付託

(b) 「投資の許可又は投資に関する合意」の削除

・第9・22条5 仲裁人の選定

・第9・25条2 準拠法

・附属書9-L 投資に関する合意

以下、知的財産と関連を有すると思われる、定義、他の章との関係、内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止、収用と補償、紛争処理に関する条文について整理する。

(i) 定義（第9・1条）

第9・1条「定義」において、「投資財産」の形態として、「(e) 完成後引渡し、建設、経営、生産、特許又は利益配分に関する契約その他これらに類する契約」、「(f) 知的財産権」、及び「(g) 免許、承認、許可及び締約国の法令によって与えられる類似の権利（注）注 特定の形式の免許、承認、許可その他これらに類する文書（当該文書の性格を有する限り、特許を含む。）が投資としての性質を有するかどうかは、当該文書を保有する者が締約国の国内法令に基づいて有する権利の性質、範囲等の要素による。投資としての性質を有しない文書には、締約国の国内法令に基づいて保護されるいかなる権利も創設しない文書が含まれる。このことは、当該文書に関連する資産が投資としての性質を有するかどうかに影響を及ぼすものではない。」と、知的財産権も「投資財産」の一部として定義されている。

ただし、Web 解説 TPP 協定 9 投資（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）にお

⁶³⁴ 環太平洋パートナーシップ閣僚声明 附属書II 停止（凍結）される規定のリスト（2017年11月11日）（内閣官房ウェブサイト）

https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2017/pdf/171111_tpp_danang_annex2_en.pdf

いて、「第9章 投資」には「知的財産」それ自体の定義規定を置いておらず、曖昧な部分が残っている⁶³⁵」との指摘もある。

(ii) 他の章との関係（第9・3条）

第9・3条第1項において、「この章の規定とこの協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の規定が優先する。」と規定されている。

(iii) 内国民待遇（第9・4条）

投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関する内国民待遇が規定されている。

第九・四条 内国民待遇（注）

注 待遇がこの条又は次条（最恵国待遇）に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

1 各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、対象投資財産に対し、同様の状況において自国の領域内にある自国の投資家の投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2の規定に従って締約国が与える待遇は、地域政府に関し、当該締約国に属する当該地域政府が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

(iv) 最恵国待遇（第9・5条）

投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関する最恵国待遇が規定されている。

第九・五条 最恵国待遇

1 各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に

⁶³⁵ Web 解説 TPP 協定 9 投資（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）
https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/9_investment_v2.pdf

関し、対象投資財産に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家の投資財産であって、自国の領域内にあるものに与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 この条に規定する待遇には、次節（投資家と国との間の紛争解決）に定める手続のような国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

(v) パフォーマンス要求の禁止（輸出規制、原材料調達要求、物品・サービス現地調達要求、研究開発、技術移転要求、ロイヤルティ規制、特定技術使用/使用制限要求）（第9・10条）

パフォーマンス要求の禁止として、以下の9項目が列挙されている。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること（輸出要求）。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること（原材料調達要求）。
- (c) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること（物品・サービス現地調達要求）。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること（輸出入均衡要求）。
- (e) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること（国内販売制限）。
- (f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること（技術移転要求）。
- (g) 当該投資財産が生産する物品又は当該投資財産が提供するサービスを特定地域の市場又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること（独占的供給要求）。
- (h)(i) 自国の領域において自国又は自国の者の技術を購入し、利用し、又は優先すること。
 - (ii) 自国の領域において特定の技術を購入し、利用し、又は優先することを妨げることとなる事項（特定技術使用/使用制限要求）
- (i) この(i)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であって、当該投資家と自国の領域内の者との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること（ロイヤルティ規制）。

しかしながら、第3項(b)において、「1(f)、(h)及び(i)の規定は、次の場合には、適用しない。(i) 締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条の規定に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合；(ii) 司法上又は行政上の手続の結果として自国の競争法令に基づいて反競争的と決定され

た行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1(f)、(h)若しくは(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合」と適用除外が規定されている。第1項(h)、(i)の規定については、締約国が公共の福祉に係る正当な目的を保護するための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではないとするほか(第3項(h))、複数の例外を規定する。「詳解 経済連携協定(外務省経済連携協定研究会 日本経済評論社)」によると、「例えば、感染症が蔓延する中、治療薬の価格が高騰し患者が購入できなくなるような状況において、特許を有する外国製薬企業の承諾を得ずにその治療薬製造の権利を政府が他の製薬企業に付与するような場合があり得るが、こうした措置が TRIPS 協定の関連規定に基づいて採られれば、第1項(f)、(h)及び(i)の規定の違反を構成することはない(第3項(b)(i))⁶³⁶。」とされている。

第九・十条 特定措置の履行要求

1 いずれの締約国も、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、次の事項の要求を課してはならず、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない(注)。

注 2に規定する利益の享受又はその継続のための条件は、この1の規定の適用上、「要求」又は「約束若しくはその履行」を構成しない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること。

(g) 当該投資財産が生産する物品又は当該投資財産が提供するサービスを特定地域の市場又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

(h)(i) 自国の領域において自国又は自国の者の技術(注)を購入し、利用し、又は優先すること。

注 この条の規定の適用上、「自国又は自国の者の技術」には、自国又は自国の者が所有する技術及び自国又は自国の者がその排他的な実施許諾を有する技術を含む。

⁶³⁶ 詳解 経済連携協定 P156-157 (外務省経済連携協定研究会 日本経済評論社)

(ii) 自国の領域において特定の技術を購入し、利用し、又は優先することを妨げることとなる事項

(i) この(i)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であって、当該投資家と自国の領域内の者との間で任意に締結されるもの（注）について次の事項を採用すること。ただし、当該締約国が非司法的な政府の権限の行使として、当該ライセンス契約に直接的に介入するような方法で当該事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。

注 この1(i)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契約をいう。

(i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額

(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

この1(i)の規定は、当該ライセンス契約が当該投資家と締約国との間で締結される場合には、適用しない。

2 いずれの締約国も、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

3(a) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) 1(f)、(h)及び(i)の規定は、次の場合には、適用しない。

(i) 締約国が、貿易関連知的財産協定第三十一条の規定（注）に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的財産協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合

注 「第三十一条」というときは、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言（文書番号WT/MIN(01)/DEC/2）の6の規定を実

施するために行われる貿易関連知的所有権協定の免除又は改正を含む。

(ii) 司法上又は行政上の手続の結果として自国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1 (f)、(h)若しくは(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合（注1、注2）

注1 締約国は、特許権が必ずしも市場における力を与えるものではないことを認める。

注2 ブルネイ・ダルサラーム国については、自国の競争法というときは、この協定が同国について効力を生じた後十年の期間が経過する時又は同国が競争当局を設立する時のいずれか早い方までの間、競争に関する規則を含む。

(c) 1 (i)の規定は、当該締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所が1 (i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

(d) 1 (b)、(c)及び(f)並びに2 (a)及び(b)の規定は、締約国が次のいずれかの措置（環境に関する措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を恣意的又は不当な方法で適用しないこと及びそれらの措置が国際的な貿易又は投資に対する偽装した制限とならないことを条件とする。

(i) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置

(ii) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(iii) 有限天然資源（生物資源であるかどうかを問わない。）の保存に関する措置

(e) 1 (a)から(c)まで並びに2 (a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

(f) 1 (b)、(c)及び(f)から(i)まで並びに2 (a)及び(b)の規定は、政府調達については、適用しない。

(g) 2 (a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

(h) 1 (h)及び(i)の規定は、締約国が公共の福祉に係る正当な目的を保護するための措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置を恣意的又は不当な方法で適用しないこと及び国際的な貿易又は投資に対する偽装した制限となる態様で適用しないことを条件とする。

4 1のいかなる規定も、締約国が、自国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、自国の領域において労働者を雇用し、若しくは訓練することの要求を課し、若しくは強制し、又は労働者を雇用し、若しくは訓練することを約束し、若しくは履行することを強制することを妨げるものと解してはならない。ただし、そのような雇用又は訓練が、自国の領域内の者に対し特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を移転することを要求するものでないことを条件とする。

5 1及び2の規定は、これらの規定に定める約束、履行又は要求以外のいかなる約束、履

行又は要求についても、適用しない。

6 この条の規定は、締約国が約束、履行若しくは要求を課していない場合又はそれらを求めている場合において、私人間における約束、履行又は要求を強制することを妨げるものではない。

(vi) 収用と補償（第 9・8 条）

第 9・8 条「収用及び補償」において、第 1 項で「対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化を実施してはならない。ただし、次の全ての要件 ((a) 公共の目的のためのものであること、(b) 差別的なものでないこと、(c) 2 から 4 までの規定に従い迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること、及び(d) 正当な法の手続に従って行われるものであること) を満たす場合は、この限りでない。」が規定されている。なお、第 5 項で、「この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与、取消し、制限又は創設が第十八章（知的財産）の規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない限りにおいて、適用しない。」とされ、知的財産章（第 18 章）、及び TRIPS 協定が優先適用される。

第九・八条 収用及び補償（注）

注 この条の規定は、附属書九-B（収用）の規定に従って解釈するものとし、かつ、附属書九-C（土地に関する収用）の規定に従うものとする。

1 いずれの締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 公共の目的のためのものであること（注 1、注 2）。

注 1 この条の規定の適用上、「公共の目的」とは、国際慣習法における概念をいう。国内法令は、この概念又はこれに類する概念を「公共上の必要」、「公共の利益」、「公共の用」等の他の異なる用語を用いて表現することがある。

注 2 (i) ブルネイ・ダルサラーム国が収用を行う締約国である場合には、土地に関する直接的な収用の措置は、この協定が同国について効力を生ずる日における土地法（第四十章）及び土地取得法（第四十一章）に規定する目的のためのものでなければならない。

(ii) マレーシアが収用を行う締約国である場合には、土地に関する直接的な収用の措置は、この協定が同国について効力を生ずる日における土地取得法（千九百六十年）、サバ州の土地取得令（千九百五十年）及びサラワク州の土地法（千九百五十八年）に規定する目的のためのものでなければならない。

(b) 差別的なものでないこと。

(c) 2 から 4 までの規定に従い迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d) 正当な法の手続に従って行われるものであること。

2 補償は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 遅滞なく支払われるものであること。

(b) 収用が行われた時（以下この条において「収用の日」という。）の直前における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものであること。

(c) 予定された収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させないものであること。

(d) 完全に換価することができ、かつ、自由に移転することができるものであること。

3 公正な市場価格が自由利用可能通貨で表示される場合には、支払われる補償は、収用の日における公正な市場価格に、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを加えた額を下回らないものとする。

4 公正な市場価格が自由利用可能通貨でない通貨で表示される場合には、支払われる補償は、(a)に(b)を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨でない通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a) 収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

5 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与、取消し、制限又は創設が第十八章（知的財産）の規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない限りにおいて、適用しない（注）。

注 締約国は、この条の規定の適用上、知的財産権の「取消し」には当該知的財産権の抹消又は無効化を含むこと及び知的財産権の「制限」には当該知的財産権の例外を含むことを認める。

6 補助金若しくは贈与を実施せず、更新せず、若しくは維持しない旨又はこれらを修正し、若しくは減額する旨の締約国の決定は、次のいずれかの場合には、当該決定のみをもって収用を構成するものではない。

(a) 当該補助金又は贈与を実施し、更新し、又は維持する旨の法令又は契約に基づく特定の約束がない場合

(b) 当該補助金又は贈与の実施、更新、修正、減額又は維持に付された条件に従って当該決定が行われる場合

(vii) 紛争処理（投資家対国）（第9章第B節（第9・18条～第9・29条））

第9章第B節 投資家と国との間の紛争解決（第9・18条～第9・29条）で規定されて

いる。

(viii) 紛争処理（国対国）（第 28 章（紛争解決））

第 28 章（紛争解決）で規定されている。

（b） 電子商取引（第 14 章・ 第 8 章附属書 8-B 第 A 節）

電子商取引章（第 14 章）は、18 の条文から構成され、Web 解説 TPP 協定 14 電子商取引によると、これらの条文は、大きく分けると①定義や適用範囲等の協定上必要な規定に関する条文（第 14・1 条、第 14・2 条、第 14・18 条）、②利用者保護のための措置を講ずることや電子商取引における障壁を取り除くことを求める条文（第 14・3 条～第 14・14 条、第 14・17 条）、③締約国間の協力に関する条文（第 14・15 条、第 14・16 条）に分類される⁶³⁷。また、貿易の技術的障害章（第 8 章）の附属書 8-B 第 A 節には、「情報通信技術産品」のうち「暗号法を使用する情報通信技術産品」として、電子商取引に関連する規定が含まれている。

第 14・1 条：定義

第 14・2 条：適用範囲及び一般規定

第 14・3 条：関税

第 14・4 条：デジタル・プロダクトの無差別待遇

第 14・5 条：国内の電子的な取組の枠組み

第 14・6 条：電子認証及び電子署名

第 14・7 条：オンラインの消費者の保護

第 14・8 条：個人情報の保護

第 14・9 条：貿易に係る文書の電子化

第 14・10 条：電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則

第 14・11 条：情報の電子的手段による国境を越える移転

第 14・12 条：インターネットの相互接続料の分担

第 14・13 条：コンピュータ関連設備の設置

第 14・14 条：要求されていない商業上の電子メッセージ

第 14・15 条：協力

第 14・16 条：サイバーセキュリティに係る事項に関する協力

第 14・17 条：ソース・コード

第 14・18 条：紛争解決

⁶³⁷ Web 解説 TPP 協定 14 電子商取引（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）
https://www.rieti.go.jp/projects/tpp/pdf/14_e-commerce_v3.pdf

附属書 8-B：情報通信技術産品

以下、知的財産に関連すると思われる、デジタル・プロダクトの無差別待遇、関税、国境を越える情報流通、コンピュータ関連設備の設置、ソース・コードに関する条文について整理する。

(i) デジタル・プロダクトの無差別待遇（第 14・4 条）

第 14・4 条「デジタル・プロダクトの無差別待遇」において、第 1 項で「いずれの締約国も、他の締約国の領域において創作され、生産され、出版され、契約され、委託され、若しくは商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者、開発者若しくは所有者が他の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。」と規定されている。なお、第 2 項に「1 の規定は、第十八章（知的財産）に規定する権利及び義務に抵触する部分については、適用しない。」と規定されており、知的財産章が優先適用される⁶³⁸。

第十四・四条 デジタル・プロダクトの無差別待遇

1 いずれの締約国も、他の締約国の領域において創作され、生産され、出版され、契約され、委託され、若しくは商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者、開発者若しくは所有者が他の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない（注）。

注 非締約国のデジタル・プロダクトは、同種のデジタル・プロダクトである限りにおいて、この 1 の規定の適用上、「他の同種のデジタル・プロダクト」に該当する。

2 1 の規定は、第十八章（知的財産）に規定する権利及び義務に抵触する部分については、適用しない。

3 締約国は、一の締約国によって交付される補助金又は行われる贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、この条の規定を適用しないことを了解する。

4 この条の規定は、放送については、適用しない。

(ii) 関税（第 14・3 条）

電子的な送信に対して関税を課してはならないことが規定されている。

第十四・三条 関税

1 いずれの締約国も、締約国の者その他の締約国の者との間の電子的な送信（電子的に送信されるコンテンツを含む。）に対して関税を課してはならない。

⁶³⁸ Web 解説 TPP 協定 14 電子商取引（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）
https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/14_e-commerce_v3.pdf

2 1の規定は、締約国が電子的に送信されるコンテンツに対して内国税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではない。ただし、これらの税、手数料又は課徴金がこの協定に適合する方法で課されることを条件とする。

(iii) 国境を越える情報流通（第14・11条）

各締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転を許可することが規定されている。

第十四・十一条 情報の電子的手段による国境を越える移転

1 締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認める。

2 各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可する。

3 この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために2の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。

(a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。

(b) 目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものではないこと。

(iv) コンピュータ関連設備の設置（第14・13条）

締約国は、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないことが規定されている。

第十四・十三条 コンピュータ関連設備の設置

1 締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用に関する自国の法令上の要件（通信の安全及び秘密を確保することを追求する旨の要件を含む。）を課することができることを認める。

2 いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

3 この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために2の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。

(a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。

(b) 目的の達成のために必要である以上にコンピュータ関連設備の利用又は設置に制限

を課するものではないこと。

(v) ソース・コード (第 14・17 条)

いずれの締約国も、他の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の領域における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならないことが規定されている。

第十四・十七条 ソース・コード

- 1 いずれの締約国も、他の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の領域における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならない。
- 2 この条の規定の適用上、1 の規定の対象となるソフトウェアは、大量販売用ソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品に限定するものとし、中枢的な基盤のために利用されるソフトウェアを含まない。
- 3 この条のいかなる規定も、次のことを妨げるものではない。
 - (a) 商業的に交渉された契約においてソース・コードの提供に関する条件を含めること又は当該契約を履行すること。
 - (b) 締約国が、ソフトウェアをこの協定の規定に反しない法令に適合させるため、ソフトウェアのソース・コードの修正を要求すること。
- 4 この条の規定は、特許の出願又は付与された特許に関連する要求（特許に関する紛争に関連する司法当局の命令を含む。）について、許可されていない開示からの締約国の法令又は慣行に基づく保護の対象となることを条件として、影響を及ぼすものと解してはならない。

(vi) 情報通信技術産品 (附属書 8-B 第 A 節)

附属書 8-B 第 A 節には、いずれの締約国も、暗号法を使用し、かつ、商業用目的を意図した産品に関し、当該産品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該産品の製造者又は供給者に対して次のいずれかのことを要求する強制規格又は適合性評価手続を課し、又は維持してはならないことが規定されている（ただし、締約国の政府による又は締約国の政府のための当該産品の製造、販売、流通、輸入又は使用の場合は、この限りでない）。

- (a) 製造者又は供給者が専有しており、かつ、産品における暗号法に関連する特定の技術、生産工程その他の情報を当該締約国又は当該締約国の領域における者に移転し、又はアクセスを提供すること。
- (b) 当該締約国の領域における者と提携すること。
- (c) 特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合すること。

附属書八－B 情報通信技術產品

第A節 暗号法を使用する情報通信技術產品

1 この節の規定は、暗号法を使用する情報通信技術產品について適用する（注）。

注 この節の規定の適用上、「產品」は、物品であり、金融商品を含まない。

2 この節の規定の適用上、

「暗号法」とは、データの情報の内容を秘匿し、探知されない変更を防止し、又は許可なく行われる使用を防止することを目的とする当該データの変換のための原理、手段又は方法をいい、一又は二以上の秘密のパラメーター（例えば、暗号変数又は関連する暗号鍵の管理）を使用する情報の変換に限られる。

「暗号化」とは、暗号化アルゴリズムの使用を通じ、データ（平文）を再転換なしに容易に理解することができない形式（暗号文）に転換することをいう。

「暗号化アルゴリズム」又は「暗号」とは、暗号文を作成するために暗号鍵を平文と組み合わせる数学的な手法又は式をいう。

「暗号鍵」とは、当該暗号鍵を知る主体は暗号化アルゴリズムの演算を再現し、又は逆算することができ、かつ、当該暗号鍵を知らない主体はこれらを行うことができない方法により、当該演算を決定する暗号化アルゴリズムに関連して使用されるパラメーターをいう。

3 いずれの締約国も、暗号法を使用し、かつ、商業用目的を意図した產品に関し、当該產品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該產品の製造者又は供給者に対して次のいずれかのことを要求する強制規格又は適合性評価手続を課し、又は維持してはならない。ただし、締約国の政府による又は締約国の政府のための当該產品の製造、販売、流通、輸入又は使用の場合は、この限りでない。

(a) 製造者又は供給者が専有しており、かつ、產品における暗号法に関連する特定の技術、生産工程その他の情報（例えば、非公開の暗号鍵その他秘密のパラメーター、アルゴリズムの仕様その他設計の詳細）を当該締約国又は当該締約国の領域における者に移転し、又はアクセスを提供すること。

(b) 当該締約国の領域における者と提携すること。

(c) 特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合すること。

4 3の規定は、次のいずれかのものには、適用しない。

(a) 締約国の政府が所有し、又は管理するネットワーク（中央銀行によるものを含む。）へのアクセスに関連して当該締約国が採用し、又は維持する要件

(b) 締約国が金融機関又は金融市場に関連する監督、調査又は検査の権限に基づいてとる措置

5 この節の規定は、締約国の法執行当局が、サービス提供者であって自らが管理する暗号化を使用するものに対し当該締約国の法的手続に従って暗号化されていない通信を提供することを要求することを妨げるものと解してはならない。

(c) 紛争解決 (第 28 章)

紛争解決章 (第 28 章) は、23 の条文から構成され、Web 解説 TPP 協定 28 紛争解決手続によると、これらの条文は、①一般的・制度的事項に関する条文 (第 28・1 条～第 28・3 条、第 28・11 条、第 28・22 条、第 28・23 条)、②本案手続に関する条文 (第 28・4 条～第 28・10 条、第 28・12 条～第 28・18 条)、③履行手続に関する条文 (第 28・19 条～第 28・21 条) に分類される⁶³⁹。

第 A 節 紛争解決

第 28・1 条：定義

第 28・2 条：協力

第 28・3 条：適用範囲

第 28・4 条：場の選択

第 28・5 条：協議

第 28・6 条：あっせん、調停及び仲介

第 28・7 条：パネルの設置

第 28・8 条：付託事項

第 28・9 条：パネルの構成

第 28・10 条：パネルの構成員の資格

第 28・11 条：パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿

第 28・12 条：パネルの任務

第 28・13 条：パネルの手続規則

第 28・14 条：第三国の参加

第 28・15 条：専門家の役割

第 28・16 条：手続の停止又は終了

第 28・17 条：最初の報告書

第 28・18 条：最終報告書

第 28・19 条：最終報告書の実施

第 28・20 条：未実施 (代償及び利益の停止)

第 28・21 条：履行状況の審査

第 B 節 国内手続及び民間の商事紛争の解決

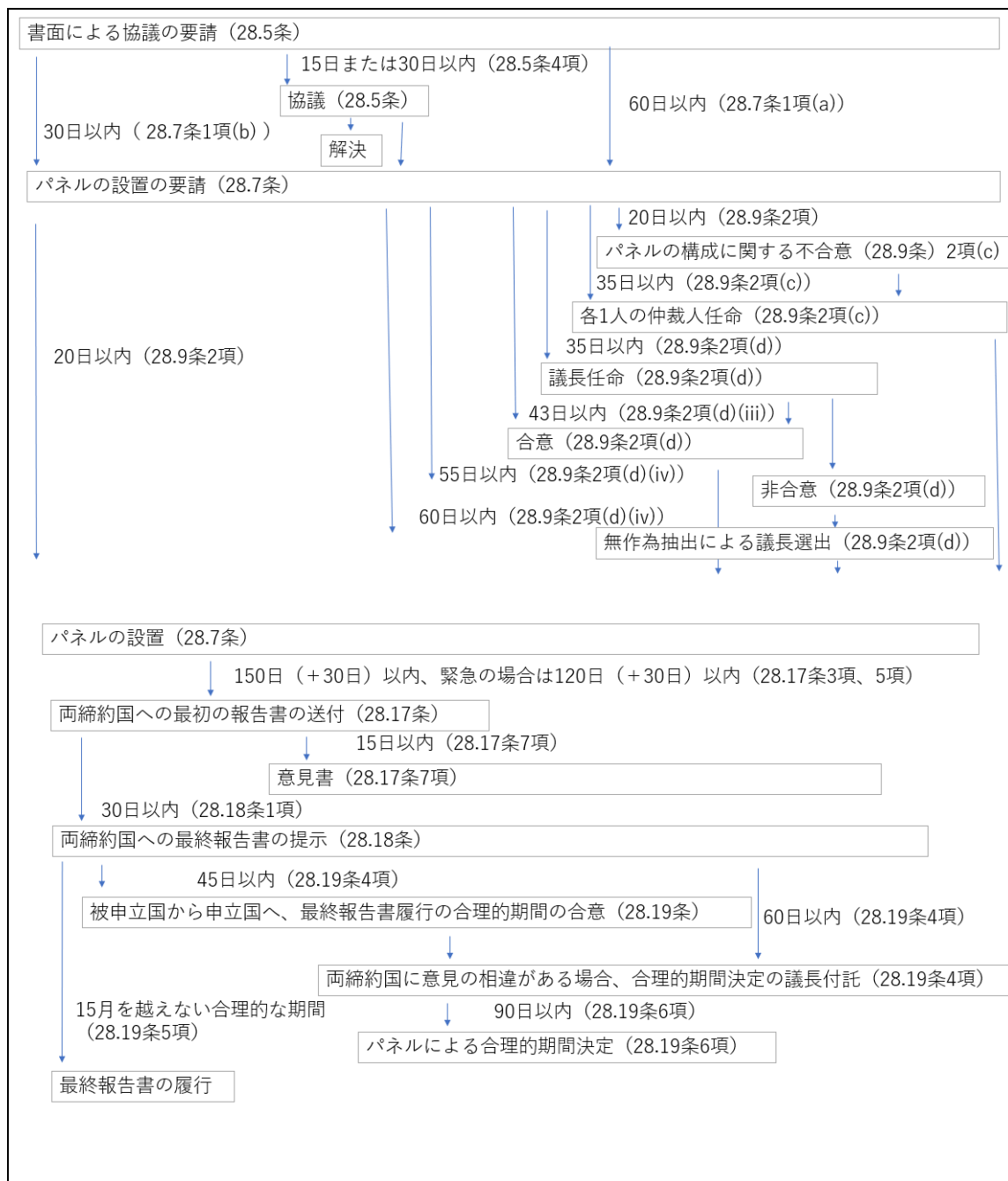
第 28・22 条：私権

第 28・23 条：代替的な紛争解決

紛争の流れ

⁶³⁹ Web 解説 TPP 協定 28 紛争解決手続 (独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト)
https://www.rieti.go.jp/projects/tpp/pdf/28_dsm_v1.pdf

CPTPP における紛争の流れを図示すると以下ようになる。



以下、紛争解決手続に付託できる案件、協議前置義務、紛争解決手続に適用されるルール、時間的制限、他の協定上の紛争解決手続との優先劣後、パネリスト・仲裁人の選定方法、紛争解決機関、上訴手続、仲裁判断の履行担保手続、対抗措置に関する条文、及び知的財産章における紛争に関する条文について整理する。

(i) 紛争解決手続に付託できる案件（第 28・3 条）

紛争解決手続の対象となるのは、CPTPP の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であると規定されている。

第二十八・三条 適用範囲

1 この章の紛争解決に関する規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、次の(a)の事項又は(b)若しくは(c)の場合について適用する。

(a) この協定の解釈又は適用に関する締約国間の全ての紛争の回避又は解決

(b) 締約国が、他の締約国の実際の措置若しくは措置の案がこの協定の義務に適合しておらず、若しくは適合しない可能性があると認める場合又は他の締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかったと認めるその他の場合

(c) 締約国が、第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第三章（原産地規則及び原産地手続）、第四章（繊維及び繊維製品）、第五章（税関当局及び貿易円滑化）、第八章（貿易の技術的障害）、第十章（国境を越えるサービスの貿易）又は第十五章（政府調達）の規定に基づいて自国に与えられることを当然に予想していた利益がこの協定に反しない他の締約国の措置の適用の結果として無効にされ、又は侵害されていると認める場合

2 締約国は、WTO の加盟国が貿易関連知的所有権協定第六十四条の規定に基づいて非違反措置による無効化又は侵害に関する苦情を申し立てる権利を有することとなる日の後六箇月以内に、1(c)の規定について、その対象に第十八章（知的財産）の規定を含めるために改正するかどうかを検討する。

3 この協定の締結に関連して二以上の締約国が締結する文書については、次のとおりとする。

(a) 千九百六十九年五月二十三日にウィーンで作成された条約法に関するウィーン条約第三十一条 2(b)の規定の意味におけるこの協定の関係文書を構成するものではなく、並びに当該文書の当事国でない締約国のこの協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(b) 当該文書が定める場合には、当該文書の下で生ずる事項についてこの章の規定に基づく紛争解決手続に服するものとすることができる。

(ii) 協議前置義務（第 28・5 条）

拘束力を有する紛争解決手続に訴える前に当事者間で協議の場を持つことが義務付けられている。

第二十八・五条 協議

1 締約国は、第二十八・三条（適用範囲）に定める問題について、他の締約国との協議を要請することができる。当該協議の要請を行う締約国は、当該要請を書面で行うものとし、当該書面に、当該要請の理由（問題となっている実際の措置、措置の案（注）その他の事項の特定及び申立ての法的根拠の記載を含む。）を示すものとする。当該要請を行う締約

国は、第二十七・五条（連絡部局） 1 の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて、当該要請を他の締約国に対して同時に送付する。

注 締約国は、措置の案の場合には、当該案の公表の日から六十日以内にこの 1 の規定に基づく協議の要請を行うようあらゆる努力を払う。もっとも、第一文の規定は、いつでも当該要請を行う権利を害するものではない。

2 協議の要請を受ける締約国は、協議国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請の受領の日の後七日以内に当該要請に対して書面により回答する（注）。当該協議の要請を受ける締約国は、他の締約国に対し 1 に規定する総合的な連絡部局を通じて自国の回答を同時に送付し、及び誠実に協議を開始する。

注 協議の要請を受ける締約国は、この 2 に定める期間内に回答しない場合には、協議の要請を行う締約国が当該要請を送付した日の後七日目の日に当該要請を受領したものとみなされる。

3 協議国以外の締約国であって、問題に関する実質的な利害関係を有すると認めるものは、協議の要請の送付の日の後七日以内に他の締約国に対して書面により通報することにより、当該協議に参加することができる。その通報を行う締約国は、当該通報に当該問題に関する自国の実質的な利害関係の説明を含める。

4 協議国は、別段の合意をする場合を除くほか、次の期間内に協議を開始する。

(a) 腐敗しやすい物品に関する問題については、要請の受領の日の後十五日の期間

(b) その他の全ての問題については、要請の受領の日の後三十日の期間

5 協議は、対面により又は協議国にとって利用可能な技術的手段により、行うことができる。協議は、対面によって行う場合には、協議国が別段の合意をする場合を除くほか、当該協議の要請を受けた締約国の首都において行う。

6 協議国は、この条の規定による協議を通じて、問題について相互に満足すべき解決に達するようあらゆる努力を払う。このため、次のことが行われる。

(a) 各協議国が、実際の措置又は措置の案がこの協定の運用又は適用にどのように影響を及ぼす可能性があるかについて十分に検討することができるよう十分な情報を提供すること。

(b) 当該協議に参加する締約国が、当該協議の過程で交換される情報であって秘密であると指定されたものを、当該情報を提供する締約国と同様の条件で取り扱うこと。

7 一の協議国は、この条の規定による協議において、他の協議国に対し、問題となっている事項に関する専門知識を有する当該他の協議国の政府機関その他規制機関の職員を関与させることを可能とするよう要請することができる。

8 協議は、秘密とされるものとし、他の手続におけるいずれの締約国の権利も害さないものとする。

(iii) 紛争解決手続に適用されるルール（第 28・13 条）

委員会が仲裁手続全般に適用される手続規則を定めることが規定されている。

第二十八・十三条 パネルの手続規則

この協定の下で第二十七・二条（委員会の任務）1 (f)の規定に従って定める手続規則は、次のことを確保するものとする。

- (a) 紛争当事国が、パネルにおける審理であって各紛争当事国が口頭で意見を述べることができるものを少なくとも一回行う権利を有すること。
- (b) (f)の規定に従うことを条件として、パネルにおける審理が公衆に公開されること。ただし、紛争当事国が別段の合意をする場合は、この限りでない。
- (c) 各紛争当事国が最初の意見書及び反論のための意見書を提出する機会を有すること。
- (d) (f)の規定に従うことを条件として、各紛争当事国が次のことを行うこと。
 - (i) 当該各紛争当事国の意見書、口頭による陳述を書面にしたもの及びパネルからの要請又は質問に対する書面による回答がある場合には、これらの文書の提出後できる限り速やかに公表するよう最善の努力を払うこと。
 - (ii) これらの文書が公表されていない場合には、パネルの最終報告書が発出される時までに当該これらの文書の全てを公表すること。
- (e) いずれかの紛争当事国の領域内に所在する非政府団体からの要請であって、紛争に関する書面による意見（パネルが紛争当事国の意見及び主張を評価するに当たって役立ち得るもの）を提出する旨のものをパネルが検討すること。
- (f) 秘密の情報を保護すること。
- (g) 紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、意見書の作成及び口頭による主張を英語で行うこと。
- (h) 紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、審理を被申立国の首都において行うこと。

(iv) 時間的制限（第 28・17 条、第 28・18 条）

報告書の時間的制限として、以下の規定が設けられている。

最初の報告書の送付：

パネル構成の合意から 150 日以内

最終報告書の送付：

中間報告書の送付から 30 日以内

第二十八・十七条 最初の報告書

- 1 パネルは、締約国の参加なしに報告書を起草する。
- 2 パネルは、この協定の関連する規定、紛争当事国及び第三国の意見及び主張並びに第二十八・十五条（専門家の役割）の規定によって提供される情報又は助言に基づき報告書を作成する。パネルは、紛争当事国の共同の要請に応じ、紛争解決のための勧告を行うこと

ができる。

3 パネルは、パネルの最後の構成員の任命の日の後百五十日以内に最初の報告書を紛争当事国に提示する。パネルは、緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合を含む。）には、パネルの最後の構成員の任命の日の後百二十日以内に最初の報告書を紛争当事国に提示するよう努める。

4 最初の報告書には、次の事項を含める。

(a) 事実認定

(b) 次のいずれかの事項に関するパネルの決定

(i) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。

(ii) 締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。

(iii) 問題となっている措置が第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化又は侵害を引き起こしているかどうか。

(c) 付託事項において要請されるその他の決定

(d) 紛争当事国が共同で紛争の解決のための勧告を要請した場合には、当該勧告

(e) 認定及び決定の理由

5 パネルは、3に定める期間内に最初の報告書を公表することができないと認める例外的な場合には、最初の報告書を発出する時期の見込みと共に、遅延の理由を書面により紛争当事国に通報する。遅延は、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、三十日の追加的な期間を超えてはならない。

6 パネルの構成員は、全会一致の合意が得られない問題について、別個の意見を表明することができる。

7 紛争当事国は、最初の報告書の提示の後十五日以内又は紛争当事国が合意するその他の期間内に、パネルに対し、最初の報告書に関する書面による意見を提出することができる。

8 パネルは、最初の報告書に関する紛争当事国の書面による意見を検討した後、最初の報告書を修正し、及び適当と認める更なる検討を行うことができる。

第二十八・十八条 最終報告書

1 パネルは、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、最初の報告書の提示の後三十日以内に、紛争当事国に対し、最終報告書（全会一致の合意が得られない問題に関する別個の意見を含む。）を提示する。紛争当事国は、秘密の情報を保護する手段をとった後、当該最終報告書の提示の後十五日以内に当該最終報告書を公表する。

2 パネルは、最初の報告書又は最終報告書のいずれにおいても、いずれのパネルの構成員が多数意見又は少数意見に関係しているかを開示してはならない。

(v) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後（第 28・4 条）

申立国が自ら他の国際貿易協定上の紛争解決手続と CPTPP 上の紛争解決手続のいずれをも選択し得ることが規定されている。

第二十八・四条 場の選択

1 申立国は、この協定及び紛争当事国が締結している他の国際貿易協定（世界貿易機関設立協定を含む。）の下でいずれかの問題に関する紛争が生ずる場合には、紛争を解決するための場を選択することができる。

2 紛争当事国は、申立国がパネル若しくは 1 に規定する協定に基づく他の裁判所の設置を要請した場合又はパネル若しくは当該裁判所に問題を付託した場合には、選択した場以外の場を利用してはならない。

(vi) パネリスト・仲裁人の選定方法（第 28・11 条）

議長候補者名簿の作成及び維持は義務的であるが、それ以外の仲裁人リストの作成は任意とされる。両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、無作為抽出することが規定されている。

第二十八・十一条 パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿

パネルの議長の登録簿

1 この協定の効力発生の日の後百二十日以内に、第三十・五条（効力発生）の規定に従ってこの協定が自国について効力を生じている締約国は、パネルの議長の選出のために使用される登録簿を作成する。

2 委員会は、締約国が 1 に規定する期間内に登録簿を作成することができない場合には、登録簿の構成員に個人を任命するため直ちに会合する。委員会は、4 の規定に基づいて行われる指名及び前条（パネルの構成員の資格）に定める資格を考慮して、この協定の効力発生の日の後百八十日以内に当該登録簿を作成する。

3 登録簿は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、少なくとも十五人で構成する。

4 各締約国は、登録簿のために二人までの個人を指名し、及びその指名にいずれかの締約国の国民一人を含めることができる。

5 締約国は、コンセンサス方式によって登録簿の構成員に個人を任命する。当該登録簿には、各締約国の国民一人を含めることができる。

6 登録簿は、1 若しくは 2 の規定に従って作成される場合又は締約国による見直しの結果再度作成される場合には、少なくとも三年間又は締約国が新たな登録簿を作成するまでの間、引き続き有効とする。登録簿の構成員は、再任されることができる。

7 締約国は、登録簿の構成員が職務を遂行する意思を有しない場合又は職務を遂行することができない場合には、いつでも代替りの者を任命することができる。

8 加入する締約国は、4 及び 5 の規定に従うことを条件として、登録簿のために二人までの個人を指名することができる。これらの個人のいずれか一方又は双方は、締約国による

コンセンサス方式によって登録簿に含めることができる。

締約国別の候補者名簿

9 締約国は、この協定の効力発生の日の後いつでも、パネルの構成員としての職務を遂行する意思及び能力を有する個人の名簿を作成することができる。

10 9に規定する名簿には、当該名簿を作成する締約国の国民又は当該国民以外の個人を含めることができる。各締約国は、当該名簿の構成員に任意の人数の個人を任命し、及びいつでも、個人を追加して任命し、又は当該名簿の構成員を交代させることができる。

11 9の規定に基づいて名簿を作成する締約国は、他の締約国が速やかに当該名簿を入手することができるようにする。

(vii) 紛争解決機関（パネル又は締約国の代表者から成る機関）が決定を行う際の方法（第28・12条）

紛争解決の決定は全員一致で行うよう努めるものとするが、過半数の賛成により決定することができる。

第二十八・十二条 パネルの任務

1 パネルの任務は、パネルに付託される問題の客観的な評価（事実関係の調査並びにこの協定の適用の可能性及びこの協定との適合性に関する調査を含む。）を行うこと並びにパネルの付託事項に定める認定、決定及び勧告であって紛争の解決のために必要なものを行うことである。

2 パネルは、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、この章及び手続規則の規定に適合する方法により、任務を遂行し、及び手続を実施する。

3 パネルは、千九百六十九年の条約法に関するウィーン条約第三十一条及び第三十二条の規定に反映されている国際法上の解釈の規則に従って、この協定について検討する。パネルは、また、この協定に組み込まれた世界貿易機関設立協定の規定に関し、WTOの紛争解決機関によって採択される小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈について検討する。パネルの認定、決定及び勧告は、この協定に基づく締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく締約国の権利及び義務を減じてはならない。

4 パネルは、コンセンサス方式によって決定を行う。ただし、パネルは、コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決によって決定を行うことができる。

(viii) 上訴手続

上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。

(ix) 仲裁判断の履行担保手続（第 28・19 条）

最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できることが規定されている。

第二十八・十九条 最終報告書の実施

1 締約国は、紛争の明確な解決を確保するためのこの章に定める紛争解決手続の目的を達成する上で、パネルが前条（最終報告書）の規定に従って行う決定の速やかな履行の重要性を認める。

2 被申立国は、パネルが最終報告書において次のいずれかのことを決定する場合には、可能な限り、その違反又は無効化若しくは侵害を除去する。

(a) 問題となっている措置がこの協定に基づく締約国の義務に適合しないこと。

(b) 締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかったこと。

(c) 問題となっている措置が第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化又は侵害を引き起こしていること。

3 被申立国は、違反又は無効化若しくは侵害を直ちに除去することができない場合には、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、これらを除去するための合理的な期間を与えられる。

4 紛争当事国は、3に規定する合理的な期間について合意するよう努める。紛争当事国が前条（最終報告書）1の規定に基づく最終報告書の提示の後四十五日の期間内に当該合理的な期間について合意することができない場合には、いずれの紛争当事国も、当該合理的な期間を仲裁によって決定するため、同条1の規定に基づく最終報告書の提示の後六十日以内にその問題を議長に付託することができる。

5 議長は、3に規定する合理的な期間が前条（最終報告書）1の規定に基づく最終報告書の提示から十五箇月を超えるべきでないことを指針として考慮する。もっとも、この十五箇月の期間は、特別の事情がある場合には、短縮し、又は延長することができる。

6 議長は、4の規定に基づく議長への付託の日の後九十日以内に、3に規定する合理的な期間を決定する。

7 紛争当事国は、3に規定する合理的な期間の決定のため、4から6までに定める手続を変更することについて合意することができる。

(x) 対抗措置（第 28・20 条）

第 28・20 条「未実施（代償及び利益の停止）」において、第 15 項で「本条に定める代償、利益停止、金銭支払は一時的措置であり、違反及び無効化・侵害の除去による完全実施が優先される。」とされている。第 2～6 項で、利益の停止（対抗措置）に関して、「30 日の交渉期間内に代償に合意不能か、被申立国が代償の合意条件を遵守しないと思慮する場合、申立国は停止する利益の程度（違反又は無効化・侵害と同等の効果を有する協定上の譲許

の程度)を特定して、利益停止の意図を被申立国に通報する。申立国は利益停止を違反又は無効化・侵害と同一の対象事項において試みるべきで、それが効果的・実効的でなくかつ事態が十分重大である場合、理由を示して他の対象事項において利益を停止できる。」とされている。Web 解説 TPP 協定 28 紛争解決手続によると、この「対象事項」については、協定において明示的には規定されていないものの、第 28・20 条第 4 項(c)の規定を踏まえると、物品、金融サービス、その他サービス、知的財産権に区分される⁶⁴⁰、すなわち、知的財産権が含まれると解される。

第二十八・二十条 未実施（代償及び利益の停止）

1 被申立国は、次のいずれかの場合において、一又は二以上の申立国からの要請があるときは、当該要請の受領の後十五日以内に、相互に受け入れることができる代償を策定するため、当該一又は二以上の申立国と交渉を開始する。

(a) 被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去する意図を有しないことを当該一又は二以上の申立国に通報した場合

(b) 前条（最終報告書の実施）の規定に従って定める合理的な期間の満了後、被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したかどうかについて紛争当事国間に意見の相違がある場合

2 申立国は、次のいずれかの場合には、3 の規定に基づいて利益を停止することができる。

(a) 当該申立国及び被申立国が、代償を策定するための期間が開始した後三十日の期間内に当該代償について合意することができなかった場合

(b) 当該申立国及び被申立国が代償について合意したが、被申立国がその合意の条件を遵守しなかったと関係する申立国が認める場合

3 申立国は、自国について2に規定する条件が満たされた後はいつでも、同等の効果を有する利益を停止する意図を被申立国に対して書面により通報することができる。その通報は、当該申立国が停止することを提案する利益の程度（注）を特定する。当該申立国は、場合に応じ、当該申立国がこの3の規定に基づいて通報する日又はパネルが5の規定に従って決定を行う日のいずれか遅い日の後三十日目の日、利益の停止を開始することができる。

注 「申立国が停止することを提案する利益の程度」とは、この協定に基づく譲許の程度であって、当該譲許の停止が第二十八・十八条（最終報告書）1の規定に従って発出されるパネルの最終報告書においてパネルが存在すると決定する違反又は第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化若しくは侵害の程度と同等の効果を有することとなると申立国が認めるものをいう。

4 申立国は、3の規定に基づいていかなる利益を停止するかを検討するに当たり、次に定める原則及び手続を適用する。

⁶⁴⁰ Web 解説 TPP 協定 28 紛争解決手続（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）
https://www.rieti.go.jp/projects/tpp/pdf/28_dsm_v1.pdf

(a) 当該申立国は、まず、パネルが違反又は無効化若しくは侵害が存在すると決定した対象事項と同一の対象事項における利益の停止を試みるべきである。

(b) 当該申立国は、同一の対象事項における利益を停止することが实际的又は効果的でなく、かつ、事態が十分重大であると認める場合には、異なる対象事項における利益を停止することができる。当該申立国は、3に規定する書面による通報において、異なる対象事項における利益の停止の決定の根拠となる理由を示すものとする。

(c) 当該申立国は、(a)及び(b)に定める原則を適用するに当たり、次の事項を考慮する。

(i) パネルが違反又は無効化若しくは侵害を認定した物品の貿易、サービスの提供その他の対象事項及びこれらの貿易の当該申立国にとっての重要性

(ii) 物品、第十一章（金融サービス）の規定の対象となる全ての金融サービス、当該金融サービス以外のサービス及び第十八章（知的財産）各節がそれぞれ別個の対象事項であること。

(iii) 無効化又は侵害に関連するより広範な経済的要因及び利益の停止のより広範な経済的影響

5 被申立国は、次のいずれかのことを認める場合には、申立国が3の規定に基づいて行う書面による通報の到達の日から三十日以内に、問題を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。

(a) 停止することが提案される利益の程度が明らかに過大であること又は当該申立国が4に定める原則及び手続に従わなかったこと。

(b) 被申立国が、パネルが存在すると決定した違反又は無効化若しくは侵害を除去したこと。

被申立国は、書面により当該申立国にその要請を送付する。パネルは、当該要請の到達の日の後できる限り速やかに再招集されるものとし、(a)若しくは(b)の規定に基づく要請を検討するためにパネルが再招集された後九十日以内又は(a)及び(b)の規定に基づく要請のためにパネルが再招集された後百二十日以内に、その決定を紛争当事国に提示するものとする。パネルは、申立国が停止することを提案する利益の程度が明らかに過大であると決定する場合には、同等の効果を有すると認める利益の程度を決定する。

6 申立国は、被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定した場合を除くほか、パネルが5の規定に従って決定した程度まで又はパネルが程度を決定しなかった場合には当該申立国が3の規定に基づき停止することを提案した程度まで、利益を停止することができる。パネルは、4に定める原則及び手続に当該申立国が従わなかったと決定する場合には、4に定める原則及び手続の完全な遵守を確保するため、当該申立国が利益を停止することができる対象事項及び停止することができる利益の程度をパネルの決定に明記する。当該申立国は、パネルの決定に適合する態様によってのみ利益を停止することができる。

7 申立国は、利益を停止する意図を書面により通報した後三十日以内又はパネルが5の規定に従って再招集される場合にはパネルが決定を提示した後二十日以内に、被申立国が

金銭による評価額を支払う意図を有する旨を当該申立国に対して書面により通報する場合
には、利益を停止してはならない。紛争当事国は、被申立国が金銭による評価額を支払う
意図を有する旨を通報した日の後十日以内に、当該評価額の金額について合意に達するた
めに協議を開始する。当該紛争当事国がその協議の開始後三十日以内に合意に達すること
ができず、かつ、8に規定する基金の利用に関する議論を行っていない場合には、当該評
価額の金額は、アメリカ合衆国ドルにより、パネルが5の規定に従い同等の効果を有する
と決定した利益の程度の五十パーセントと同等の水準又はパネルが当該程度を決定しなかつ
た場合には当該申立国が3の規定に基づき停止することを提案した程度の五十パーセン
トと同等の水準に設定する。

8 金銭による評価額が申立国に支払われる場合には、当該評価額は、アメリカ合衆国ドル
又はその同等の額の被申立国の通貨若しくは紛争当事国が合意するその他の通貨により、
被申立国が評価額を支払う意図を有する旨を通報する日の後六十日目から四半期ごとの均
等な分割払によって支払われる。紛争当事国は、状況により正当と認められる場合には、
締約国間の貿易の円滑化（不当な貿易上の障害を更に削減すること又は被申立国によるこ
の協定に基づく義務の履行を支援することによるものを含む。）を目的とする適当な自発
的活動のための当該紛争当事国が指定する基金に対して被申立国が評価額を支払うことを
決定することができる。

9 被申立国は、四半期ごとの分割払の最初の支払期限の到来と同時に、申立国に対し、違
反又は無効化若しくは侵害を除去するためにとろうとする行動の計画を提出する。

10 被申立国は、申立国が延長に合意する場合を除くほか、被申立国が7の規定に基づいて
書面により通報した日から十二箇月間を限度として、申立国による利益の停止に代わる金
銭による評価額を支払うことができる。

11 10の規定に基づく支払のための期間を延長することを求める被申立国は、十二箇月の
期間の満了の三十日前までに、書面により延長のための要請を行う。紛争当事国は、延長
の期間及び条件（評価額の金額を含む。）を決定する。

12 申立国は、次のいずれかの場合には、3、4及び6の規定に基づき、被申立国に対する
利益の適用を停止することができる。

(a) 被申立国が、8の規定に基づく支払を行わない場合又は13の規定に基づき支払を行
うことを選択した後当該支払を行わない場合

(b) 被申立国が9の規定に従って要求される計画を提出しない場合

(c) 金銭による評価額の支払の期間（延長の期間を含む。）が終了した場合において、被
申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去しなかったとき。

13 被申立国が基金の利用の可能性について議論することを希望することを申立国に通報
し、紛争当事国が被申立国による7の規定に基づく通報の日から三箇月以内に基金の利用
について合意しない場合において、その三箇月の期間が当該紛争当事国の合意によって延
長されなかったときは、被申立国は、5の規定に従って決定される額の五十パーセント又
は5の規定に基づく決定が行われないときは当該申立国が3の規定に基づいて提案した程

度の五十パーセントと同等の金銭による評価額の支払を行うことを選択することができる。当該支払は、その選択が行われる場合には、被申立国の 7 の規定による通報から九箇月以内に、アメリカ合衆国ドル又はその同等の額の被申立国の通貨若しくは当該紛争当事国が合意するその他の通貨によって行われなければならない。当該申立国は、当該選択が行われない場合には、当該選択のための期間の終了の時に、5 の規定に従って決定される額又は 5 の規定に基づく決定が行われないときは当該申立国が 3 の規定に基づいて提案した程度の利益の適用を停止することができる。

14 申立国は、8 及び 13 に規定する基金の利用の可能性に関する被申立国による通報に対して好意的な考慮を払う。

15 代償、利益の停止及び金銭による評価額の支払は、一時的な措置とする。これらのいずれの措置よりも、違反又は無効化若しくは侵害の除去による完全な実施が優先する。代償、利益の停止及び金銭による評価額の支払は、被申立国が違反若しくは無効化若しくは侵害を除去する時までの間又は相互に満足すべき解決に達するまでの間においてのみ、適用される。

(d) 例外及び一般規定 (第 29 章)

例外及び一般規定章 (第 29 章) は、8 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①例外に関する条文 (第 29・1 条～第 29・6 条)、②一般規定に関する条文 (第 29・7 条、第 29・8 条) に分類される。なお、締約国にニュージーランドが含まれており、例外規定には、先住民族 (マオリ族) に対してより有利な待遇を与えるために必要な措置 (ワイタンギ条約) に関する条文が含まれている。

第 A 節 例外

第 29・1 条：一般的例外

第 29・2 条：安全保障のための例外

第 29・3 条：一時的なセーフガード措置

第 29・4 条：租税に係る課税措置

第 29・5 条：たばこの規制のための措置

第 29・6 条：ワイタンギ条約

第 B 節 一般規定

第 29・7 条：情報の開示

第 29・8 条：伝統的な知識及び伝統的な文化的表現

以下、例外に関する条文、及び一般規定の中で知的財産に関連すると思われる「伝統的な知識及び伝統的な文化的表現」に関連する条文を整理する。

(i) 一般的例外（第 29・1 条）

第 29・1 条は、第 1 項において物品貿易関連章にガットの一般的例外規定を組み込んでいる。また、第 3 項においてサービス貿易関連章に GATS の一般的例外規定を組み込んでいる。CPTPP の各章には個別の例外規定等があり、本規定は各章に横断的に適用される「一般的」例外を扱う。⁶⁴¹

第二十九・一条 一般的例外

1 第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第三章（原産地規則及び原産地手続）、第四章（繊維及び繊維製品）、第五章（税関当局及び貿易円滑化）、第七章（衛生植物検疫措置）、第八章（貿易の技術的障害）及び第十七章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す（注）。

注 第十七章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、物品の購入、生産若しくは販売又は最終的な結果が物品の生産である活動に影響を及ぼす締約国の措置（国有企業又は指定独占企業の活動を通じてとられる措置の実施を含む。）についてのみ、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること並びに同条(g)の規定が生物及び非生物の有限天然資源の保存に関する措置について適用されることを了解する。

3 第十章（国境を越えるサービスの貿易）、第十二章（ビジネス関係者の一時的な入国）、第十三章（電気通信）、第十四章（電子商取引）（注 1）及び第十七章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す（注 2）。締約国は、同条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

注 1 この条の規定は、デジタル・プロダクトが物品又はサービスのいずれに分類されるべきかについて影響を及ぼすものではない。

注 2 第十七章（国有企業及び指定独占企業）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条（注を含む。）の規定は、サービスの購入若しくは提供又は最終的な結果がサービスの提供である活動に影響を及ぼす締約国の措置（国有企業又は指定独占企業の活動を通じてとられる措置の実施を含む。）についてのみ、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

⁶⁴¹ Web 解説 TPP 協定 29 例外及び一般規定（独立行政人 経済産業研究所ウェブサイト）
https://www.rieti.go.jp/projects/tpp/pdf/29_exception_v1.pdf

4 この協定のいかなる規定も、締約国が、関税の維持又は引上げを含む行動であって、WTOの紛争解決機関によって承認されるもの又は行動をとる締約国及び当該行動がとられる締約国が締結している自由貿易協定に基づく紛争解決のためのパネルの決定の結果とられるものをとることを妨げるものと解してはならない。

関税及び貿易に関する一般協定（ガット）⁶⁴²

第二十条 一般的例外

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(a) 公徳の保護のために必要な措置

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置

(d) この協定の規定に反しない法令(税関行政に関する法令、第二条 4 及び第十七条の規定に基いて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。)の遵守を確保するために必要な措置

(e) 刑務所労働の産品に関する措置

(f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

(h) 締約国団に提出されて否認されなかつた基準に合致する政府間商品協定又は締約国団に提出されて否認されなかつた政府間商品協定のいずれかに基く義務に従つて執られる措置

(i) 国内原料の価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置。ただし、この制限は、国内産業の産品の輸出を増加するように、又は国内産業に与えられる保護を増大するように運用してはならず、また、無差別待遇に関するこの協定の規定から逸脱してはならない。

(j) 一般的に又は地方的に供給が不足している産品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、すべての締約国が当該産品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に合致するものでなければならず、また、この協定の他の規定に反するこのような措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなくなつたときは、直ちに終止しなければならない。締約国団は、千九百六十年六月三十日以前に、この(j)の規定の必要性について検討しなければならない。

⁶⁴² 関税及び貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000137.html#article20

サービスの貿易に関する一般協定（GATS）⁶⁴³

第十四条 一般的例外

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序(注)の維持のために必要な措置

注： 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な(注)賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第十七条の規定に合致しない措置

注： 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、加盟国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(i) 非居住者の租税に係る義務が当該加盟国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii) 当該加盟国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置(租税に係る義務の遵守のための措置を含む。)

(iv) 当該加盟国の領域内の源泉に基づき他の加盟国の領域内で又は他の加盟国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置

⁶⁴³ サービスの貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000428.html#article14

(vi) 当該加盟国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置

この(d)及び注に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる加盟国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

(e) 取扱いの差異が加盟国の拘束される二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第二条の規定に合致しない措置

(ii) 安全保障のための例外（第 29・2 条）

第 29・2 条は、安全保障のための例外を規定するガット第 21 条及び GATS 第 14 条の 2 の規定を統合・整理した規定となっている。ただし、第 29・2 条(b)における「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置」には、ガット第 21 条(b)及び GATS 第 14 条の 2(b)に記載される具体的措置は明示されていない⁶⁴⁴。

第二十九・二条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。

(b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

関税及び貿易に関する一般協定（ガット）⁶⁴⁵

第二十一条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。

(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわ

⁶⁴⁴ Web 解説 TPP 協定 29 例外及び一般規定（独立行政人 経済産業研究所ウェブサイト）

https://www.rieti.go.jp/projects/tpp/pdf/29_exception_v1.pdf

⁶⁴⁵ 関税及び貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000137.html#article21

れるその他の貨物及び原料の取引に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置を執ることを妨げること。

サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) ⁶⁴⁶

第十四条の二 安全保障のための例外

1. この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該加盟国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

2. サービスの貿易に関する理事会は、1 の(b)及び(c)の規定に基づいてとられる措置並びにその終了について最大限に可能な範囲で通報を受ける

(iii) 一時的なセーフガード措置 (第 29・3 条)

国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合において、締約国が経常勘定取引のための支払又は移転について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないこと、及び資本の移動に関連する支払又は移転について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないことが規定されている。

第二十九・三条 一時的なセーフガード措置

1 この協定のいかなる規定も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合において、締約国が経常勘定取引のための支払又は移転について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、次のいずれかの場合において、締約国が資本の移動に関連する支払又は移転について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのあ

⁶⁴⁶ サービスの貿易に関する一般協定 (外務省ウェブサイト)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000428.html#article14-2

る場合

(b) 例外的な状況において、資本の移動に関連する支払又は移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある場合

3 1又は2の規定に基づいて採用し、又は維持する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十一・三条（内国民待遇）及び第十一・四条（最恵国待遇）の規定に反しないものであること（注）。

注 1又は2の規定に基づいて採用し、又は維持する措置が投資家を居住に基づいて区別する事実は、当該措置が第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十一・三条（内国民待遇）及び第十一・四条（最恵国待遇）の規定に適合しないことを必ずしも意味するものではない。もっとも、これらの規定の一般的な解釈を妨げるものではない。

(b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c) 他の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d) 1又は2に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e) 一時的なものであり、1又は2に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること及び十八箇月の期間を超えないこと。もっとも、一の締約国は、例外的な状況において、当該措置を延長することについてその延長の三十日以内に他の締約国に書面により通報することにより、一年の追加的な期間ごとに当該措置を延長することができる。ただし、協議の後、その通報の受領から三十日以内に、締約国の過半数が、延長される措置が(c)、(d)及び(h)に定める要件を満たすために立案され、及び適用されることについて同意しない旨を書面により通報する場合は、この限りでない。この場合において、当該延長される措置をとる締約国は、締約国の過半数が同意しない旨の通報の受領から九十日以内に、他の締約国の意見を考慮して、当該延長される措置を廃止し、又は、及びの規定に適合させるために修正するものとする。

(f) 第九・八条（収用及び補償）の規定に反しないものであること（注）。

注 1又は2に規定する措置は、附属書九-B（収用）(3)(b)に規定する公共の福祉に係る正当な目的を保護するために締約国により立案され、及び適用される差別的でない規制措置であることがある。

(g) 資本の流出に対する制限の場合には、制限的な措置をとる締約国の領域において投資家が制限された資産（注）から市場における相場で収益を得ることを妨げるものでないこと。

注 この(g)における「制限された資産」とは、制限的な措置をとる締約国の領域において締約国の投資家によって投資された資産であって、当該制限的な措置をとる締約国の領域外に移転することを制限されたもののみをいう。

(h) 経済全般の必要な調整を避けるために使用されるものでないこと。

4 1及び2に規定する措置は、外国直接投資（注）に関連する支払又は移転については、適用しない。

注 この条の規定の適用上、「外国直接投資」とは、締約国の投資家による他の締約国の領域における投資の一形態であって、当該投資家が、当該投資を通じ、企業若しくは他の直接投資に係る資産を所有し、若しくは支配し、又は企業若しくは他の直接投資に係る資産の管理に相当な程度の影響力を及ぼすものであり、及び永続的な関係を構築するために行う傾向にあるものをいう。例えば、十二箇月以上の期間にわたる企業の議決権の十パーセント以上の所有は、一般に外国直接投資とみなされる。

5 締約国は、1又は2の規定に基づいて採用し、又は維持する措置が価格を基礎とするものであるよう定めることに努めるものとし、当該措置が価格を基礎とするものでない場合において、他の締約国に当該措置を通報するときは、数量制限を利用する必要性について説明するものとする。

6 物品の貿易の場合には、千九百九十四年のガット第十二条及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。この6の規定に基づいて採用し、又は維持する措置は、非締約国の待遇と比較してこの協定に基づいて他の締約国に与えられる相対的な利益を害してはならない。

7 1、2又は6の規定に基づく措置を採用し、又は維持する締約国は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 他の締約国に対し、当該措置（その変更を含む。）について、その実施の必要性とともに、その採用から三十日以内に書面により通報すること。

(b) 日程又は当該措置の廃止のために必要な条件をできる限り速やかに提示すること。

(c) 当該措置を速やかに公表すること。

(d) 自国が採用し、又は維持する措置の見直しのため、他の締約国と速やかに協議を開始すること。

(i) 資本の移動の場合には、自国が採用した措置について協議を要請する他の締約国に対して速やかに回答すること。ただし、当該協議がこの協定の範囲外で行われている場合を除く。

(ii) 経常勘定に係る制限の場合において、自国が採用した措置に関する協議が世界貿易機関設立協定の枠組みの下で行われていないときは、要請に応じ、利害関係を有する締約国と速やかに協議を開始すること。

(iv) 租税に係る課税措置（第29・4条）

この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しないこと、及びこの協定のいかなる規定も、租税条約に基づく

締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先することが規定されている。

第二十九・四条 租税に係る課税措置

1 この条の規定の適用上、「指定当局」とは、次の者又は他の締約国に対して書面により通報するこれらの者の後継者をいう。

- (a) オーストラリアについては、財務次官又は権限を与えられたその代理者
 - (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
 - (c) カナダについては、財務省税制担当次官補
 - (d) チリについては、財務次官
 - (e) 日本国については、外務大臣及び財務大臣（注）
- 注 関係締約国の指定当局間の協議のための日本国の連絡部局は、財務省である。
- (f) マレーシアについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
 - (g) メキシコについては、財務公債大臣
 - (h) ニュージーランドについては、内国歳入庁長官又は権限を与えられたその代理者
 - (i) ペルーについては、経済・財政省国際経済・競争・生産担当局長
 - (j) シンガポールについては、財務省首席税政官
 - (k) アメリカ合衆国については、財務次官補（税制担当）
 - (l) ベトナムについては、財務大臣

「租税条約」とは、二重課税の回避のための条約その他の租税に関する国際協定又は国際取極をいう。

「租税」及び「租税に係る課税措置」には、消費税を含むが、次のものを含まない。

- (a) 第一・三条（一般的定義）に定義する「関税」
- (b) 第一・三条（一般的定義）の「関税」の定義の(b)及び(c)に掲げる措置

2 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

3 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

4 二以上の締約国間の租税条約に関し、この協定と当該租税条約との間で抵触が存在するかどうかについて問題が生ずる場合には、当該問題は、当該締約国の指定当局に付託される。当該締約国の指定当局は、当該抵触の存在及び程度に関する決定を行うため、当該問題の付託の日から六箇月の期間を有する。当該六箇月の期間は、当該指定当局が合意する場合には、当該問題の付託の日から十二箇月まで延長することができる。当該問題を生じさせた措置についての手続であって、前章（紛争解決）又は第九・十九条（請求の仲裁への付託）の規定によるいかなるものも、当該六箇月の期間又は当該指定当局が合意するその他の期間が終了するまで開始することができない。租税に係る課税措置に関する紛争を検討するために設置されるパネル又は仲裁廷は、この4の規定に基づいて締約国の指定

当局が行う決定を拘束力のあるものとして受け入れる。

5 3の規定にかかわらず、

(a) 第二・三条（内国民待遇）及び同条の規定を実施するために必要なこの協定の他の規定は、千九百九十四年のガット第三条の規定が適用される限度において、租税に係る課税措置について適用する。

(b) 第二・十五条（輸出税、租税その他の課徴金）の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

6 3の規定に従うことを条件として、

(a) 第十・三条（内国民待遇）及び第十一・六条（国境を越える貿易）1の規定は、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（当該投資又は財産の移転に対するものを除く。）であって、特定のサービスの購入又は消費に関連するものについて適用する。ただし、第一文の規定は、締約国が、自国の領域においてサービスを提供することを要求することを特定のサービスの購入又は消費に関する利益の享受又はその継続のための条件とすることを妨げるものではない。

注 この(a)の規定は、締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。

(b) 第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十一・三条（内国民待遇）、第十一・四条（最恵国待遇）、第十一・六条（国境を越える貿易）1及び第十四・四条（デジタル・プロダクトの無差別待遇）の規定は、全ての租税に係る課税措置について適用する。ただし、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産、投資又は財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（当該投資又は財産の移転に対するものを除く。）及び遺産、相続、贈与又は世代を飛ばした財産の移転に対する租税を除く。

注 この(b)の規定は、締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。

(c) 第十四・四条（デジタル・プロダクトの無差別待遇）の規定は、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（当該投資又は財産の移転に対するものを除く。）であって、特定のデジタル・プロダクトの購入又は消費に関連するものについて適用する。ただし、第一文の規定は、締約国が、自国の領域においてデジタル・プロダクトを提供することを要求することを特定のデジタル・プロダクトの購入又は消費に関する利益の享受又はその継続のための条件とすることを妨げるものではない。

注 この(c)の規定は、締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。

ただし、(a)から(c)までに規定する各条のいかなる規定も、次のものについては、適用しない。

(d) 租税条約に基づいて締約国が与える利益に対する最恵国待遇の義務

(e) 現行の租税に係る課税措置に係る規定であってこの協定の規定に適合しないもの
(f) 現行の租税に係る課税措置に係る規定であってこの協定の規定に適合しないものの継続又は即時の更新

(g) 現行の租税に係る課税措置に係る規定であってこの協定の規定に適合しないものの改正（当該改正において当該課税措置と(a)から(c)までに規定する各条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

(h) 租税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする新たな租税に係る課税措置の採用又は実施（課税を目的として居住地に基づいて者を区別する租税に係る課税措置を含む。）。ただし、当該租税に係る課税措置が締約国の者、物品又はサービスの間で恣意的な差別を行わないことを条件とする（注）。

注 締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(d)の注の規定がサービス又は直接税に限定されないとした場合における同条(d)の注の規定に照らし、この(h)の規定を解釈しなければならないことを了解する。

(i) 年金信託、年金計画、退職年金基金その他の制度であって、年金、退職年金又は類似の給付を行うためのものに対し、締約国が、継続して権限、規制又は監督を維持することを要求することを、当該制度への拠出又は当該制度の収入に関する利益の享受又はその継続のための条件とする規定

(j) 保険料に対する消費税（当該消費税が、他の締約国によって課される場合には、(e)から(g)までの規定の対象となるものに限る。）

7 3の規定に従うことを条件として、かつ、5の規定に基づく締約国の権利及び義務を害することなく、第九・十条（特定措置の履行要求）2、3及び5の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

8 第九・八条（収用及び補償）の規定は、租税に係る課税措置について適用する。ただし、当該租税に係る措置が収用に当たらないことがこの8の規定に従って決定されている場合には、いかなる投資家も、同条の規定を請求の根拠として援用することができない。租税に係る課税措置について同条の規定を援用しようとする投資家は、当該租税に係る措置が収用に当たらないかどうかの問題を、第九・十九条（請求の仲裁への付託）に規定する付託の意図の通知を送付する際に、まず、当該投資家の締約国の指定当局及び被申立人である締約国の指定当局に付託しなければならない。これらの指定当局が、当該問題を検討することについて合意しない場合又は当該問題を検討することについて合意したが、その付託から六箇月以内に当該措置が収用に当たらないことについて合意することができない場合には、当該投資家は、同条の規定に基づいて自己の請求を仲裁に付託することができる。

9 この協定のいかなる規定も、シンガポールが、空間に係る特定の制約から生ずる自国の公共政策の目的に対処するために必要である以上に貿易制限的でない租税に係る課税措置を採用することを妨げるものではない。

(v) たばこの規制のための措置（第 29・5 条）

締約国は、自国によるたばこの規制のための措置に対する不服の申立てに係る請求については、第九章（投資）第 B 節（投資家と国との間の紛争解決）に定める利益を否認することを選択することができることが規定されている。

第二十九・五条 たばこの規制のための措置（注）

注 この条の規定は、第九・十五条（利益の否認）の規定の運用又はたばこの規制のための措置に関する前章（紛争解決）の規定に基づく締約国の権利に影響を及ぼすものではない。

締約国は、自国によるたばこの規制のための措置（注）に対する不服の申立てに係る請求について第九章（投資）第 B 節（投資家と国との間の紛争解決）に定める利益を否認することを選択することができる。当該締約国がその選択を行った場合には、当該請求は、同節の規定による仲裁に付託することができない。当該締約国は、当該請求について同節の規定による仲裁への当該請求の付託の時までに利益を否認することを選択しなかった場合には、その手続の期間中に利益を否認することを選択することができる。当該締約国が当該請求について利益を否認することを選択する場合には、当該請求は、棄却される。

注 たばこの規制のための措置とは、締約国の措置であって、製造されたたばこ製品（たばこを原料とする製品及びたばこから得られる製品を含む。）の生産若しくは消費、流通、ラベル、包装、宣伝、マーケティング、販売促進、販売、購入又は使用に関するもの及び検査、記録、報告の要求等の取締措置をいう。たばこ製品の製造者が保有していないたばこの葉又は製造されたたばこ製品の一部でないたばこの葉についての措置は、たばこの規制のための措置ではない。

(vi) ワイタング条約（第 29・6 条）

先住民族（ニュージーランド・マオリ族）に対してより有利な待遇を与えるために必要な措置（ワイタング条約）を妨げるものではないことを規定している。

第二十九・六条 ワイタング条約

1 この協定のいかなる規定も、ニュージーランドが、この協定の対象となる事項について、マオリ族に対してより有利な待遇を与えるために必要であると認める措置（ワイタング条約に基づく自国の義務の履行を含む。）を採用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が他の締約国の者に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は物品の貿易、サービスの貿易及び投資に対する偽装した制限として用いられないことを条件とする。

2 締約国は、ワイタング条約の解釈（同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。）がこの協定の紛争解決に関する規定の対象とならないことに合意する。前章（紛争解決）の規定は、その他の場合には、この条の規定について適用する。第二十八・七条（パネルの設置）の規定に従って設置されるパネルに対しては、1 に規定する措置がこの協定に基づく締約国の権利と抵触するかどうかのみ決定するよう要請することができ

る。

(vii) 伝統的な知識及び伝統的な文化的表現（第 29・8 条）

各締約国は、自国の国際的な義務に従い、伝統的な知識及び伝統的な文化的表現を尊重し、保護し、及び奨励するための適当な措置を定めることができることが規定されている。

第二十九・八条 伝統的な知識及び伝統的な文化的表現

各締約国は、自国の国際的な義務に従い、伝統的な知識及び伝統的な文化的表現を尊重し、保護し、及び奨励するための適当な措置を定めることができる。

（e）知的財産章における例外措置（第 18 章）

(i) 最終規定（第 K 節）（第 18・83 条）

締約国のための経過期間が規定されている。具体的には、ブルネイ（BN、未発効）、マレーシア（MY、2022 年 11 月発効）、メキシコ（MX、2018 年 12 月発効）、ニュージーランド（NZ、2018 年 12 月発効）、ペルー（PE、2021 年 9 月発効）、ベトナム（VN、2018 年 12 月発効）の経過期間（起算日は発効日）が記載されている。対象条文とその経過期間を下表にまとめる。

	BN	MY	MX	NZ	PE	VN
第 18・7 条（国際協定） 2(a) マドリッド議定書	-	4 年	-	-	-	-
第 18・7 条（国際協定） 2(b) ブダペスト条約	-	4 年	-	-	-	2 年
第 18・7 条（国際協定） 2(c) シンガポール条約	-	4 年	-	-	-	-
第 18・7 条（国際協定） 2(d) UPOV 条約	3 年	4 年	4 年	-	-	-
第 18・7 条（国際協定） 2(e) WIPO 著作権条約	-	-	-	-	-	3 年
第 18・7 条（国際協定） 2(f) WIPO 実演・レコード条約	-	-	-	-	-	3 年
第 18・18 条（商標として 登録することができる 標識の種類）音による 標章	3 年	3 年	-	-	-	3 年
第 18・46 条（特許を与える 当局の不合理な遅	-	-	-	-	-	5 年 ^{c)}

延についての特許期間の調整) 3 及び 4 (医薬品が請求の範囲に記載されている特許) *)						
第 18・46 条 (特許を与える当局の不合理的遅延についての特許期間の調整) 3 及び 4 (農業用の化学品が請求の範囲に記載されている特許) *)	-	-	-	-	-	5 年 ^{c)}
第 18・46 条 (特許を与える当局の不合理的遅延についての特許期間の調整) 3 及び 4 *)	-	-	-	-	-	3 年 ^{d)}
第 18・47 条 (農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護)	18 箇月	-	5 年	-	-	5 年
第 18・48 条 (不合理的短縮についての特許期間の調整) 2 *)	-	4 年 6 箇月	4 年 6 箇月	-	-	5 年
第 18・50 条 (開示されていない試験データその他のデータの保護) *)	4 年 ^{a)}	-	5 年 ^{a)}	-	5 年	10 年 ^{e,f)}
第 18・51 条 (生物製剤) *)	4 年 ^{a)}	5 年	5 年 ^{a)}	-	10 年	10 年 ^{e,f)}
第 18・53 条 (特定の医薬品の販売に関する措置)	2 年	4 年 6 箇月	-	-	-	3 年
第 18・63 条 (著作権及び関連する権利の保護期間) *)	-	-	-	8 年 ^{b)}	-	-
第 18・63 条 (著作権及び関連する権利の保護期間) (a) *)	-	2 年	-	-	-	5 年
第 18・68 条 (技術的保護期間) *)	-	-	-	-	-	3 年
第 18・69 条 (権利管理情報) *)	-	-	-	-	-	3 年
第 18・76 条 (国境措置に関する特別の要件) 「混同を生じさせる	-	4 年	-	-	-	-

ほどこに類似」の商標を付した物品の引取りを停止し、又は当該物品を留置するための申立て						
第 18・76 条 (国境措置に関する特別の要件) 5(b)及び(c)	-	4 年	-	-	-	-
第 18・76 条 (国境措置に関する特別の要件) 5(b) 輸出に対する職権による国境措置	-	-	-	-	-	3 年
第 18・76 条 (国境措置に関する特別の要件) 5(c) 通過物品に対する職権による国境措置	-	-	-	-	-	2 年
第 18・77 条 (刑事上の手続及び刑罰) 1 (b)	-	-	-	-	-	3 年
第 18・77 条 (刑事上の手続及び刑罰) 2 著作権侵害物品の輸入	-	-	-	-	-	3 年
第 18・77 条 (刑事上の手続及び刑罰) 2 輸出	-	-	-	-	-	3 年
第 18・77 条 (刑事上の手続及び刑罰) 4 上映中の映画の著作物の許諾を得ない複製	-	-	-	-	-	3 年
第 18・77 条 (刑事上の手続及び刑罰) 6 (g) 著作権以外の権利に対する権利者からの要請のない権利行使	-	-	-	-	-	3 年
第 18・78 条 (営業上の秘密) 2 及び 3	-	-	-	-	-	3 年
第 18・79 条 (衛生放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護) 1 刑事上の制裁*)	-	-	-	-	-	3 年
第 18・79 条 (衛生放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護) 2 *)	-	4 年	-	-	-	-
第 18・79 条 (衛生放送用及びケーブル放送用	-	-	-	-	-	3 年

の暗号化された番組 伝送信号の保護) 3 ケーブル放送要の暗 号化された番組伝送 信号*)						
第 18 条第 J 節(インター ネット・サービス・プ ロバイダ) (第 18・81 条～第 18・82 条*)	3 年	-	3 年	-	-	3 年

*) : 凍結規定 (第 18・37 条 2、第 18・37 条 4 の第 2 文、第 18・46 条、第 18・48 条、第 18・50 条、第 18・51 条、第 18・63 条、第 18・68 条、第 18・69 条、第 18・79 条、第 18・82 条、附属書 18-E、附属書 18-F) に該当

a) : ブルネイ・ダルサラーム国、メキシコは、第 18・50 条 (開示されていない試験データその他のデータの保護) 及び第 18・51 条 (生物製剤) の規定に基づく自国の義務を履行した後、自国において新規の医薬品の販売承認についての申請の手続の開始に不合理な遅延がある場合には、自国の市場に新規の医薬品を導入するため、当該申請の手続を適時に開始するよう奨励する措置を採用することを検討することができる。このため、同国は、当該措置の案について委員会を通じて他の締約国に通報し、当該他の締約国と協議する。その協議については、関心を有する締約国による要請が行われてから 30 日以内に開始するものとし、懸念を解決するために十分な時間及び機会を与える。さらに、当該措置については、正当な商業的考慮を尊重し、並びに新規の医薬品の開発のための奨励措置の必要性及び当該国における当該医薬品の迅速な販売承認の必要性を考慮する。

b) : ただし、この協定がニュージーランドについて効力を生ずる日以後、同国は、この協定の効力発生前に自国の法律が定めた保護期間が当該八年の間に満了する著作物、実演又はレコードについて、それらの保護期間が、この協定に基づく当該保護期間の計算のための基礎となる同条の規定における関係する日から六十年で満了することを定める。締約国は、第十八・十條 (既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用) の規定の適用に当たって、ニュージーランドが、同国の領域において公共の領域 (パブリック・ドメイン) にある著作物、実演及びレコードについて、第二文の規定に基づいて定める条件に従う保護期間を回復し、又は延長することを要求されないことを了解する。

c) : 締約国は、医薬品及び農業用の化学品が請求の範囲に記載されている特許についての第 18・46 条 (特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整) 3 及び 4 の規定の実施に係る経過期間について、1 年を限度とする当該経過期間の 1 回の延長についてのベトナムの正当な要請を考慮する。同国の要請には、延長の理由を含める。同国は、委員会が当該要請の受領から 60 日以内に別段の決定を行わない限り、この規定に基づいて要請を行ったときに当該 1 回の延長を利用することができる。同国は、1 年を限度とする延長された経過期間が満了する日までに、同条 3 及び 4 の規定に基づく自国の義務を履行するためにとった措置について委員会に対して書面により報告書を提出する。

d) : 第 18・10 条 (既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用) の規定

にかかわらず、ベトナムについては、この規定に基づく3年間の経過期間又は第18・83条（最終規定）4(f)(v)及び(vi)の規定に基づいて適用される経過期間（5年）の終了の後に提出された全ての出願に適用する。

e)：医薬品についての第18・50条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第18・51条（生物製剤）の規定の実施に係る経過期間については、次のとおりとする。

(A) 締約国は、2年を限度とする経過期間の1回の延長についてのベトナムの正当な要請を考慮する。同国の要請には、延長の理由を含める。同国は、委員会が当該要請の受領から60日以内に別段の決定を行わない限り、この規定に基づいて要請を行ったときに当該1回の延長を利用することができる。同国は、2年を限度とする延長された経過期間が満了する日までに、第18・50条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第18・51条（生物製剤）の規定に基づく自国の義務を履行するためにとった措置について委員会に対して書面により報告書を提出する。

(B) ベトナムは、第27章（運用及び制度に関する規定）の規定に基づいて更に1回の延長を要請することができる。同国の要請には、その理由を含める。委員会は、第27・3条（意思決定）に定める手続に従い、能力及び他の適当な状況を含む関連する要素に基づき当該要請を認めるかどうかを決定する。同国は、(A)の第一文に定める2年を限度とする経過期間の満了の1年前までに、当該要請を行う。締約国は、当該要請に対して妥当な考慮を払う。ベトナムは、委員会が同国の要請を認めた場合には、延長期間が満了する日までに第18・50条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第18・51条（生物製剤）の規定に基づく自国の義務を履行するためにとった措置について委員会に対して書面により報告書を提出する。

(C) (A)に定める延長期間の終了の後3年間におけるベトナムによる第18・50条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第18・51条（生物製剤）の規定の実施は、第28章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決の対象とならない。

f)：ベトナムは、この規定との関連において、第18・50条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第18・51条（生物製剤）の規定に基づく自国の義務を履行した後、自国において新規の医薬品の販売承認についての申請の手続の開始に不合理な遅延がある場合には、自国の市場に新規の医薬品を導入するため、当該申請の手続を適時に開始するよう奨励する措置を採用することを検討することができる。このため、同国は、当該措置の案について委員会を通じて他の締約国に通報し、当該他の締約国と協議する。その協議については、関心を有する締約国による要請が行われてから30日以内に開始するものとし、懸念を解決するために十分な時間及び機会を与える。さらに、当該措置については、正当な商業的考慮を尊重し、並びに新規の医薬品の開発のための奨励措置の必要性及びベトナムにおける当該医薬品の迅速な販売承認の必要性を考慮する

第十八・八十三条 最終規定

1 各締約国は、第十八・十条（既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の

適用) 及び2から4までの規定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定が自国について効力を生ずる日にこの章の規定を実施する(注)。

注 ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア、メキシコ、ペルー及びベトナムのみが、第十八・五十一条(生物製剤) 1の規定を実施し、及び遵守するため、自国の法令の変更を必要とし、そのために経過期間を必要とすることを認めた。

2 締約国は、4に規定する関係する期間中に、この協定の署名の日に有効な関連措置と比較して4の規定に基づく自国の義務により整合的でないように現行の措置の改正を行ってはならず、又は新たな措置を採用してはならない。この節の規定は、締約国及び他の締約国が締結している国際協定に基づく当該締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 日本国及びメキシコは、著作権の保護期間に関する第十八・六十三条(著作権及び関連する権利の保護期間)の規定の実施に関して締約国に対して認められる経過期間を援用する締約国(以下この条において「経過期間援用国」という。)の著作物に関し、経過期間中、少なくとも、関連する著作物について当該経過期間援用国の法令に基づいて利用可能な保護期間を適用し、また、当該経過期間援用国が同条の規定を完全に実施する場合にのみ、著作権の保護期間に関して第十八・八条(内国民待遇) 1の規定を適用する。

4 締約国は、経過期間の対象となる義務に関し、この協定が自国について効力を生ずる日に開始する次に定める該当する期間の満了までに、この章の規定に基づく自国の義務を完全に履行する。

(a) ブルネイ・ダルサラーム国に関し、…以下、略

(ii) 附属書 18-A～18-F

第18章(知的財産)には附属書が6種(附属書 18-A～18-F)存在する。そのうち、附属書 18-E、及び 18-F は凍結規定であり、附属書 18-B～18-D は、凍結規定とされている条文(第18・46条、第18・48条、第18・50条、及び第18・51条)に関する附属書である⁶⁴⁷。

附属書 18-A「第18・7条(国際協定) 2の附属書」において、ニュージーランドは特定条件下において、CPTPP 発効日から3年以内に UPOV 条約に加入すること、及び UPOV 条約を実施する植物の品種に関する権利についての特別の制度を採用することが規定されている。

附属書 18-B「チリ」において、第18・50条(開示されていない試験データその他のデータの保護) 1及び2、第18・51条(生物製剤)の規定は、チリがこの協定に原則的に合

⁶⁴⁷ TPP11 の概要(外務省ウェブサイト)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000355372.pdf>

意した日に有効である工業所有権に関するチリ法（第一万九千三十九号）第九十一条の規定を維持し、又は適用することを妨げるものではないことが規定されている。しかしながら、第 18・50 条、及び第 18・51 条は凍結規定とされている。

附属書 18-C「マレーシア」において、マレーシアは、第 18・50 条（開示されていない試験データその他のデータの保護）1 及び 2 並びに第 18・51 条（生物製剤）1 に規定する保護を与えるため、申請者に対し、いずれかの国において医薬品が最初に販売承認を与えられる日から十八箇月以内に、これらの条の規定の対象となる医薬品の販売承認を得る手続を開始することを要求することができること、第 18・50（開示されていない試験データその他のデータの保護）1 及び 2 並びに第 18・51 条（生物製剤）1 に規定する保護期間は、マレーシアにおける医薬品の販売承認の日を開始することが規定されている。しかしながら、第 18・50 条、及び第 18・51 条は凍結規定とされている。

附属書 18-D「ペルー」において、第 18・46 条（特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整）及び第 18・48 条（不合理な短縮についての特許期間の調整）の規定についての適用、及び第 18・50 条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第 18・51 条（生物製剤）の規定についての適用が規定されている。しかしながら、第 18・46 条、第 18・48 条、第 18・50 条及び第 18・51 条は凍結規定とされている。

附属書 18-E「第 J 節（インターネット・サービス・プロバイダ）の附属書」において、第 18・82 条（法的な救済措置及び免責）3 及び 4 の規定は、締約国がこの協定に原則的に合意した日から引き続き特定事項を行う場合には、当該締約国については適用しないことが規定されている。しかしながら、第 18・82 条は凍結規定とされている。

附属書 18-F「第 J 節（インターネット・サービス・プロバイダ）の附属書」において、第 J 節の規定を実施する代わりに、2003 年 6 月 6 日にマイアミで作成され、及びこの附属書に組み込まれ、この附属書の一部を成すアメリカ合衆国とチリとの間の自由貿易協定第 17・11 条の規定を実施することができることが規定されている。しかしながら、本附属書は凍結規定とされている。

（2）日 EU EPA⁶⁴⁸ ⁶⁴⁹

日本・EU 経済連携協定（日 EU EPA）は、2011 年 3 月に開催された第 20 回日 EU 定期

⁶⁴⁸ 日 EU 経済連携協定（EPA）（令和 5 年 2 月 24 日）（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html

⁶⁴⁹ 一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査 国際知財制度研究会報告書（平成 30 年度）」p.112-114（2019 年 3 月）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/30_all.pdf

首脳協議において、交渉の大枠を定めるスコーピング作業を開始することが合意され、2013年3月の日EU首脳電話会談において、交渉の開始が決定された。2013年4月の交渉開始から約4年をかけ計18回の交渉会合が開催された後、2017年12月に交渉妥結、2018年7月に署名され、同年12月に日EU双方の国会及び欧州議会での承認を経て、2019年2月1日に発効に至った⁶⁵⁰。

以下、知的財産に関連すると思われる、「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」（第8章）、「紛争解決」（第21章）の規定、各章の例外に関する規定について整理する。

（a）サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引（第8章）

第A節 一般規定

第8・1条：適用範囲

第8・2条：定義

第8・3条：一般的例外

第8・4条：サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会

第8・5条：見直し

第B節 投資の自由化

第8・6条：適用範囲

第8・7条：市場アクセス

第8・8条：内国民待遇

第8・9条：最恵国待遇

第8・10条：経営幹部及び取締役会

第8・11条：特定措置の履行要求の禁止

第8・12条：適合しない措置及び例外

第8・13条：利益の否認

第C節 国境を越えるサービスの貿易

第8・14条：適用範囲

第8・15条：市場アクセス

第8・16条：内国民待遇

第8・17条：最恵国待遇

第8・18条：適合しない措置

第8・19条：利益の否認

第D節 自然人の入国及び一時的な滞在

⁶⁵⁰ 日・EU 経済連携協定（令和4年12月）（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000415752.pdf>

第8・20条：一般規定及び適用範囲
第8・21条：定義
第8・22条：一般的義務
第8・23条：透明性
第8・24条：他の節に定める義務
第8・25条：設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家
第8・26条：契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家
第8・27条：短期の商用訪問者
第8・28条：連絡部局
第E節 規制の枠組み
第一款 国内規制
第8・29条：適用範囲及び定義
第8・30条：免許及び資格の条件
第8・31条：免許及び資格の審査に係る手続
第8・32条：技術上の基準
第二款 一般に適用される規定
第8・33条：一般に適用される措置の実施
第8・34条：行政上の決定に関する審査手続
第8・35条：相互承認
第三款 郵便及びクーリエ・サービス
第8・36条：適用範囲及び定義
第8・37条：ユニバーサル・サービス
第8・38条：国境手続
第8・39条：免許
第8・40条：規制機関の独立性
第四款 電気通信サービス
第8・41条：適用範囲
第8・42条：定義
第8・43条：規制への取組方法
第8・44条：アクセス及び利用
第8・45条：番号ポータビリティ
第8・46条：再販売
第8・47条：ネットワークの設備の利用を可能とすること及び相互接続
第8・48条：主要なサービス提供者に関する義務
第8・49条：規制当局
第8・50条：ユニバーサル・サービス
第8・51条：電気通信網及び電気通信サービスの提供の承認

第 8・52 条：希少な資源の分配及び利用
第 8・53 条：透明性
第 8・54 条：電気通信に関する紛争の解決
第 8・55 条：国際機関との関係
第 8・56 条：情報の秘密性
第 8・57 条：国際移動端末ローミング
第五款 金融サービス
第 8・58 条：適用範囲
第 8・59 条：定義
第 8・60 条：締約国の領域における新たな金融サービス
第 8・61 条：支払及び清算の制度
第 8・62 条：自主規制団体
第 8・63 条：情報の移転及び処理
第 8・64 条：効果的かつ透明性のある規制
第 8・65 条：信用秩序の維持のための適用除外
第 8・66 条：郵便保険事業体による保険サービスの提供
第 8・67 条：金融規制に関する協力
第六款 国際海上運送サービス
第 8・68 条：適用範囲及び定義
第 8・69 条：義務

第 F 節 電子商取引
第 8・70 条：目的及び一般規定
第 8・71 条：定義
第 8・72 条：関税
第 8・73 条：ソース・コード
第 8・74 条：国内規制
第 8・75 条：事前の許可を不要とする原則
第 8・76 条：電子的手段による契約の締結
第 8・77 条：電子認証及び電子署名
第 8・78 条：消費者の保護
第 8・79 条：要求されていない商業上の電子メッセージ
第 8・80 条：電子商取引に関する協力
第 8・81 条：データの自由な流通

投資

「第 A 節 一般規定」は 5 の条文（第 8・1 条～第 8・5 条）、「第 B 節 投資の自由化」

は8の条文（第8・6条～第8・13条）から構成される。「第B節 投資の自由化」の条文は、実体規定である条文で構成され、投資家と国との間の紛争解決に関する条文はない。

以下、知的財産に関すると思われる、内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンズ要求の禁止、収用と補償、紛争処理に関する条文について整理する。

(i) 内国民待遇（第8・8条）

一方の締約国は、自国の領域における設立・運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、内国民待遇を与えることを規定している。

第八・八条 内国民待遇

- 1 一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において自国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において自国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 3 1及び2の規定は、締約国が対象企業に関連して統計のための手続又は情報に関する要件を定めることを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続又は当該要件がこの条の規定に基づく締約国の義務を回避するための手段とならないことを条件とする。

(ii) 最恵国待遇（第8・9条）

一方の締約国は、自国の領域における設立・運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、最恵国待遇を与えることを規定している。

第八・九条 最恵国待遇

- 1 一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 3 1及び2の規定は、一方の締約国が次のいずれかのものによる待遇から得られる利益を他方の締約国の企業家及び対象企業に与えることを義務付けるものと解してはならない。
 - (a) 二重課税の回避のための国際協定又は専ら若しくは主として租税に関する他の国際協定若しくは取決め
 - (b) 資格若しくは免許の承認又は信用秩序の維持のための措置の承認であって、サービス

貿易一般協定第七条又はサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書 3 に規定するものを定める現行の又は将来における措置

4 1 及び 2 に規定する待遇には、他の国際協定に規定する投資家と国との間の紛争解決手続を含まない。

5 締約国が第三国との間で締結した他の国際協定の実体規定自体は、この条の規定に基づく待遇（注 1）を構成しない。当該実体規定に関連する締約国の作為又は不作為は、待遇を構成し得るものであり、したがって、この条の規定の違反となり得る。ただし、当該違反が当該実体規定を根拠とすることのみでは成立しないことを条件とする。

注 1 当該実体規定を国内法令に転換することのみでは、当該実体規定の国際法の規定としての位置付けは変更されず、したがって、この 5 の規定が適用されることについても変更は生じない。

注 2 他方の締約国の企業家又はその対象企業は、第三国の企業家によって設立された企業が比較が行われる時点において存在しない場合にも、当該待遇を受ける権利を有する。

(iii) パフォーマンス要求の禁止（輸出規制、原材料調達要求、物品・サービス現地調達要求、研究開発、技術移転要求、ロイヤルティ規制、特定技術使用/使用制限要求）（第 8・11 条）

パフォーマンス要求の禁止として、以下の 12 項目が列挙されている。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること（輸出要求）。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること（原材料調達要求）。

(c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること（物品・サービス現地調達要求）。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること（輸出入均衡要求）。

(e) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること（国内販売制限）。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること（輸出規制）。

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること（技術移転要求）。

(h) 自国の領域内に特定地域又は世界市場に向けた当該企業の事業本部を設置すること（事業本部要求）。

(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること（自国民雇用要求）。

(j) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること（研究開発要求）。

(k) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界

市場に向けて自国の領域のみから供給すること（独占供給要求）。

(l) この(l)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であって当該企業と自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること。(i) 使用料に係る一定の水準を下回る率又は額、(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間（ロイヤルティ規制）

しかしながら、第5項(b)において、「1(g)及び(l)の規定は締約国が、貿易関連知的財産権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的財産権協定第三十九条3の規定の適用対象となり、かつ、同条3の規定に反しないものをとる場合には適用しない」と適用除外が規定されている。

第八・十一条 特定措置の履行要求の禁止

1 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、次の事項の要求を課し、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。（注）

注 2に規定する利益の享受又はその継続のための条件は、この1の規定の適用上、要求又は約束若しくは履行を構成しない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
- (g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。
- (h) 自国の領域内に特定地域又は世界市場に向けた当該企業の事業本部を設置すること。
- (i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
- (j) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
- (k) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

(l) この(l)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約（注1）又は将来のライセンス契約であって当該企業と自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること。ただし、当該締約国が非司法的な政府の権限の行使として、これらのライセンス契約に直接的に介入するような方法でこの(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。（注2）

注1 この(l)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契約をいう。

注2 この(l)の規定は、当該ライセンス契約が当該企業と締約国との間で締結される場合には、適用しない。

(i) 使用料に係る一定の水準を下回る率又は額

(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

2 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3 2のいかなる規定も、締約国が、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

4 1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

5 1(g)及び(l)の規定は、次の場合には、適用しない。

(a) 競争法令の違反を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1(g)若しくは(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合

(b) 締約国が、貿易関連知的財産権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を

要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条 3 の規定の適用対象となり、かつ、同条 3 の規定に反しないものとする場合

6 1 (l) の規定は、締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所が 1 (l) に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

7 2 (a) 及び (b) の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課し、又は強制する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

8 この条の規定は、世界貿易機関設立協定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

(iv) 収用と補償

日 EU EPA には規定はない。

(v) 紛争処理（投資家対国）

日 EU EPA には規定はない。

(vi) 紛争処理（国対国）（第 21 章）

第 21 章（紛争解決）で規定されている。

電子商取引

「第 F 節 電子商取引」は、12 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①定義や適用範囲等の協定上必要な規定に関する条文（第 8・70 条、第 8・71 条）、②利用者保護のための措置を講ずることや電子商取引における障壁を取り除くことを求める条文（第 8・72 条～第 8・79 条、第 8・81 条）、③締約国間の協力に関する条文（第 8・80 条）に分類される。

以下、知的財産に関すると思われる、関税、国境を越える情報流通、ソース・コードに関する条文について整理する。

(i) デジタル・プロダクトの無差別待遇（第 8・80 条）

日 EU EPA において、デジタル・プロダクトの待遇の規定はない。後述する日英 EPA においては、「電子商取引に関する協力（日英 EPA 第 8・83 条）」で、デジタル・プロダクトの待遇については、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持するこ

とに合意するとされている。

第八・八十条 電子商取引に関する協力

1 両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、協力し、及び多数国間の場に積極的に参加する。

2 両締約国は、情報及び経験（適当な場合には、電子商取引に関する法令及びその実施並びに最良の慣行についてのものを含む。）であって、特に、次の(a)から(h)までに掲げる事項に関連するものを共有するため、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持することに合意する。

- (a) 消費者保護
- (b) サイバーセキュリティ
- (c) 要求されていない商業上の電子メッセージの防止
- (d) 公衆に発行される電子署名の証明書の承認
- (e) 中小企業が電子商取引を利用する上での課題
- (f) 国境を越える認証サービスの円滑化
- (g) 知的財産
- (h) 電子政府

(ii) 関税（第8・72条）

電子的な送信に対して関税を課してはならないことが規定されている。

第八・七十二条 関税

両締約国は、電子的な送信に対して関税を課してはならない。

(iii) 国境を越える情報流通（第8・81条）

日 EU EPA の効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価することが規定されている。

第八・八十一条 データの自由な流通

両締約国は、この協定の効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する。

(iv) ソース・コード（第8・73条）

いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求することができないことが規定されている。

第八・七十三条 ソース・コード

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コード

の移転又（注）は当該ソース・コードへのアクセスを要求することができない。この1のいかなる規定も、商業的に交渉された契約においてソース・コードの移転若しくはソース・コードへのアクセスの付与に関する条件を含め、若しくは当該条件を履行すること又は例えば政府調達に関連してソース・コードを自主的に移転すること若しくはソース・コードへのアクセスを自主的に付与することを妨げるものではない。

注 「他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コード」には、製品に含まれるソフトウェアのソース・コードを含む。

2 この条のいかなる規定も、次の要求又は権利に影響を及ぼすものではない。

(a) 競争法令の違反を是正するための司法裁判所、行政裁判所又は競争当局による要求

(b) 知的財産権の保護及び行使に関する司法裁判所、行政裁判所又は行政当局による要求（ソース・コードが当該知的財産権によって保護される範囲に限る。）

(c) 政府調達協定第三条の規定に基づいて措置をとる締約国の権利

3 この条のいかなる規定も、締約国が第一・五条、第八・三条及び第八・六十五条の規定に基づいて1の規定に適合しない措置（注）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注 当該措置には、安全を確保するための措置（例えば、認証手続に関連するもの）を含む。

（b）紛争解決（第21章）

紛争解決章（第21章）は、30の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①第A節 目的、適用範囲及び定義に関する条文（第21・1条～第21・3条）、②第B節 協議及び仲介に関する条文（第21・4条～第21・6条）、③第C節 パネルの手続に関する条文（第21・7条～第21・24条）、④第D節 一般規定に関する条文（第21・25条～第21・30条）に分類される。

第A節 目的、適用範囲及び定義

第21・1条：目的

第21・2条：適用範囲

第21・3条：定義

第B節 協議及び仲介

第21・4条：情報提供の要請

第21・5条：協議

第21・6条：仲介

第C節 パネルの手続

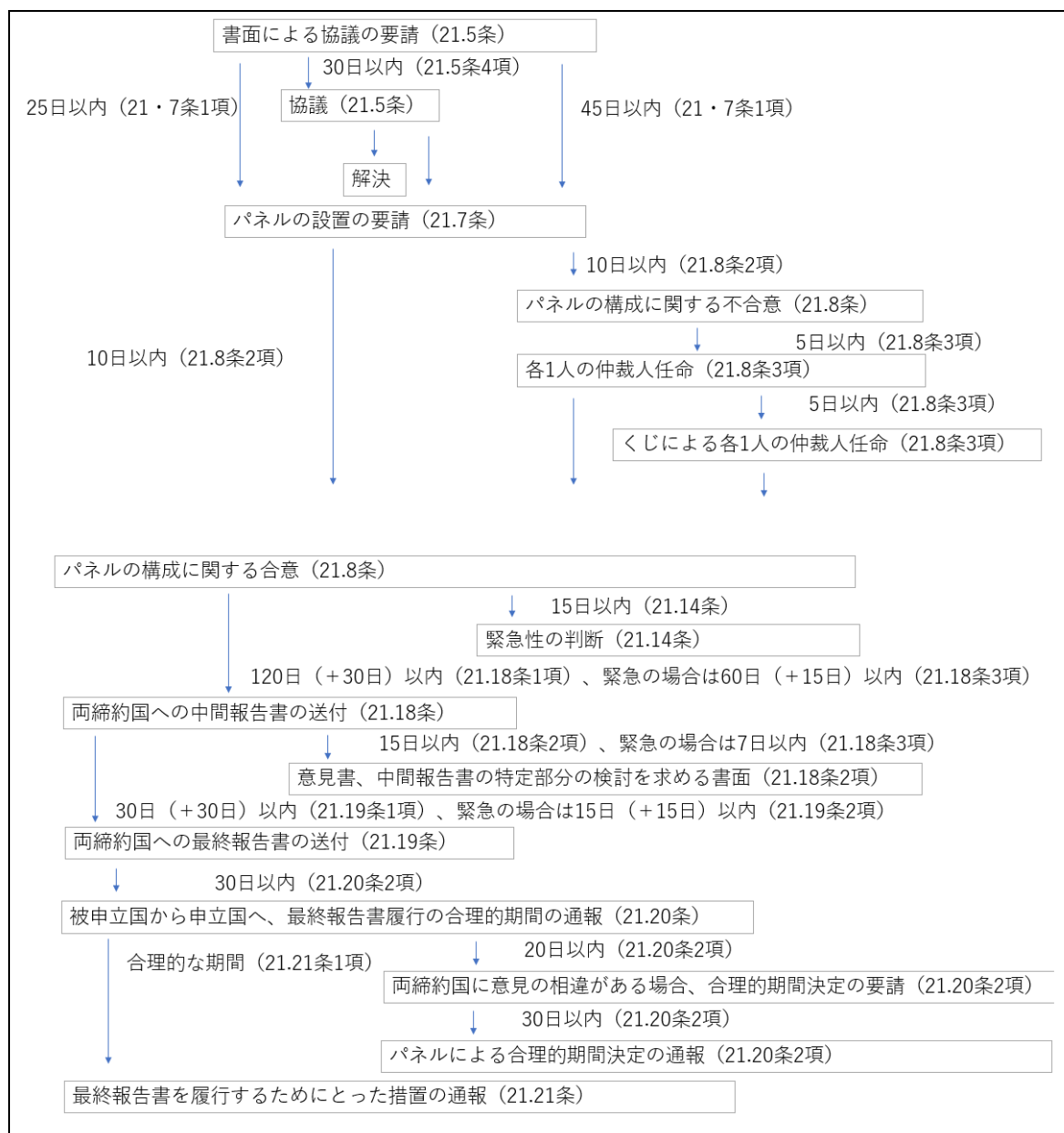
第21・7条：パネルの設置

第21・8条：パネルの構成

第 21・9 条：仲裁人の名簿
第 21・10 条：仲裁人の資格
第 21・11 条：仲裁人の交代
第 21・12 条：パネルの任務
第 21・13 条：付託事項
第 21・14 条：緊急性に係る決定
第 21・15 条：パネルの手続
第 21・16 条：解釈に関する規則
第 21・17 条：情報の受領
第 21・18 条：中間報告書
第 21・19 条：最終報告書
第 21・20 条：最終報告書の履行
第 21・21 条：履行状況の審査
第 21・22 条：不履行の場合における暫定的な救済措置
第 21・23 条：暫定的な救済措置の適用後の履行状況の審査
第 21・24 条：手続の停止及び終了
第 D 節 一般規定
第 21・25 条：紛争解決手続の運用
第 21・26 条：相互に合意する解決
第 21・27 条：紛争解決の場の選択
第 21・28 条：期間
第 21・29 条：費用
第 21・30 条：手続規則及び行動規範

紛争の流れ

日 EU EPA における紛争の流れを図示すると以下のようになる。



以下、紛争解決手続に付託できる案件、協議前置義務、紛争解決手続に適用されるルール、時間的制限、他の協定上の紛争解決手続との優先劣後、パネリスト・仲裁人の選定方法、紛争解決機関、上訴手続、仲裁判断の履行担保手続、対抗措置に関する条文、及び知的財産章における紛争に関する条文について整理する。

(i) 紛争解決手続に付託できる案件 (21・1条)

「この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争」に解決のための効果的かつ効率的な仕組みを設けることを目的とされている (21・1条)。

第二十一・一条 目的

この章の規定は、相互に合意する解決を得るため、この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決のための効果的かつ効率的な仕組みを設けることを目的とする。

(ii) 協議前置義務（第 21・5 条）

拘束力を有する紛争解決手続に訴える前に当事者間で協議の場を持つことが義務付けられている。

第二十一・五条 協議

- 1 両締約国は、相互に合意する解決を得るため、第二十一・二条に規定する紛争を誠実に協議によって解決するよう努める。
- 2 一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、その要請において、当該要請の理由（問題となっている措置を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠（関連する対象規定を明記するもの））について記載することを含む。）を示す。
- 3 各締約国は、協議の過程において、問題となっている措置について十分に検討すること（当該措置がこの協定の運用及び適用にどのように影響を及ぼし得るかをを含む。）ができるよう十分な情報を提供する。
- 4 協議の要請を受けた締約国は、当該要請を受領した日の後十日以内に回答する。両締約国は、当該要請が受領された日の後三十日以内に当該協議を開始する。当該協議は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請が受領された日の後四十五日以内に終了したものとみなす。問題が緊急に処理を要する事案に関するものであると両締約国が認める場合には、当該協議は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、当該要請が受領された日の後二十五日以内に終了したものとみなす。
- 5 協議は、対面又は両締約国が合意する他の通信手段により行うことができる。協議は、対面により行う場合には、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、協議の要請を受けた締約国において行う。
- 6 協議（当該協議の手続の過程において締約国によって開示される全ての情報及び締約国がとる立場を含む。）は、秘密とされ、かつ、その後の手続におけるいずれの締約国の権利も害さないものとする。

(iii) 紛争解決手続に適用されるルール（第 21・15 条、第 21・30 条）

合同委員会が仲裁手続全般に適用される手続規則を定めることが規定されている。

第二十一・十五条 パネルの手続

- 1 パネルにおける口頭陳述は、両締約国が別段の合意をする場合又は締約国の意見及び主張が秘密の情報を含む場合を除くほか、公開とする。非公開で行われる口頭陳述は、秘密とする。

2 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一回の口頭陳述は、被申立国において行い、その後は、両締約国間で交互に行う。

3 パネル及び両締約国は、一方の締約国が秘密のものとして指定してパネルに提出した情報を秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密の意見書をパネルに提出した場合において、他方の締約国の要請があったときは、開示しない情報が秘密であることについての説明を付して、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。

4 パネルの審議は、秘密のものとして取り扱う。

5 両締約国は、パネルの手續における表明、陳述、主張又は反論の場に参加する機会を与えられる。両締約国は、パネルに提出した情報又は意見書（中間報告書の説明部分に関する意見、パネルの質問に対する回答及び当該回答についての書面による意見を含む。）を相互に利用可能なものとする。

6 中間報告書及び最終報告書の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。仲裁人は、これらの報告書の起草について全責任を負うものとし、この責任を他の者に委任してはならない。

7 パネルは、自己の決定（最終報告書を含む。）をコンセンサス方式によって行うよう努める。パネルは、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、過半数による議決で自己の決定（最終報告書を含む。）を行うことができる。仲裁人の反対意見は、公表してはならない。

8 パネルの決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。両締約国は、パネルの決定を無条件に受諾する。パネルの決定は、この協定に基づく両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく締約国の権利及び義務を減じてはならない。パネルの決定は、いかなる者についても新たな権利及び義務を生じさせるものと解してはならない。

第二十一・三十条 手續規則及び行動規範

この章に規定するパネルの手續については、第二十二・一条4(f)の規定に従って合同委員会がその第一回会合において採択するパネルの手續規則及び仲裁人についての行動規範に従って実施する。

(iv) 時間的制限（第21・18条、第21・19条）

報告書の時間的制限として、以下の規定が設けられている。

中間報告書の送付：

パネル構成の合意から 120 日以内

最終報告書の送付：

中間報告書の送付から 30 日以内

第二十一・十八条 中間報告書

1 パネルは、両締約国が中間報告書（説明部分並びにパネルの認定及び結論を示したもの）を検討することができるように、両締約国に対し、当該パネルの設置の日の後百二十日以内に、当該中間報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが中間報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

2 各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後十五日以内に、書面による意見及び当該中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。パネルは、中間報告書に関する各締約国の書面による意見及び要請を検討した後、当該中間報告書を修正し、及び自己が適当と認める更なる検討を行うことができる。

3 緊急の場合には、

(a) パネルは、その設置の日の後六十日以内に中間報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、その設置の日の後七十五日以内に中間報告書を送付する。

(b) 各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後七日以内に、書面による意見及び当該中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。

第二十一・十九条 最終報告書

1 パネルは、両締約国に対し、中間報告書を送付した日の後三十日以内に、最終報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが最終報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

2 パネルは、緊急の場合には、中間報告書を送付した日の後十五日以内に最終報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、中間報告書の送付の日の後三十日以内に最終報告書を送付する。

3 最終報告書には、中間報告書に関する両締約国の書面による意見及び要請についての十分な討議を含める。パネルは、最終報告書において、当該最終報告書を実施し得る方法を示すことができる。

4 両締約国は、最終報告書の送付の日の後十日以内に当該最終報告書の全部を公に入手可能なものとする。ただし、両締約国が、秘密の情報を保護するため、最終報告書の一部のみを公表する旨又は最終報告書を公表しない旨の決定を行う場合は、この限りでない。

(v) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後（第 21・27 条）

申立国が自ら他の国際協定上の紛争解決手続と日 EU EPA 上の紛争解決手続のいずれをも選択し得ることが規定されている。

第二十一・二十七条 紛争解決の場の選択

1 特定の措置について、この協定に基づく義務及び両締約国が締結している他の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）に基づく義務であってこの協定に基づく義務と実質的に同等のもののいずれにも抵触すると申し立て得る紛争が生じた場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができる。

2 締約国は、1 に規定する特定の措置に関し、紛争解決の場を選択し、この章の規定又は他の国際協定による紛争解決手続のいずれかを開始した場合には、当初選択した紛争解決の場が管轄上又は手続上の理由により係争中の事案に関して認定を行うことができないときを除くほか、当該特定の措置について他方の紛争解決の場において紛争解決手続を開始してはならない。

3 2 の規定の適用上、

(a) この章の規定による紛争解決手続は、締約国が第二十一・七条 1 の規定に基づいてパネルの設置を要請した時に開始したものとする。

(b) 世界貿易機関設立協定による紛争解決手続は、締約国が紛争解決了解第六条の規定に基づいて小委員会の設置を要請した時に開始したものとする。

(c) 他の国際協定による紛争解決手続は、締約国が当該国際協定の関連規定に基づいて紛争解決のための委員会の設置を要請した時に開始したものとする。

4 この協定のいかなる規定も、紛争解決機関によって承認された譲許その他の義務の適用の停止を締約国が実施することを妨げるものではない。一方の締約国は、他方の締約国が対象規定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することを妨げるために世界貿易機関設立協定を援用してはならない。

(vi) パネリスト・仲裁人の選定方法（第 21・8 条、第 21・9 条）

議長を含む全ての仲裁人について候補者名簿を作成し、合同委員会での事前合意を必要とする。両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出することが規定されている。

第二十一・八条 パネルの構成

1 パネルは、三人の仲裁人から成る。

2 両締約国は、被申立国がパネルの設置の要請を受領した日の後十日以内に、パネルの構成に関して合意に達するために協議する。

3 各締約国は、両締約国が 2 に定める期間内にパネルの構成について合意に達しない場合には、2 に定める期間が満了した後五日以内に、次条の規定に従って作成する自国の小名簿から一人の仲裁人を任命する。締約国がその五日の期間内に仲裁人を任命しない場合

には、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該期間が満了した後五日以内に、仲裁人を任命しなかった締約国の小名簿であって同条の規定に従って作成されるものから一人の仲裁人をくじ引で選定する。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引による仲裁人の選定を委任することができる。

4 両締約国が2に定める期間内にパネルの長について合意に達しない場合において、一方の締約国による要請があったときは、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該要請が到達した日の後五日以内に、次条の規定に従って作成されるパネルの長の小名簿からパネルの長をくじ引で選定する。当該要請は、他方の締約国に対して同時に通報されるものとする。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引によるパネルの長の選定を委任することができる。

5 次条に規定する仲裁人の名簿が、作成されない場合又は同条に規定する少なくとも九人の個人を含んでいない場合には、次の手続を適用する。

(a) パネルの長の選定については、次のいずれかの手続を適用する。

(i) パネルの長の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、4に規定する要請が到達した日の後五日以内にこれらの個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。

(ii) パネルの長の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人がパネルの長の職を務める。

(iii) 両締約国が(i)若しくは(ii)の規定によりパネルの長を選定することができない場合又はパネルの長の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、4に規定する要請が到達した日の後五日以内に、次条に規定する仲裁人の名簿の作成又は更新の時に締約国がパネルの長として正式に推薦した個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。締約国は、自国がパネルの長として正式に推薦した個人がもはやパネルの長となることができない場合には、新たな個人を推薦することができる。

(b) パネルの長以外の仲裁人の選定については、次のいずれかの手続を適用する。

(i) 締約国の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、当該締約国は、2に定める期間が満了した後五日以内にこれらの個人の中から一人の仲裁人を選定する。

(ii) 締約国の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人が仲裁人の職を務める。

(iii) (i)若しくは(ii)の規定により仲裁人を選定することができない場合又は締約国の仲裁人の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、(a)に規定する手続を準用して、一人の仲裁人を選定する。

6 パネルの設置の日は、三人の仲裁人のうち最後に選定された仲裁人が自己に対する任命への同意を両締約国に通報した日とする。

第二十一・九条 仲裁人の名簿

1 合同委員会は、第二十二・一条2の規定によるその第一回会合において、仲裁人としての職務を遂行する意思及び能力を有する少なくとも九人の個人の名簿を作成する。当該名簿は、三の小名簿（各締約国の小名簿及びパネルの長の職を務める個人であっていずれの締約国の国民でもないものの小名簿）から成る。各小名簿には、少なくとも三人の個人を含める。各締約国は、パネルの長の小名簿の作成又は更新に際して、それぞれ個人を三人まで推薦することができる。合同委員会は、仲裁人の名簿上の個人の人数がこの1の規定により必要とされる水準に常に維持されることを確保する。

2 合同委員会は、この協定の対象となる特定の分野における専門知識を有すると認められる個人から成る追加的な名簿であって、パネルを構成するために利用することができるものを作成することができる。

(vii) 紛争解決機関（パネル又は締約国の代表者から成る機関）が決定を行う際の方法（第21・15条）

全員一致で行うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することができることが規定されている。

第二十一・十五条 パネルの手続

1 パネルにおける口頭陳述は、両締約国が別段の合意をする場合又は締約国の意見及び主張が秘密の情報を含む場合を除くほか、公開とする。非公開で行われる口頭陳述は、秘密とする。

2 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一回の口頭陳述は、被申立国において行い、その後は、両締約国間で交互に行う。

3 パネル及び両締約国は、一方の締約国が秘密のものとして指定してパネルに提出した情報を秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密の意見書をパネルに提出した場合において、他方の締約国の要請があったときは、開示しない情報が秘密であることについての説明を付して、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。

4 パネルの審議は、秘密のものとして取り扱う。

5 両締約国は、パネルの手続における表明、陳述、主張又は反論の場に参加する機会を与えられる。両締約国は、パネルに提出した情報又は意見書（中間報告書の説明部分に関する意見、パネルの質問に対する回答及び当該回答についての書面による意見を含む。）を相互に利用可能なものとする。

6 中間報告書及び最終報告書の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。仲裁人は、これらの報告書の起草について全責任を負うものとし、この責任を他の者に委任してはならない。

7 パネルは、自己の決定（最終報告書を含む。）をコンセンサス方式によって行うよう努

める。パネルは、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、過半数による議決で自己の決定（最終報告書を含む。）を行うことができる。仲裁人の反対意見は、公表してはならない。

8 パネルの決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。両締約国は、パネルの決定を無条件に受諾する。パネルの決定は、この協定に基づく両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく締約国の権利及び義務を減じてはならない。パネルの決定は、いかなる者についても新たな権利及び義務を生じさせるものと解してはならない。

(viii) 上訴手続

上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。

(ix) 仲裁判断の履行担保手続（第 21・20 条）

最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できることが規定されている。

第二十一・二十条 最終報告書の履行

- 1 被申立国は、前条の規定に従って送付された最終報告書を迅速かつ誠実に履行するために必要なあらゆる措置をとる。
- 2 被申立国は、申立国に対し、最終報告書が送付された日の後三十日以内に、当該最終報告書を履行するための合理的な期間を通報するものとし、両締約国は、履行のために必要とされる合理的な期間について合意するよう努める。申立国は、合理的な期間に関して両締約国間に意見の相違がある場合には、この 2 の規定に基づく被申立国の通報を受領した日の後二十日以内に、合理的な期間を決定するよう書面により当初のパネルに要請することができる。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、自己の決定を通告する。
- 3 両締約国は、最終報告書を履行するための合理的な期間を相互の合意により延長することができる。
- 4 被申立国は、申立国に対し、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、最終報告書を履行するための合理的な期間が満了する少なくとも一箇月前に、最終報告書の履行の進捗状況を書面により通報する。

(x) 対抗措置（第 21・22 条）

最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合、被申立国に対する利益の適用を停止することが規定されている。

第二十一・二十二条 不履行の場合における暫定的な救済措置

1 被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国の要請があったときは、相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するために協議を開始する。

(a) 当初のパネルが、前条の規定に従い、被申立国が通報した最終報告書を履行するためにとった措置が関連する対象規定に抵触すると認定する場合

(b) 被申立国が、第二十一・二十条2の規定に従って決定された合理的な期間が満了する前に、最終報告書を履行するためにとった措置について通報しない場合

(c) 被申立国が、申立国に対し、第二十一・二十条2の規定に従って決定された合理的な期間内に最終報告書を履行することができない旨を通報する場合

2 申立国は、1の規定による要請を行わないことを決定した場合又は1の規定により要請を行い、当該要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意することができなかつた場合には、被申立国に対し、対象規定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有することを書面により通告することができる。その通告には、意図する譲許その他の義務の適用の停止の程度を明記する。

3 申立国は、被申立国が6の規定に基づいて仲裁を要請する場合を除くほか、被申立国が2に規定する通告を受領した日の後十五日目の日から、2に規定する譲許その他の義務の適用を停止する権利を有する。

4 譲許その他の義務の適用の停止は、次のとおりとする。

(a) 被申立国の最終報告書の不履行によって生ずる無効化又は侵害の程度と同等の程度のものであるとする。

(b) 特に申立国が当該停止が最終報告書の履行を促すために効果的であると認める場合には、第二十一・二条の規定による紛争解決の対象となる分野であつて、パネルが無効化又は侵害を認定した分野以外のものについて適用することができる。

5 この条に規定する譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置については、暫定的なものとし、問題となっている措置の関連する対象規定との抵触であつて、最終報告書において認定されたものが解消されるまでの間又は両締約国が相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するまでの間においてのみ、適用する。

6 被申立国は、譲許その他の義務の適用の停止が4の規定と適合しないと認める場合には、当初のパネルに対し、2に規定する通告を受領した日の後十五日以内に、事案の検討を書面により要請することができる。その要請は、申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、当該事案に関する自己の決定を通告する。譲許その他の義務の適用については、当初のパネルが当該決定を通告するまでの間は、停止してはならない。譲許その他の義務の適用の停止は、当該決定に適合するものとしなければならない。

(xi) 知的財産章との関係

知的財産章（第 14 章）において、「両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。」（第 14・52 条）とされているが、この規定は、紛争解決章（第 21 章）の対象外とされている（第 14・55 条）。

第十四・五十二条 協力

1 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。そのような協力には、知的財産に関する事項についての締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含める。

2 1 の規定の適用上、協力には、情報の交換、経験及び技能の共有並びに両締約国間で合意する他の形態の協力及び活動を含めることができる。当該協力については、例えば、次の分野を対象とすることができる。

(a) 国内の及び国際的な知的財産に関する政策の策定

(b) 知的財産の管理及び登録の制度

(c) 知的財産に関する教育及び啓発

(d) 次の事項に関連する知的財産に係る問題

(i) 中小企業

(ii) 科学、技術及びイノベーションに係る活動

(iii) 技術の創造、移転及び普及

(e) 研究、イノベーション及び経済成長のための知的財産の利用に係る政策

(f) 知的財産に関する多数国間協定、例えば、W I P O の主催の下で締結され、又は運用されるものの実施

(g) 開発途上国のための技術支援

(h) 知的財産権の侵害の防止に関する最良の慣行、事業及び計画

(i) 世界的規模の知的財産権の侵害に対する共同努力についての一層の活動に向けた可能性の探求

3 両締約国は、知的財産に関する国際的な規律の枠組みを改善するための活動（既存の国際協定の一層の批准を奨励すること並びに知的財産権に関する国際的な調和、管理及び行使を促進することを含む。）並びに W T O 及び W I P O を含む国際機関における活動について協力するよう努める。

第十四・五十五条 紛争解決

第十四・五十二条の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

(c) 例外に関する条文

日 EU EPA には CPTPP や RCEP に存在する「例外及び一般規定」、「一般規定及び例外」の章は存在しないが、同様の規定は置かれている。

一般的例外：例外規定を必要な章ごとに規定している。

第 2・22 条（第 2 章 物品の貿易について適用）

第 8・3 条（第 8 章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引について適用）

第 12・9 条（第 12 章 補助金について適用）

第 13・8 条（第 13 章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業について適用）

安全保障のための例外：協定全体、及び知的財産章に規定している。

第 1・5 条（協定全体について適用）（第 1 章 総説）

第 14・54 条（第 14 章 知的財産について適用）

(i) 一般的例外（第 2・22 条、第 8・3 条、第 12・9 条、第 13・8 条）

一般的例外規定として、ガット又は GATS の一般的例外規定を組み込んでいる。

第二・二十二条 一般的例外（第 2 章 物品の貿易）

1 この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(i)及び(j)の規定に基づいて措置をとる意図を有する場合には、次のことを行う。

(a) 他方の締約国に対して全ての関連する情報を提供すること。

(b) 他方の締約国の要請があった場合には、相互に受け入れることができる解決を求めることを目的として、他方の締約国に対し、当該措置に関するあらゆる問題について協議を行う適当な機会を与えること。

3 両締約国は、2(b)に規定する協議の対象となる問題を終了させるために必要な方法について合意することができる。

4 一方の締約国は、事前の情報の提供又は検討を不可能とするような緊急の行動が必要となる例外的かつ危機的な状況において、関係する措置をとる意図を有する場合には、当該状況に対処するために必要な措置を直ちにとることができるものとし、他方の締約国に対し当該措置を直ちに通報する。

第八・三条 一般的例外（第 8 章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引）

1 次節の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。（注）

注 両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。両締約国は、同条(g)の規定が生物及び非生物の有限天然資源の保存のための措置について適用されることを了解する。

2 次節から第F節までのいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は設立若しくはサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公共の安全若しくは公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置 (注)

注 公共の安全及び公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (注)

注 両締約国は、この(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次のいずれかの事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する個人のプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他方の締約国の経済活動、企業家、サービス又はサービス提供者に関する直接税の公平又は効果的な (注) 賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第八・八条1及び2又は第八・十六条1の規定に合致しない措置

注 直接税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、一方の締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(a) 非居住者の租税に係る義務が一方の締約国の領域内に源泉がある課税項目又は一方の締約国の領域内に所在する課税項目に関して決定されるという事実鑑み、非居住者である企業家及びサービス提供者に適用する措置

(b) 一方の締約国の領域における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(c) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置 (租税に係る義務の遵守のための措置を含む。)

(d) 一方の締約国の領域内の源泉に基づき、他方の締約国の領域内で又は他方の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(e) 全世界の課税項目に対する租税が課される企業家及びサービス提供者と他の企業家

及びサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異に鑑み、両者を区別する措置

(f) 一方の締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置

この(d) (この注を含む。)に規定する租税に関連する用語又は概念は、措置をとる一方の締約国の国内法令に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

第十二・九条 一般的例外 (第 12 章 補助金)

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十三・八条 一般的例外 (第 13 章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業)

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

関税及び貿易に関する一般協定 (ガット) ⁶⁵¹

第二十条 一般的例外

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(a) 公徳の保護のために必要な措置

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置

(d) この協定の規定に反しない法令(税関行政に関する法令、第二条 4 及び第十七条の規定に基いて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。)の遵守を確保するために必要な措置

(e) 刑務所労働の産品に関する措置

(f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

(h) 締約国団に提出されて否認されなかつた基準に合致する政府間商品協定又は締約国団に提出されて否認されなかつた政府間商品協定のいずれかに基く義務に従って執られる

⁶⁵¹ 関税及び貿易に関する一般協定 (外務省ウェブサイト)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000137.html#article20

措置

(i) 国内原料の価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置。ただし、この制限は、国内産業の製品の輸出を増加するように、又は国内産業に与えられる保護を増大するように運用してはならず、また、無差別待遇に関するこの協定の規定から逸脱してはならない。

(j) 一般的に又は地方的に供給が不足している製品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、すべての締約国が当該製品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に合致するものでなければならず、また、この協定の他の規定に反するこのような措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなくなつたときは、直ちに終止しなければならない。締約国団は、千九百六十年六月三十日以前に、この(j)の規定の必要性について検討しなければならない。

サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) ⁶⁵²

第十四条 一般的例外

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序(注)の維持のために必要な措置

注： 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な(注)賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第十七条の規定に合致しない措置

注： 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、加盟国がその税制の下でとる次の措置を含む。

⁶⁵² サービスの貿易に関する一般協定 (外務省ウェブサイト)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000428.html#article14

- (i) 非居住者の租税に係る義務が当該加盟国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置
 - (ii) 当該加盟国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置
 - (iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置(租税に係る義務の遵守のための措置を含む。)
 - (iv) 当該加盟国の領域内の源泉に基づき他の加盟国の領域内で又は他の加盟国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置
 - (v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置
 - (vi) 当該加盟国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置
- この(d)及び注に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる加盟国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。
- (e) 取扱いの差異が加盟国の拘束される二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第二条の規定に合致しない措置

(ii) 安全保障のための例外（第 1・5 条、第 14・54 条）

第 1・5 条第 1 項は、安全保障のための例外を規定するガット第 21 条及び GATS 第 14 条の 2 の規定を統合・整理した規定となっている。また、第 1・5 条第 2 項では、第 10 章（政府調達）においては政府調達協定第 3 条が適用されることが、第 14・54 条では第 14 章（知的財産）においては貿易関連知的所有権協定（TRIPS 協定）第 73 条が適用されることが規定されている。

第一・五条 安全保障のための例外（第 1 章 総説）

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。
 - (i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の生産又は取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接

に行われるその他の貨物及び原料の生産又は取引に関する措置

(iii) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iv) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置をとることを妨げること。

2 1の規定にかかわらず、

(a) 第十章の規定の適用上、政府調達協定第三条の規定を適用する。

(b) 第十四章の規定の適用上、第十四・五十四条の規定を適用する。

第十四・五十四条 安全保障のための例外（第14章 知的財産）

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

政府調達に関する協定⁶⁵³

第三条 安全保障のための例外及び一般的例外

1 この協定のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であって、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置が、同じ条件の下にある締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置

(b) 動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) 知的財産の保護のために必要な措置

(d) 障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置

貿易関連知的所有権協定（TRIPS 協定）

第73条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反するとその加盟国が認める情報の提供を要求すること

(b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める次のいずれか

⁶⁵³ 政府調達に関する協定（外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000439.html#section4

の措置をとることを妨げること

(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の物品及び原料の取引に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること

(d) 知的財産章における例外措置（第 14 章）

(i) 知的財産に関する基準（第 B 節） 地理的表示（第三款）に規定される例外（第 14・29 条）

第 14・29 条において、一方の締約国は、農産品／ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書 14-B に掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大 7 年（農産品）／5 年（ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料）の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止することが規定されている。

第十四・二十九条 例外

1 第十四・二十五条 1 の規定にかかわらず、一方の締約国は、農産物を特定する附属書十四-B に掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大七年の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認することができる表示を付する。

2 第十四・二十五条 1 の規定にかかわらず、一方の締約国は、ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書十四-B に掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大五年の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する（ただし、貿易関連知的所有権協定第二十四条 4 の規定が適用される場合を除く。）。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認することができる表示を付する。

3 各締約国は、消費者による誤認防止を確保する必要性を考慮して、1 及び 2 に規定する先使用が自国の領域において地理的表示と区別されるような実際的条件を定めることができる。

4 1 に規定する経過期間については、1 に規定する他方の締約国の領域において生産される関係する商品についての地理的表示の使用が当該他方の締約国の領域において適用される附属書十四-A に掲げる関係法令を遵守していない場合には、適用しない。

5 この款のいかなる規定も、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利に影響を及ぼすものではない。

(ii) 協力及び制度上の措置（第 D 節）に規定される例外

上述「（c）(ii) 安全保障のための例外（第 1・5 条、第 14・54 条）」のとおり、第 14・54 条では第 14 章（知的財産）においては貿易関連知的所有権協定（TRIPS 協定）第 73 条が適用されることが規定されている。

第十四・五十四条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

（3）日英 EPA⁶⁵⁴

日・英包括的経済連携協定（日英 EPA）は、2020 年 1 月に EU を離脱した英国との、日 EU EPA に代わる新たな貿易、投資の枠組みを規定するために、同年の 6 月 9 日に両国の交渉が開始され、9 月 11 日に大筋の合意がなされた。その後、2020 年 10 月 23 日に、東京において茂木大臣とトラス英国国際貿易大臣との間で署名が行われ、同年の 12 月 4 日に国会の承認を得た後、2021 年の 1 月 1 日に発効に至った⁶⁵⁵。

以下、知的財産に関連すると思われる、「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」（第 8 章）、「紛争解決」（第 22 章）の規定、各章の例外に関する規定について整理する。なお、以下に特に明示的に記載した以外の条項については、日 EU EPA と同様の内容の規定が置かれている。

（a）サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引（第 8 章）

第 A 節 一般規定

第 8・1 条：適用範囲

第 8・2 条：定義

第 8・3 条：一般的例外

第 8・4 条：サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会

第 8・5 条：見直し

第 B 節 投資の自由化

⁶⁵⁴ 日英包括的経済連携協定（EPA）（令和 5 年 2 月 7 日）（外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecn/ic/page22_003344.html

⁶⁵⁵ 日英包括的経済連携協定（令和 4 年 12 月）（外務省ウェブサイト）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100092224.pdf>

第8・6条：適用範囲
第8・7条：市場アクセス
第8・8条：内国民待遇
第8・9条：最恵国待遇
第8・10条：経営幹部及び取締役会
第8・11条：特定措置の履行要求の禁止
第8・12条：適合しない措置及び例外
第8・13条：利益の否認

第C節 国境を越えるサービスの貿易

第8・14条：適用範囲
第8・15条：市場アクセス
第8・16条：内国民待遇
第8・17条：最恵国待遇
第8・18条：適合しない措置
第8・19条：利益の否認

第D節 自然人の入国及び一時的な滞在

第8・20条：一般規定及び適用範囲
第8・21条：定義
第8・22条：一般的義務
第8・23条：透明性
第8・24条：他の節に定める義務
第8・25条：設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家
第8・26条：契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家
第8・27条：短期の商用訪問者
第8・28条：連絡部局

第E節 規制の枠組み

第一款 国内規制

第8・29条：適用範囲及び定義
第8・30条：免許及び資格の条件
第8・31条：免許及び資格の審査に係る手続
第8・32条：技術上の基準

第二款 一般に適用される規定

第8・33条：一般に適用される措置の実施
第8・34条：行政上の決定に関する審査手続
第8・35条：相互承認

第三款 郵便サービス及びクーリエ・サービス

第8・36条：適用範囲及び定義

第8・37条：ユニバーサル・サービス

第8・38条：国境手続

第8・39条：免許

第8・40条：規制機関の独立性

第四款 電気通信サービス

第8・41条：適用範囲

第8・42条：定義

第8・43条：規制への取組方法

第8・44条：アクセス及び利用

第8・45条：番号ポータビリティ

第8・46条：再販売

第8・47条：ネットワークの設備の利用を可能とすること及び相互接続

第8・48条：主要なサービス提供者に関する義務

第8・49条：規制当局

第8・50条：ユニバーサル・サービス

第8・51条：電気通信網及び電気通信サービスの提供の承認

第8・52条：希少な資源の分配及び利用

第8・53条：透明性

第8・54条：電気通信に関する紛争の解決

第8・55条：国際機関との関係

第8・56条：情報の秘密性

第8・57条：国際移動端末ローミング

第五款 金融サービス

第8・58条：適用範囲

第8・59条：定義

第8・60条：新たな金融サービス

第8・61条：支払及び清算の制度

第8・62条：自主規制団体

第8・63条：金融情報

第8・64条：効果的なかつ透明性のある規制

第8・65条：信用秩序の維持のための適用除外

第8・66条：郵便保険事業者による保険サービスの提供

第8・67条：金融サービスにおける規制に関する協力

第六款 国際海上運送サービス

第8・68条：適用範囲及び定義

第8・69条：義務

第F節 電子商取引

第 8・70 条：目的及び一般規定
第 8・71 条：定義
第 8・72 条：関税
第 8・73 条：ソース・コード
第 8・74 条：国内規制
第 8・75 条：事前の許可を不要とする原則
第 8・76 条：電子的手段による契約の締結
第 8・77 条：電子認証及び電子署名
第 8・78 条：電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則
第 8・79 条：消費者の保護
第 8・80 条：個人情報保護
第 8・81 条：要求されていない商業上の電子メッセージ
第 8・82 条：政府の公開されたデータ
第 8・83 条：電子商取引に関する協力
第 8・84 条：情報の電子的手段による国境を越える移転
第 8・85 条：コンピュータ関連設備の設置
第 8・86 条：暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品

投資

「第 A 節 一般規定」は 5 の条文（第 8・1 条～第 8・5 条）、「第 B 節 投資の自由化」は 8 の条文（第 8・6 条～第 8・13 条）から構成される。「第 B 節 投資の自由化」の条文は、実体規定である条文で構成され、投資家と国との間の紛争解決に関する条文はない。投資に関する条項は、日 EU EPA と同様である。

以下、知的財産に関すると思われる、内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止、収用と補償、紛争処理に関する条文について整理する。

(i) 内国民待遇（第 8・8 条）

一方の締約国は、自国の領域における設立・運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、内国民待遇を与えることを規定している。

第八・八条 内国民待遇 1 一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において自国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 2 一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業
--

に対し、同様の状況において自国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2の規定は、締約国が対象企業に関連して統計のための手続又は情報に関する要件を定めることを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続又は当該要件がこの条の規定に基づく締約国の義務を回避するための手段とならないことを条件とする。

(ii) 最恵国待遇（第8・9条）

一方の締約国は、自国の領域における設立・運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、最恵国待遇を与えることを規定している。

第八・九条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2の規定は、一方の締約国が次のいずれかのものから得られる待遇による利益を他方の締約国の企業家及び対象企業に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(a) 二重課税の回避のための国際協定又は専ら若しくは主として租税に関する他の国際協定若しくは国際取決め

(b) 資格若しくは免許の承認又は信用秩序の維持のための措置の承認であって、サービス貿易一般協定第七条又はサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書3に規定するものを定める現行の又は将来における措置

4 1及び2に規定する待遇には、他の国際協定に規定する投資家と国との間の紛争解決手続を含まない。

5 締約国が第三国との間で締結した他の国際協定の実体規定（注1）は、それ自体では、この条の規定に基づく待遇を構成しない。当該実体規定に関連する締約国の作為又は不作為は、待遇（注2）を構成し得るものであり、したがって、違反が当該実体規定のみを根拠として成立するものでない限りにおいて、この条の規定の違反となり得る。

注1 当該実体規定を国内法令に転換することのみでは、当該実体規定の国際法の規定としての位置付けに変更は生じず、したがって、当該実体規定へのこの5の規定の適用についても変更は生じない。

注2 他方の締約国の企業家又はその対象企業は、第三国の企業家によって設立された企業が比較が行われる時点において存在しない場合にも、当該待遇を受ける権利を有する。

(iii) パフォーマンス要求の禁止（輸出規制、原材料調達要求、物品・サービス現地調達要求、研究開発、技術移転要求、ロイヤルティ規制、特定技術使用/使用制限要求）（第 8・11 条）

パフォーマンス要求の禁止として、以下の 12 項目が列挙されている。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること（輸出要求）。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること（原材料調達要求）。
- (c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること（物品・サービス現地調達要求）。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること（輸出入均衡要求）。
- (e) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること（国内販売制限）。
- (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること（輸出制限）。
- (g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること（技術移転要求）。
- (h) 自国の領域内に特定地域又は世界市場に向けた当該企業の事業本部を設置すること（事業本部要求）。
- (i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること（自国民雇用要求）。
- (j) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること（研究開発要求）。
- (k) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること（独占的供給要求）。
- (l) この(l)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約又は将来におけるライセンス契約であって当該企業と自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること。(i) 使用料に係る一定の水準を下回る率又は額、(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間（ロイヤルティ規制）

しかしながら、第 5 項(b)において、「1 (g)及び(l)の規定は締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条 3 の規定の適用対象となり、かつ、同条 3 の規定に反しないものをとる場合には適用しない」と適用除外が規定されている。

第八・十一条 特定措置の履行要求の禁止

1 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、次の事項の要求を課し、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。（注1、注2）

注1 2に規定する利益の享受又はその継続のための条件は、この1の規定の適用上、要求又は約束若しくは履行を構成しない。

注2 この1のいかなる規定も、英国が、ある者によって買収又は合併に関して自発的に行われた約束の履行を強制することを妨げるものではない。「自発的に行われた約束」とは、これが英国により買収又は合併の承認の条件として課され、又は要求されたものではないことを意味する。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。

(h) 自国の領域内に特定地域又は世界市場に向けた当該企業の事業本部を設置すること。

(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(j) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

(l) この(l)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約（注1）又は将来におけるライセンス契約であって当該企業と自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること。ただし、当該締約国が非司法的な政府の権限の行使として、これらのライセンス契約に直接的に介入するような方法でこの(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。（注2）

注1 この(l)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契約をいう。

注2 この(l)の規定は、当該ライセンス契約が当該企業と締約国との間で締結される場合

には、適用しない。

(i) 使用料に係る一定の水準を下回る率又は額

(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

2 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3 2のいかなる規定も、締約国が、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

4 1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

5 1(g)及び(l)の規定は、次の場合には、適用しない。

(a) 競争法令の違反を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1(g)若しくは(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合（注）

注 この(a)の規定には、競争に悪影響を及ぼす事態を是正するために、英国の競争当局が合併規制又は市場調査に関連する英国の法令に従って採用する措置を含む。

(b) 締約国が、貿易関連知的財産権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的財産権協定第三十九条3の規定の適用対象となり、かつ、同条3の規定に反しないものとする場合

6 1(l)の規定は、締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所が1(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

7 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課し、又は強制する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

8 この条の規定は、世界貿易機関設立協定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

(iv) 収用と補償

日英 EPA には規定はない。

(v) 紛争処理（投資家対国）

日英 EPA には規定はない。

(vi) 紛争処理（国対国）（第 22 章）

第 22 章（紛争解決）に規定されている。

電子商取引

電子商取引節（第 8 章第 F 節）は、17 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①定義や適用範囲等の協定上必要な規定に関する条文（第 8・70 条、第 8・71 条）、②利用者保護のための措置を講ずることや電子商取引における障壁を取り除くことを求める条文（第 8・72 条～第 8・82 条、第 8・84 条～第 8・86 条）、③締約国間の協力に関する条文（第 8・83 条）に分類される。電子商取引に関する条項は、日 EU EPA と比較し、以下の点が異なる。

- ・デジタル・プロダクトの待遇について日 EU EPA では規定されていないが、日英 EPA においては、電子商取引に関連する規制に係る事項について対話を維持すると規定されている。

- ・国境を越える情報流通について、日 EU EPA では「効力発生から 3 年以内に必要性を再評価する」と規定されているが、日英 EPA では、「情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならない」と規定されている。

- ・ソース・コードについて、日 EU EPA では「ソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセス」を要求することができないことが規定されているが、日英 EPA では、さらに「ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセス」も要求することができないことが規定されている。

- ・日英 EPA には、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品に関する条項が存在する（日 EU EPA には存在しない）。

以下、知的財産に関するとと思われる、デジタル・プロダクトの無差別待遇、関税、国境を越える情報流通、コンピュータ関連設備の設置、ソース・コードに関する条文について

整理する。

(i) デジタル・プロダクトの無差別待遇（第8・83条）

日英 EPA において、デジタル・プロダクトの待遇については、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持することに合意するとされている。

第八・八十三条 電子商取引に関する協力

1 両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、協力し、及び多数国間の場に積極的に参加する。

2 両締約国は、情報及び経験（適当な場合には、関係する法令及びその実施並びに電子商取引に関する最良の慣行についてのものを含む。）であって、特に、次の(a)から(l)までに掲げる事項に関連するものを共有するため、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持することに合意する。

- (a) 消費者の保護
- (b) 個人情報の保護
- (c) サイバーセキュリティ
- (d) 要求されていない商業上の電子メッセージの防止
- (e) 電子トラスト・サービス
- (f) デジタル・プロダクトの待遇
- (g) 公衆に発行される電子署名の証明書の承認
- (h) 中小企業が電子商取引を利用する上での課題
- (i) 新たな技術（人工知能及びモノのインターネットを含む。）
- (j) 国境を越える認証サービスの円滑化
- (k) 知的財産
- (l) 電子政府

(ii) 関税（第8・72条）

電子的な送信に対して関税を課してはならないことが規定されている。

第八・七十二条 関税

1 両締約国は、一方の締約国の者と他方の締約国の者との間の電子的な送信（電子的に送信されるコンテンツを含む。）に対して関税を課してはならない。

2 1の規定は、締約国が電子的な送信に対して内国税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではない。ただし、これらの内国税、手数料又はその他の課徴金がこの協定に適合する態様で課されることを条件とする。

(iii) 国境を越える情報流通（第8・84条）

締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならないことが規定されている。

第八・八十四条 情報の電子的手段による国境を越える移転

1 締約国は、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならない。

2 この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するためのものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。

(a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。

(b) 目的の達成に必要な範囲を超えて情報の移転に制限を課するものではないこと。

3 この条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する締約国による措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）

(iv) コンピュータ関連設備の設置（第8・85条）

締約国は、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないことが規定されている。

第八・八十五条 コンピュータ関連設備の設置

1 締約国は、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

2 この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要なものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

3 この条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する締約国による措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）

(v) ソース・コード（第8・73条）

一方の締約国は、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含

む製品の一方の締約国の領域における輸入、流通、販売又は使用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転若しくは当該ソース・コードへのアクセス又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを要求してはならないことが規定されている。

第八・七十三条 ソース・コード

1 一方の締約国は、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の一方の締約国の領域における輸入、流通、販売又は使用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転若しくは当該ソース・コードへのアクセス又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを要求してはならない。

2 この条の規定は、一方の締約国の規制機関若しくは司法当局が、又は適合性評価機関に関して一方の締約国が、他方の締約国の者に対し、次のことを要求することを妨げるものではない。

(a) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続のため、ソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを保存し、又は入手可能なものとする（注）。ただし、当該ソース・コード及び当該アルゴリズムを許可されていない開示からの保護の対象とすることを条件とする。

注 両締約国は、当該ソース・コード又は当該アルゴリズムを入手可能なものとするのがソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの営業上の秘密としての地位に悪影響を及ぼすものと解してはならないことを了解する。

(b) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続の後に、一方の締約国の法律に基づいて認められた是正措置を課し、又は執行するため、ソフトウェアのソース・コード若しくは当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを移転し、又は当該ソース・コード若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを提供すること。

3 この条の規定は、次のことについては、適用しない。

(a) 例えば、自由に交渉された契約又は政府調達に関連して、他方の締約国の者がソース・コード若しくは当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを自主的に移転し、又は当該ソース・コード若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを自主的に付与すること。
(注)

注 政府調達に関連して自主的に移転し、又は自主的にアクセスを付与することには、ソース・コードを含むソフトウェアの更新、スケーリング及び修正を目的とした移転及びアクセスを含む。

(b) 政府の権限の行使として提供されるサービス又は遂行される活動を行うこと。

4 この条の規定は、締約国が1の規定に適合しない次の措置（注）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注 当該措置には、安全を確保するための措置（例えば、認証手続又は保証手続に関連す

るもの)を含む。

(a) 第一・五条、第八・三条及び第八・六十五条の規定に基づく措置

(b) 第十・一条の規定により組み込まれる政府調達協定第三条の規定に基づく措置

(vi) 暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品 (第 8・86 条)

締約国は、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該商業用の情報通信技術製品の製造者又は供給者に対して、(a) 当該締約国又は当該締約国の領域に所在する者に対し、暗号法に関連する財産的価値を有する情報を移転し、又は当該情報へのアクセスを提供すること；(b) 当該商業用の情報通信技術製品の開発、製造、販売、流通、輸入又は使用について、当該締約国の領域に所在する者と提携し、又は協力すること；(c) 特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合することを要求してはならないことが規定されている。

第八・八十六条 暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品 (注)

注 この条の規定は、第八・七十三条の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を与えるものではない。

1 締約国は、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該商業用の情報通信技術製品の製造者又は供給者に対して次のいずれかのことを要求してはならない。

(a) 当該締約国又は当該締約国の領域に所在する者に対し、暗号法に関連する財産的価値を有する情報を移転し、又は当該情報へのアクセスを提供すること（特定の技術、生産工程その他の情報（例えば、非公開の暗号鍵その他の秘密のパラメーター、アルゴリズムの仕様その他設計の詳細）の開示によるものを含む。）。

(b) 当該商業用の情報通信技術製品の開発、製造、販売、流通、輸入又は使用について、当該締約国の領域に所在する者と提携し、又は協力すること。

(c) 特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合すること。

2 この条の規定は、締約国の規制機関又は司法当局が、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造者又は供給者に対し、次のいずれかのことを要求することを妨げるものではない。

(a) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続のため、1 (a)の規定に該当する情報を保存し、又は入手可能なものとする（注）。ただし、当該情報が許可されていない開示からの保護の対象となることを条件とする。

注 両締約国は、1 (a)の規定に該当する情報を入手可能なものとするのが暗号法に関連する財産的価値を有する情報の営業上の秘密としての地位に悪影響を及ぼすものと解してはならないことを了解する。

(b) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続の後に、締約国の競争法に基づいて認められた是正措置を課し、又は執行するため、1 (a)の規定に該当する情報を移転し、又は当該

情報へのアクセスを提供すること。

3 第八・七十条4の規定にかかわらず、この条の規定は、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品について適用する。（注）ただし、この条の規定は、次のものについては、適用しない。

注 この条の規定の適用上、商業用の情報通信技術製品には、金融商品を含まない。

(a) 締約国の法執行当局（暗号化を使用するサービス提供者に対し、当該締約国の法的手続に従い暗号化された又は暗号化されていない通信へのアクセスを提供するよう要求する場合に限る。）

(b) 金融商品の規制

(c) 締約国（中央銀行を含む。）が所有し、又は管理するネットワーク（利用者の装置を含む。）へのアクセスに関して当該締約国が採用し、又は維持する要件

(d) 金融サービス提供者又は金融市場に関連する監督、調査又は検査の権限に基づき締約国が採用し、又は維持する措置

(e) 締約国による又は締約国のための暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造、販売、流通、輸入又は使用

（b）紛争解決（第22章）

紛争解決章（第22章）は、30の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①第A節 目的、適用範囲及び定義に関する条文（第22・1条～第22・3条）、②第B節 協議及び仲介に関する条文（第22・4条～第22・6条）、③第C節 パネルの手続に関する条文（第22・7条～第22・24条）、④第D節 一般規定に関する条文（第22・25条～第22・30条）に分類される。紛争解決に関する条項は、日 EU EPA と同様である。

第A節 目的、適用範囲及び定義

第22・1条：目的

第22・2条：適用範囲

第22・3条：定義

第B節 協議及び仲介

第22・4条：情報提供の要請

第22・5条：協議

第22・6条：仲介

第C節 パネルの手続

第22・7条：パネルの設置

第22・8条：パネルの構成

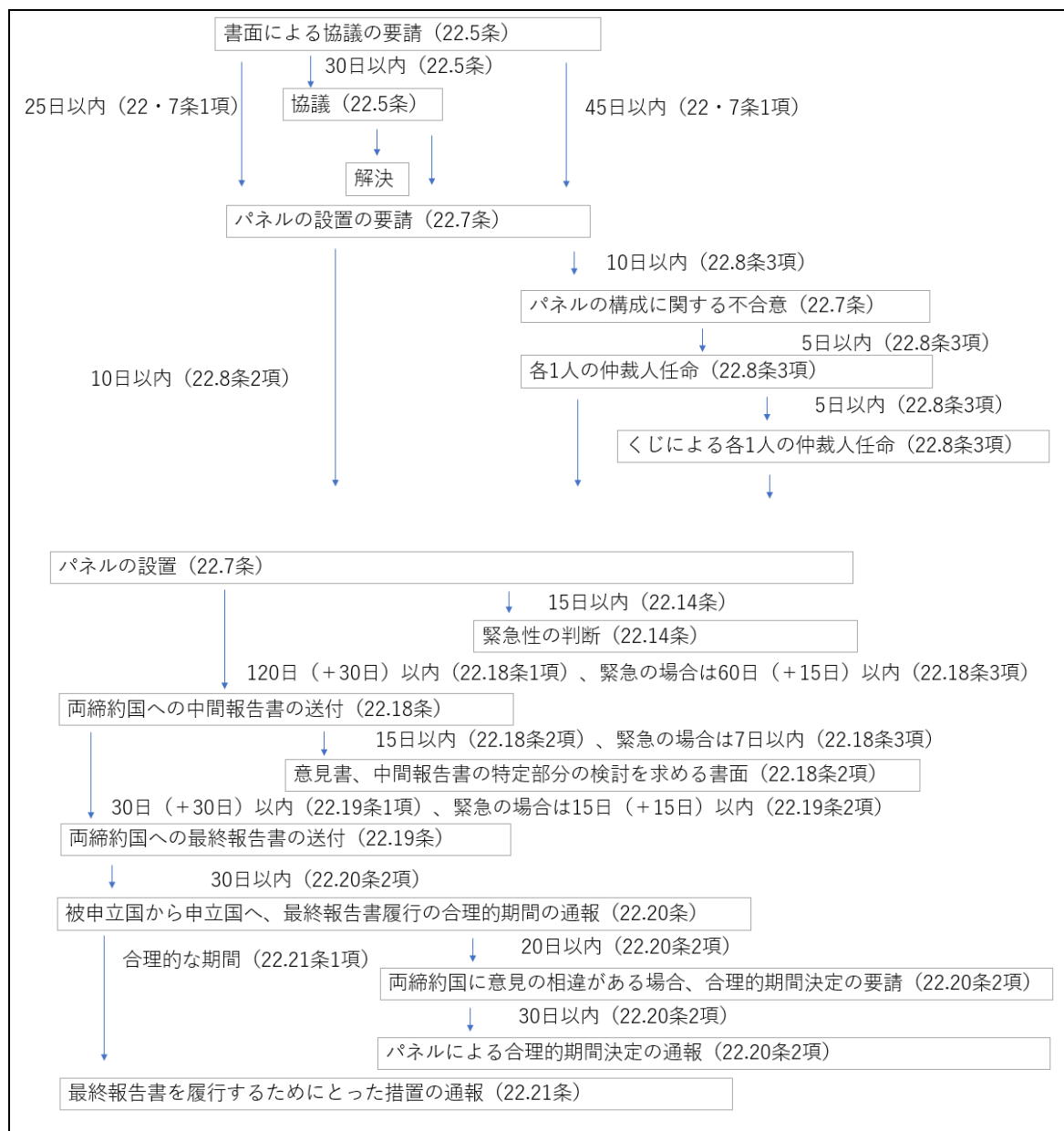
第22・9条：仲裁人の名簿

第22・10条：仲裁人の資格

第 22・11 条：仲裁人の交代
第 22・12 条：パネルの任務
第 22・13 条：付託事項
第 22・14 条：緊急性に係る決定
第 22・15 条：パネルの手続
第 22・16 条：解釈に関する規則
第 22・17 条：情報の受領
第 22・18 条：中間報告書
第 22・19 条：最終報告書
第 22・20 条：最終報告書の履行
第 22・21 条：履行状況の審査
第 22・22 条：不履行の場合における暫定的な救済措置
第 22・23 条：暫定的な救済措置の適用後の履行状況の審査
第 22・24 条：手続の停止及び終了
第 D 節 一般規定
第 22・25 条：紛争解決手続の運用
第 22・26 条：相互に合意する解決
第 22・27 条：紛争解決の場の選択
第 22・28 条：期間
第 22・29 条：費用
第 22・30 条：手続規則及び行動規範

紛争の流れ

日英 EPA における紛争の流れを図示すると以下のようなになる。



以下、紛争解決手続に付託できる案件、協議前置義務、紛争解決手続に適用されるルール、時間的制限、他の協定上の紛争解決手続との優先劣後、パネリスト・仲裁人の選定方法、紛争解決機関、上訴手続、仲裁判断の履行担保手続、対抗措置に関する条文、及び知的財産章における紛争に関する条文について整理する。

(i) 紛争解決手続に付託できる案件（第 22・1 条）

日英 EPA の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決のための効果的かつ効率的な仕組みを設けることを目的としている。

第二十二・一条 目的

この章の規定は、相互に合意する解決を得るため、この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決のための効果的かつ効率的な仕組みを設けることを目的とする。

(ii) 協議前置義務（第 22・5 条）

拘束力を有する紛争解決手続に訴える前に当事者間で協議の場を持つことが義務付けられている。

第二十二・五条 協議

- 1 両締約国は、相互に合意する解決を得るため、第二十二・二条に規定する紛争を誠実に協議によって解決するよう努める。
- 2 一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、その要請において、当該要請の理由（問題となっている措置を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠（関連する対象規定を特定するもの）について記載することを含む。）を示す。
- 3 各締約国は、協議の過程において、問題となっている措置について十分に検討すること（当該措置がこの協定の運用及び適用にどのように影響を及ぼし得るかをを含む。）ができるよう十分な情報を提供する。
- 4 協議の要請を受けた締約国は、当該要請に対し、当該要請を受領した日の後十日以内に回答する。両締約国は、当該要請が受領された日の後三十日以内に当該協議を開始する。当該協議は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請が受領された日の後四十五日以内に終了したものとみなす。問題が緊急に処理を要する事案に関するものであると両締約国が認める場合には、当該協議は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、当該要請が受領された日の後二十五日以内に終了したものとみなす。
- 5 協議は、対面又は両締約国が合意する他の通信手段により行うことができる。協議は、対面により行う場合には、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、協議の要請を受けた締約国において行う。
- 6 協議（当該協議の手続の過程において締約国によって開示される全ての情報及び締約国がとる立場を含む。）は、秘密とされ、かつ、その後の手続におけるいずれの締約国の権利も害しないものとする。

(iii) 紛争解決手続に適用されるルール（第 22・15 条、第 22・30 条）

合同委員会が仲裁手続全般に適用される手続規則を定めることが規定されている。

第二十二・十五条 パネルの手続

- 1 パネルにおける口頭陳述は、両締約国が別段の合意をする場合並びに締約国の意見及び主張が秘密の情報を含む場合を除くほか、公開とする。非公開で行われる口頭陳述は、秘密とする。

2 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一回の口頭陳述は、被申立国において行い、その後は、両締約国間で交互に行う。

3 パネル及び両締約国は、一方の締約国が秘密のものとして指定してパネルに提出した情報を秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密の意見書をパネルに提出した場合において、他方の締約国の要請があったときは、開示しない情報が秘密である理由についての説明を付して、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。

4 パネルの審議は、秘密のものとして取り扱う。

5 両締約国は、パネルの手續における表明、陳述、主張又は反論の場に参加する機会を与えられる。両締約国は、パネルに提出した情報又は意見書（中間報告書の説明部分に関する意見、パネルの質問に対する回答及び当該回答についての書面による意見を含む。）を相互に利用可能なものとする。

6 中間報告書及び最終報告書の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。仲裁人は、これらの報告書の起草について全責任を負うものとし、この責任を他の者に委任してはならない。

7 パネルは、自己の決定（最終報告書を含む。）をコンセンサス方式によって行うよう努める。パネルは、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、過半数による議決で自己の決定（最終報告書を含む。）を行うこともできる。仲裁人の反対意見は、公表してはならない。

8 パネルの決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。両締約国は、パネルの決定を無条件に受諾する。パネルの決定は、この協定に基づく両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく両締約国の権利及び義務を減じてはならない。パネルの決定は、いかなる者についても新たな権利及び義務を生じさせるものと解してはならない。

第二十二・三十条 手續規則及び行動規範

この章に規定するパネルの手續については、第二十三・一条4(f)の規定に従って合同委員会がその第一回会合において採択するパネルの手續規則及び仲裁人についての行動規範に従って実施する。

(iv) 時間的制限（第22・18条、第22・19条）

報告書の時間的制限として、以下の規定が設けられている。

中間報告書の送付：

パネル構成の合意から 120 日以内

最終報告書の送付：

中間報告書の送付から 30 日以内

第二十二・十八条 中間報告書

1 パネルは、両締約国が中間報告書（説明部分並びにパネルの認定及び結論を示したもの）を検討することができるように、両締約国に対し、パネルの設置の日の後百二十日以内に、中間報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが中間報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

2 各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後十五日以内に、書面による意見及び中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。パネルは、中間報告書に関する各締約国の書面による意見及び要請を検討した後、中間報告書を修正し、及び自己が適当と認める更なる検討を行うことができる。

3 緊急の場合には、

(a) パネルは、その設置の日の後六十日以内に中間報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、その設置の日の後七十五日以内に中間報告書を送付する。

(b) 各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後七日以内に、書面による意見及び中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。

第二十二・十九条 最終報告書

1 パネルは、両締約国に対し、中間報告書を送付した日の後三十日以内に、最終報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが最終報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

2 パネルは、緊急の場合には、中間報告書を送付した日の後十五日以内に最終報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、中間報告書の送付の日の後三十日以内に最終報告書を送付する。

3 最終報告書には、中間報告書に関する両締約国の書面による意見及び要請についての十分な討議を含める。パネルは、最終報告書において、最終報告書を実施し得る方法を示すことができる。

4 両締約国は、最終報告書が送付された日の後十日以内に最終報告書の全部を公に入手可能なものとする。ただし、両締約国が、秘密の情報を保護するため、最終報告書の一部のみを公表する旨又は最終報告書を公表しない旨の決定を行う場合は、この限りでない。

(v) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後（第 22・27 条）

申立国が自ら他の国際協定上の紛争解決手続と日英 EPA 上の紛争解決手続のいずれを

も選択し得ることが規定されている。

第二十二・二十七条 紛争解決の場の選択

1 申立国は、特定の措置について、この協定に基づく義務及び両締約国が締結している他の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）に基づく義務であってこの協定に基づく義務と実質的に同等のもののいずれにも抵触すると申し立てる紛争が生じた場合には、当該紛争を解決するための場を選択することができる。

2 締約国は、1に規定する特定の措置に関し、紛争解決の場を選択し、この章の規定又は他の国際協定による紛争解決手続のいずれかを開始した場合には、当初選択した紛争解決の場が管轄上又は手続上の理由により係争中の事案に関して認定を行うことができないときを除くほか、当該特定の措置について他の紛争解決の場において紛争解決手続を開始してはならない。

3 2の規定の適用上、

(a) この章の規定による紛争解決手続は、締約国が第二十二・七条1の規定に基づいてパネルの設置を要請した時に開始したものとする。

(b) 世界貿易機関設立協定による紛争解決手続は、締約国が紛争解決了解第六条の規定に基づいて小委員会の設置を要請した時に開始したものとする。

(c) 他の国際協定による紛争解決手続は、締約国が当該国際協定の関連規定に基づいて紛争解決のための委員会の設置を要請した時に開始したものとする。

4 この協定のいかなる規定も、紛争解決機関によって承認された譲許その他の義務の適用の停止を締約国が実施することを妨げるものではない。一方の締約国は、他方の締約国が対象規定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することを妨げるために世界貿易機関設立協定を援用してはならない。

(vi) パネリスト・仲裁人の選定方法（第22・8条、第22・9条）

議長を含む全ての仲裁人について候補者名簿を作成し、合同委員会での事前合意を必要とすること、及び両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出することが規定されている。

第二十二・八条 パネルの構成

1 パネルは、三人の仲裁人から成る。

2 両締約国は、被申立国がパネルの設置の要請を受領した日の後十日以内に、パネルの構成に関して合意に達するために協議する。

3 各締約国は、両締約国が2に定める期間内にパネルの構成について合意に達しない場合には、2に定める期間が満了した後五日以内に、次条の規定に従って作成する自国の小名簿から一人の仲裁人を任命する。締約国がその五日の期間内に仲裁人を任命しない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該期間が満了した後五日以内に、仲裁人を任命しなかった締約国の小名簿であって同条の規定に従って作成されるものから一人の仲

裁人をくじ引で選定する。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引による仲裁人の選定を委任することができる。

4 両締約国が2に定める期間内にパネルの長について合意に達しない場合において、一方の締約国による要請があったときは、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該要請が到達した日の後五日以内に、次条の規定に従って作成されるパネルの長の小名簿からパネルの長をくじ引で選定する。当該要請は、他方の締約国に対して同時に通報されるものとする。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引によるパネルの長の選定を委任することができる。

5 次条に規定する仲裁人の名簿が、作成されていない場合又は同条に定める少なくとも九人の個人を含んでいない場合には、次の手続を適用する。

(a) パネルの長の選定については、次の手続を適用する。

(i) パネルの長の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、4に規定する要請が到達した日の後五日以内にこれらの個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。

(ii) パネルの長の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人がパネルの長の職を務める。

(iii) 両締約国が(i)若しくは(ii)の規定によりパネルの長を選定することができない場合又はパネルの長の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、4に規定する要請が到達した日の後五日以内に、次条に規定する仲裁人の名簿の作成又は更新の時に締約国がパネルの長として正式に推薦していた個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。

締約国は、自国がパネルの長として正式に推薦していた個人がもはやパネルの長となることができない場合には、新たな個人を推薦することができる。

(b) パネルの長以外の仲裁人の選定については、次の手続を適用する。

(i) 締約国の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、当該締約国は、2に定める期間が満了した後五日以内にこれらの個人の中から一人の仲裁人を選定する。

(ii) 締約国の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人が仲裁人の職を務める。

(iii) (i)若しくは(ii)の規定により仲裁人を選定することができない場合又は締約国の仲裁人の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、(a)に規定する手続を準用して、一人の仲裁人を選定する。

6 パネルの設置の日、三人の仲裁人のうち最後の一人の仲裁人が自己の任命への同意を両締約国に通報した日とする。

第二十二・九条 仲裁人の名簿

1 合同委員会は、第二十三・一条2の規定によるその第一回会合において、仲裁人として

の職務を遂行する意思及び能力を有する少なくとも九人の個人の名簿を作成する。当該名簿は、三の小名簿（各締約国の小名簿及びパネルの長の職を務める個人であっていずれの締約国の国民でもないものの小名簿）から成る。各小名簿には、少なくとも三人の個人を含める。各締約国は、パネルの長の小名簿の作成又は更新に際して、それぞれ個人を三人まで推薦することができる。合同委員会は、仲裁人の名簿上の個人の人数がこの1の規定により必要とされる水準に常に維持されることを確保する。

2 合同委員会は、この協定の対象となる特定の分野における専門知識を有すると認められる個人から成る追加的な名簿であって、パネルを構成するために利用することができるものを作成することができる。

(vii) 紛争解決機関（パネル又は締約国の代表者から成る機関）が決定を行う際の方法（第22・15条）

全員一致で行うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することができることが規定されている。

第二十二・十五条 パネルの手續

1 パネルにおける口頭陳述は、両締約国が別段の合意をする場合並びに締約国の意見及び主張が秘密の情報を含む場合を除くほか、公開とする。非公開で行われる口頭陳述は、秘密とする。

2 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一回の口頭陳述は、被申立国において行い、その後は、両締約国間で交互に行う。

3 パネル及び両締約国は、一方の締約国が秘密のものとして指定してパネルに提出した情報を秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密の意見書をパネルに提出した場合において、他方の締約国の要請があったときは、開示しない情報が秘密である理由についての説明を付して、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。

4 パネルの審議は、秘密のものとして取り扱う。

5 両締約国は、パネルの手續における表明、陳述、主張又は反論の場に参加する機会を与えられる。両締約国は、パネルに提出した情報又は意見書（中間報告書の説明部分に関する意見、パネルの質問に対する回答及び当該回答についての書面による意見を含む。）を相互に利用可能なものとする。

6 中間報告書及び最終報告書の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。仲裁人は、これらの報告書の起草について全責任を負うものとし、この責任を他の者に委任してはならない。

7 パネルは、自己の決定（最終報告書を含む。）をコンセンサス方式によって行うよう努める。パネルは、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、過半数による議決で自己の決定（最終報告書を含む。）を行うこともできる。仲裁人の反対意見は、

公表してはならない。

8 パネルの決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。両締約国は、パネルの決定を無条件に受諾する。パネルの決定は、この協定に基づく両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく両締約国の権利及び義務を減じてはならない。パネルの決定は、いかなる者についても新たな権利及び義務を生じさせるものと解してはならない。

(viii) 上訴手続

上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。

(ix) 仲裁判断の履行担保手続（第 22・20 条）

最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できることが規定されている。

第二十二・二十条 最終報告書の履行

- 1 被申立国は、前条の規定に従って送付された最終報告書を迅速かつ誠実に履行するために必要なあらゆる措置をとる。
- 2 被申立国は、申立国に対し、最終報告書が送付された日の後三十日以内に、最終報告書を履行するための合理的な期間を通報するものとし、両締約国は、履行のために必要とされる合理的な期間について合意するよう努める。申立国は、合理的な期間に関して両締約国間に意見の相違がある場合には、この 2 の規定に基づく被申立国の通報を受領した日の後二十日以内に、合理的な期間を決定するよう書面により当初のパネルに要請することができる。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、自己の決定を通報する。
- 3 両締約国は、最終報告書を履行するための合理的な期間を相互の合意により延長することができる。
- 4 被申立国は、申立国に対し、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、最終報告書を履行するための合理的な期間が満了する少なくとも一箇月前に、最終報告書の履行の進捗状況を書面により通報する。

(x) 対抗措置（第 22・22 条）

最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合、被申立国に対する利益の適用を停止することが規定されている。

第二十二・二十二条 不履行の場合における暫定的な救済措置

- 1 被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国の要請があったときは、相互に満足

すべき代償その他の代替措置について合意するために協議を開始する。

(a) 当初のパネルが、前条の規定に従い、被申立国が通報した最終報告書を履行するためにとった措置が関連する対象規定に抵触すると認定する場合

(b) 被申立国が、第二十二・二十条 2 の規定に従って決定された合理的な期間が満了する前に最終報告書を履行するためにとった措置を通報しない場合

(c) 被申立国が、申立国に対し、第二十二・二十条 2 の規定に従って決定された合理的な期間内に最終報告書を履行することができない旨を通報する場合

2 申立国は、1 (a) から (c) までのいずれかの条件が満たされる場合において 1 の規定による要請を行わないことを決定したとき、又は 1 の規定により要請を行い、当該要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意することができなかった場合には、被申立国に対し、対象規定に基づく譲許その他の義務の被申立国への適用を停止する意図を有することを書面により通告することができる。その通告には、譲許その他の義務の適用の意図する停止の程度を明記する。

3 申立国は、被申立国が 6 の規定に基づいて仲裁を要請する場合を除くほか、被申立国が 2 に規定する通告を受領した日の後十五日目の日から、2 に規定する譲許その他の義務の適用を停止する権利を有する。

4 譲許その他の義務の適用の停止は、次のとおりとする。

(a) 被申立国の最終報告書の不履行によって生ずる無効化又は侵害の程度と同等の程度のものであるとする。

(b) 特に申立国が当該停止が最終報告書の履行を促すために効果的であると認める場合には、第二十二・二条の規定による紛争解決の対象となる分野であって、パネルが無効化又は侵害を認定した分野以外のものについて適用することができる。

5 この条に規定する譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置については、暫定的なものとし、問題となっている措置の関連する対象規定との抵触であって、最終報告書において認定されたものが解消されるまでの間又は両締約国が相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するまでの間においてのみ、適用する。

6 被申立国は、譲許その他の義務の適用の停止が 4 の規定と適合しないと認める場合には、当初のパネルに対し、2 に規定する通告を受領した日の後十五日以内に、事案の検討を書面により要請することができる。その要請は、申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、当該事案に関する自己の決定を通報する。譲許その他の義務の適用については、当初のパネルが自己の決定を通報するまでの間は、停止してはならない。譲許その他の義務の適用の停止は、当該決定に適合するものとしなければならない。

(xi) 知的財産章との関係

知的財産章（第 14 章）において、「両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進

する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産に関する事項についての締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含め、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。」（第14・60条）とされているが、この規定は、紛争解決章（第22章）の対象外とされている（第14・63条）。

第十四・六十条 協力

1 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産に関する事項についての締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含め、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。

2 1の規定の適用上、協力には、情報の交換、経験及び技能の共有並びに両締約国間で合意する他の形態の協力及び活動を含めることができる。当該協力については、例えば、次の分野を対象とすることができる。

(a) 国内の及び国際的な知的財産に関する政策の策定

(b) 知的財産の管理及び登録の制度

(c) 知的財産に関する教育及び啓発

(d) 次の事項に関連する知的財産に係る問題

(i) 中小企業

(ii) 科学、技術及びイノベーションに係る活動

(iii) 技術の創造、移転及び普及

(e) 研究、イノベーション及び経済成長のための知的財産の利用に係る政策

(f) 知的財産に関する多数国間協定、例えば、W I P Oの主催の下で締結され、又は運用されるものの実施

(g) 開発途上国のための技術支援

(h) 知的財産権の侵害の防止に関する最良の慣行、事業及び計画（両締約国の領域外において登録されたウェブサイトに係る措置を含む。）

(i) 世界的規模の知的財産権の侵害に対する共同努力についての一層の活動に向けた可能性の探求

3 両締約国は、知的財産に関する国際的な規律の枠組みを改善するための活動（既存の国際協定の一層の批准を奨励すること並びに知的財産権に関する国際的な調和、管理及び行使を促進することを含む。）並びにW T O及びW I P Oを含む国際機関における活動について協力するよう努める。

第十四・六十三条 紛争解決

第十四・六十条の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

(c) 例外に関する条文

日英 EPA には CPTPP や RCEP に存在する「例外及び一般規定」、「一般規定及び例外」の章は存在しないが、同様の規定は置かれている。これらの条項は、日 EU EPA と同様である。

一般的例外：例外規定が必要な章ごとに規定している。

第 2・21 条（第 2 章 物品の貿易について適用）

第 8・3 条（第 8 章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引について適用）

第 12・9 条（第 12 章 補助金について適用）

第 13・8 条（第 13 章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業について適用）

安全保障のための例外：協定全体、及び知的財産章に規定している。

第 1・5 条（協定全体に適用）（第 1 章 総説）

第 14・62 条（第 14 章 知的財産に適用）

(i) 一般的例外（第 2・21 条、第 8・3 条、第 12・9 条、第 13・8 条）

一般的例外規定として、ガット又は GATS の一般的例外規定を組み込んでいる。

第二・二十一条 一般的例外（第 2 章 物品の貿易）

1 この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(i)及び(j)の規定に基づいて措置をとる意図を有する場合には、次のことを行う。

(a) 他方の締約国に対して全ての関連する情報を提供すること。

(b) 他方の締約国の要請があった場合には、相互に受け入れることができる解決を求めることを目的として、他方の締約国に対し、当該措置に関するあらゆる問題について協議を行う適当な機会を与えること。

3 両締約国は、2(b)に規定する協議の対象となる問題を終了させるために必要な方法について合意することができる。

4 一方の締約国は、緊急の行動を必要とする例外的かつ危機的な状況が事前の情報の提供又は検討を不可能とする場合において、関係する措置をとる意図を有するときは、当該状況に対処するために必要な措置を直ちにとることができるものとし、他方の締約国に対し当該措置を直ちに通報する。

第八・三条 一般的例外（第 8 章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引）

1 次節及び第八・八十六条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、

必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。（注）

注 両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。両締約国は、同条(g)の規定が生物及び非生物の有限天然資源の保存のための措置について適用されることを了解する。

2 次節から第F節までのいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は設立若しくはサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公共の安全若しくは公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置（注）

注 公共の安全及び公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置（注）

注 両締約国は、この(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次のいずれかの事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する個人のプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他方の締約国の経済活動、企業家、サービス又はサービス提供者に関する直接税の公平又は効果的な（注）賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第八・八条1及び2又は第八・十六条1の規定に合致しない措置

注 直接税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、一方の締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(a) 非居住者の租税に係る義務が一方の締約国の領域内に源泉がある課税項目又は一方の締約国の領域内に所在する課税項目に関して決定されるという事実を鑑み、非居住者である企業家及びサービス提供者に適用する措置

(b) 一方の締約国の領域における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(c) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）

(d) 一方の締約国の領域内の源泉に基づき、他方の締約国の領域内で又は他方の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(e) 全世界の課税項目に対する租税が課される企業家及びサービス提供者と他の企業家及びサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異に鑑み、両者を区別する措置

(f) 一方の締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置

この2(d) (この注を含む。)に規定する租税に関連する用語又は概念は、措置をとる一方の締約国の国内法令に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

第十二・九条 一般的例外 (第12章 補助金)

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十三・八条 一般的例外 (第13章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業)

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

関税及び貿易に関する一般協定 (ガット) ⁶⁵⁶

第二十条 一般的例外

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(a) 公徳の保護のために必要な措置

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置

(d) この協定の規定に反しない法令(税関行政に関する法令、第二条 4 及び第十七条の規定に基いて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。)の遵守を確保するために必要な措置

(e) 刑務所労働の産品に関する措置

(f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

(h) 締約国団に提出されて否認されなかつた基準に合致する政府間商品協定又は締約国

⁶⁵⁶ 関税及び貿易に関する一般協定 (外務省ウェブサイト)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000137.html#article20

団に提出されて否認されなかつた政府間商品協定のいずれかに基く義務に従つて執られる措置

(i) 国内原料の価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置。ただし、この制限は、国内産業の製品の輸出を増加するように、又は国内産業に与えられる保護を増大するように運用してはならず、また、無差別待遇に関するこの協定の規定から逸脱してはならない。

(j) 一般的に又は地方的に供給が不足している製品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、すべての締約国が当該製品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に合致するものでなければならず、また、この協定の他の規定に反するこのような措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなくなつたときは、直ちに終止しなければならない。締約国団は、千九百六十年六月三十日以前に、この(j)の規定の必要性について検討しなければならない。

サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) ⁶⁵⁷

第十四条 一般的例外

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序(注)の維持のために必要な措置

注： 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な(注)賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第十七条の規定に合致しない措置

注： 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、

⁶⁵⁷ サービスの貿易に関する一般協定 (外務省ウェブサイト)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000428.html#article14

加盟国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(i) 非居住者の租税に係る義務が当該加盟国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii) 当該加盟国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置(租税に係る義務の遵守のための措置を含む。)

(iv) 当該加盟国の領域内の源泉に基づき他の加盟国の領域内で又は他の加盟国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置

(vi) 当該加盟国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置

この(d)及び注に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる加盟国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

(e) 取扱いの差異が加盟国の拘束される二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第二条の規定に合致しない措置

(ii) 安全保障のための例外（第 1・5 条、第 14・62 条）

第 1・5 条第 1 項は、安全保障のための例外を規定するガット第 21 条及び GATS 第 14 条の 2 の規定を統合・整理した規定となっている。また、第 1・5 条第 2 項は、第 10 章（政府調達）においては政府調達協定第 3 条が、第 14 章（知的財産）においては貿易関連知的財産協定（TRIPS 協定）第 73 条が適用されることが規定されている。

第一・五条 安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置を含む措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の生産又は取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接

に行われるその他の貨物及び原料の生産又は取引に関する措置

(iii) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iv) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置をとることを妨げること。

2 1の規定にかかわらず、

(a) 第十章の規定の適用上、政府調達協定第三条の規定を適用する。

(b) 第十四章の規定の適用上、第十四・六十二条の規定を適用する。

第十四・六十二条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

(d) 知的財産章における例外措置 (第 14 章)

知的財産章における例外措置の条項は、日 EU EPA と同様である。

(i) 知的財産に関する基準 (第 B 節) 地理的表示 (第三款) に規定される例外 (第 14・33 条)

第 14・33 条において、一方の締約国は、農産品／ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書 14-B に掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大 7 年 (農産品) / 5 年 (ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料) の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止することが規定されている。

第十四・三十三条 例外

1 第十四・二十九条 1 の規定にかかわらず、一方の締約国は、農産物を特定する附属書十四-B に掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大七年の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認することができる表示を付する。

2 第十四・二十九条 1 の規定にかかわらず、一方の締約国は、ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書十四-B に掲げられている他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大五年の経過期間 (注) の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する (貿易関連知的所有権協定第二十四条 4 の規定が適用される場合を除く。)。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地に

についての明瞭で視認することができる表示を付する。

注 この2の規定にかかわらず、ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定するこの協定の効力発生の日の時点で附属書十四-Bに掲げられている地理的表示については、経過期間は、この協定の効力発生の日から最大三年とする。

3 各締約国は、消費者による誤認防止を確保する必要性を考慮して、1及び2に規定する先使用が自国の領域において地理的表示と区別されるような実際条件を定めることができる。

4 1に規定する経過期間は、1に規定する他方の締約国の領域において生産される関係する商品に対する地理的表示の使用が他方の締約国の領域において適用される附属書十四-Aに掲げる関係法令を遵守していない場合については、適用しない。

5 この款のいかなる規定も、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利に影響を及ぼすものではない。

(ii) 協力及び制度上の措置（第D節）に規定される例外（第14・62条）

上述「（c）(ii) 安全保障のための例外（第1・5条、第14・62条）」のとおり、第14・62条では第14章（知的財産）においては貿易関連知的所有権協定（TRIPS協定）第73条が適用されることが規定されている。

第十四・六十二条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

（4）RCEP⁶⁵⁸

参加国はASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）+5か国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド）の15か国である。本協定は、2012年11月にRCEP交渉立上げが宣言され、2013年5月以降、31回の交渉会合、19回の閣僚会合、4回の首脳会議が開催された。2020年11月、第4回のRCEP首脳会議において署名が行われた。当初はインドを加えた16か国であったが、インドは2019年11月以降の交渉に参加せず、復帰を働きかけたが、2020年11月の署名には不参加であった。協定は、発行日からインドによる加入のために開かれている規定しており、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言を発出している。

RCEPはASEAN諸国のうち6か国以上に加え、ASEAN以外の5か国のうち3か国以上が国内手続きを終え、事務局のASEANに寄託すると、その60日後に発効する。ASEAN

⁶⁵⁸ 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（令和5年1月11日）（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>

諸国のうち、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムが、ASEAN 諸国以外のうち、日本、中国、豪州、ニュージーランドが批准を行ったため、上記 10 か国で 2022 年 1 月 1 日に発効した。また、韓国では 2022 年 2 月 1 日に、マレーシアでは 2022 年 3 月 18 日に、インドネシアでは 2023 年 1 月 2 日に発効した⁶⁵⁹。

以下、知的財産に関連すると思われる、投資（第 10 章）、電子商取引（第 12 章）、紛争解決（第 19 章）、一般規定及び例外（第 17 章）の規定について整理する。

（a）投資（第 10 章）

投資章（第 10 章）は、18 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①実体規定である条文（第 10・1 条～第 10・17 条）、②投資家と国との間の紛争解決等に関して討議する作業計画に関する条文（第 10・18 条）に分類される。

第 10・1 条：定義

第 10・2 条：適用範囲

第 10・3 条：内国民待遇

第 10・4 条：最恵国待遇

第 10・5 条：投資財産に関する待遇

第 10・6 条：特定措置の履行要求の禁止

第 10・7 条：経営幹部及び取締役会

第 10・8 条：留保及び適合しない措置

第 10・9 条：資金の移転

第 10・10 条：特別な手続及び情報の開示

第 10・11 条：損失に対する補償

第 10・12 条：代位

第 10・13 条：収用

第 10・14 条：利益の否認

第 10・15 条：安全保障のための例外

第 10・16 条：投資の促進

第 10・17 条：投資の円滑化

第 10・18 条：作業計画

以下、知的財産に関すると思われる、定義、内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止、収用と補償、紛争処理に関する条文について整理する。

⁶⁵⁹ RCEP 協定概要（令和 5 年 1 月）（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100284650.pdf>

(i) 定義（第 10・1 章）

第 10・1 条「定義」において、「投資財産」の形態として、「(iv) 知的財産権及びのれんであって、投資を受け入れる締約国の法令によって認められるもの」、及び「(vi) 投資を受け入れる締約国の法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）」と、知的財産権も「投資財産」の一部として定義されている。ただし、「第 10 章 投資」には「知的財産」それ自体の定義規定を置いていない。

(ii) 内国民待遇（第 10・3 条）

投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関する内国民待遇が規定されている。

第十・三条 内国民待遇（注）

注 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

1 各締約国は、自国の領域における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1 の規定に従って締約国が与える待遇は、中央政府以外の政府については、当該政府が同様の状況において当該政府が属する締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

(iii) 最恵国待遇（第 10・4 条）

投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関する最恵国待遇が規定されている。

第十・四条 最恵国待遇（注 1、注 2）

注 1 この条の規定は、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムについては、適用しない。この条の規定に基づく待遇は、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムの投資家及びその対象投資財産には与えられない。

注 2 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

1 各締約国は、自国の領域における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況においてその他のいず

れかの締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に
関し、対象投資財産に対し、同様の状況において自国の領域にあるその他のいずれかの締
約国の投資家又は非締約国の投資家の投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与
える。

3 1 及び 2 に規定する待遇には、他の現行の又は将来における国際協定による国際的な
紛争解決のための手続及び制度を含まない。

**(iv) パフォーマンス要求の禁止（輸出規制、原材料調達要求、物品・サービス現地調達要
求、研究開発、技術移転要求、ロイヤルティ規制、特定技術使用/使用制限要求）（第
10・6 条）**

パフォーマンス要求の禁止として、以下の 8 項目が列挙されている。

- (a) 一定の水準又は割合の物品を輸出すること（輸出要求）。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること（原材料調達規制）。
- (c) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の
領域内の者から物品を購入すること（物品・サービス現地調達要求）。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に
関連する外国為替の流入の量と関連付けること（輸出入均衡要求）。
- (e) 当該投資財産により生産される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは
輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること（国内販売制限）。
- (f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転す
ること（技術移転要求）。
- (g) 当該投資財産により生産される物品を特定地域の市場又は世界市場に向けて自国の
領域のみから供給すること（独占的供給要求）。
- (h) 要求が課され、若しくは強制される時点において存在するライセンス契約又は将来の
ライセンス契約であって、当該投資家と自国の領域内の者との間で任意に締結されるもの
について、当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額を採用すること（ロ
イヤルティ規制）。

第 10・6 条「特定措置の履行要求の禁止」において、第 1 項で「いずれの締約国も、自
国の領域における締約国又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管
理、運営又は売却その他の処分に、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。」
とし、次の事項として、「(a) … ; (f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する
知識を自国の領域内の者に移転すること ; (g) … ; (h) 要求が課され、若しくは強制される
時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であって、当該投資家と

自国の領域内の者との間で任意に締結されるものについて、当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額を採用すること。ただし、締約国が非司法的な政府の権限の行使として、当該ライセンス契約に直接的に介入するような方法で当該要求を課し、又は強制する場合に限る。この(h)の規定は、ライセンス契約が当該投資家と締約国との間で締結される場合には、適用しない。この条の規定にかかわらず、(f)及び(h)の規定は、カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、適用しない。」と規定される。しかしながら、第3項(b)において、「1(f)及び(h)の規定は、次の場合には、適用しない。(i) 締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条又は第三十一条の二の規定に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合(ii) 司法上又は行政上の手続の結果として締約国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が要求を課し、又は強制する場合」と適用除外が規定されている。

第十・六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分の条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。(注)

注 各締約国は、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表A及び表Bに定めるところにより、この条の規定に基づく義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる。

(a) 一定の水準又は割合の物品を輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。

(e) 当該投資財産により生産される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

(f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること。

(g) 当該投資財産により生産される物品を特定地域の市場又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

(h) 要求が課され、若しくは強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であって、当該投資家と自国の領域内の者との間で任意に締結されるものについて、当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額を採用すること。ただし、締約国が非司法的な政府の権限の行使として、当該ライセンス契約に直接的に介入

するような方法で当該要求を課し、又は強制する場合に限る。（注）この(h)の規定は、ライセンス契約が当該投資家と締約国との間で締結される場合には、適用しない。

注 この(h)の規定の適用上、「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契約をいう。

この条の規定にかかわらず、(f)及び(h)の規定は、カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、適用しない。

2 いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。

(d) 当該投資財産により生産される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること

3(a) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の領域にある他の締約国の投資家の投資財産に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) 1(f)及び(h)の規定は、次の場合には、適用しない。

(i) 締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条又は第三十一条の二の規定（注）に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものとする場合

注 これらの規定には、二千一年十一月十四日にドーハで採択された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言（文書番号WT/MIN（〇一）/DEC/二）の6の規定を実施するために行われる貿易関連知的所有権協定の改正を含む。

(ii) 司法上又は行政上の手続の結果として締約国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が要求を課し、又は強制する場合

(c) 1(h)の規定は、締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所又は権限のある当局が要求を課し、又は強制する場合には、適用しない。

(d) 1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品について必要とされる要件については、適用しない。

(e) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。
4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外の要求については、適用しない。

(v) 収用と補償（第10・13条）

第10・13条「収用」において、「いずれの締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて、収用又は国有化を実施してはならない。ただし、次の全ての要件（(a) 公共の目的のためのものであること、(b) 差別的なものでないこと、(c) 2及び3の規定に基づく補償の支払を伴うものであること、及び(d) 正当な法の手続に従って実施するものであること）を満たす場合は、この限りでない。」と規定されている。なお、「この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創造については、その付与、取消し、制限又は創造が次章（知的財産）の規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない限りにおいて、適用しない。」とされ、知的財産章（第11章）、及びTRIPS協定が優先適用される。

第十・十三条 収用（注）

注 この条の規定は、附属書十B（収用）の規定に従って解釈する。

1 いずれの締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて、収用又は国有化（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2及び3の規定に基づく補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。

2 1(c)に規定する補償は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 遅滞なく支払われるものであること。（注）

注 締約国は、支払が行われる前に遵守する必要がある法律上及び行政上の手続があり得ることを了解する。

(b) 収用が公表された時（注1）又は収用が行われた時のいずれか早い方の時（以下この章において「収用の日」という。）における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものであること。（注2、注3、注4）

注1 フィリピンについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用が公表された時とは、収用のための申立てをした日をいう。

注2 オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、韓国、マレーシア、ニュージーランド及びシンガポールについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、収用が行われた日の前日をいう。

注3 カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムについては、収用された投資財産の

公正な市場価格の計算上、収用の日とは、権限のある当局による収用の決定が発出された日をいう。

注4 タイについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、収用が行われた日をいう。

(c) 予定された収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させないものであること。

(d) 実際に換価し、及び自由に移転することができるものであること。

3 補償は、当該補償が遅延する場合には、収用を行う締約国の法令及び政策に基づく妥当な利子を含むものとする。ただし、当該法令及び政策が無差別に適用されることを条件とする。

4 この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創造については、その付与、取消し、制限又は創造が次章（知的財産）の規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない限りにおいて、適用しない。（注）

注 締約国は、この条の規定の適用上、知的財産権の「取消し」には当該知的財産権の抹消又は無効化を含むこと及び知的財産権の「制限」には当該知的財産権の例外を含むことを認識する。

5 1から3までの規定にかかわらず、土地に関する収用の措置は、収用を行う締約国の現行の法令に定めるところによるものとし、当該法令の目的のためのものでなければならず、かつ、当該法令に従った補償の支払を伴うものでなければならない。補償は、当該法令のその後の改正であって、補償の額に関するものが土地の市場価格の一般的な動向に応じるものである場合には、当該改正に従う。

(vi) 紛争処理（投資家対国）（第10・18条）

投資家対国の紛争解決については、RCEP 効力発生から2年以内に討議を開始し、討議開始から3年以内に討議を完了することが規定されている。

第十・十八条 作業計画

1 締約国は、それぞれの立場を害することなく、この協定が効力を生ずる日の後二年以内に次の事項に関する討議を開始する。当該討議の結果については、全ての締約国による合意を条件とする。

(a) 締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

(b) 収用を構成する租税に係る課税措置に対する第十・十三条（収用）の規定の適用

2 締約国は、1に規定する討議を当該討議の開始の日から三年以内に完了する。

(vii) 紛争処理（国対国）（第19章）

第19章（紛争解決）で規定されている。

(b) 電子商取引 (第 12 章)

電子商取引章 (第 12 章) は、17 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①定義や適用範囲等の協定上必要な規定に関する条文 (第 12・1 条～第 12・3 条、第 12・17 条)、②利用者保護のための措置を講ずることや電子商取引における障壁を取り除くことを求める条文 (第 12・5 条～第 12・16 条)、③締約国間の協力に関する条文 (第 12・4 条) に分類される。

第 A 節 一般規定

第 12・1 条：定義

第 12・2 条：原則及び目的

第 12・3 条：適用範囲

第 12・4 条：協力

第 B 節 貿易円滑化

第 12・5 条：貿易に係る文書の電子化

第 12・6 条：電子認証及び電子署名

第 C 節 電子商取引に資する環境の醸成

第 12・7 条：オンラインの消費者の保護

第 12・8 条：オンラインの個人情報の保護

第 12・9 条：要求されていない商業上の電子メッセージ

第 12・10 条：国内規制の枠組み

第 12・11 条：関税

第 12・12 条：透明性

第 12・13 条：サイバーセキュリティ

第 D 節 国境を越える電子商取引の促進

第 12・14 条：コンピュータ関連設備の設置

第 12・15 条：情報の電子的手段による国境を越える移転

第 E 節 他の規定

第 12・16 条：電子商取引に関する対話

第 12・17 条：紛争の解決

以下、知的財産に関すると思われる、デジタル・プロダクトの無差別待遇、関税、国境を越える情報流通、コンピュータ関連設備の設置、ソース・コードに関する条文について整理する。

(i) デジタル・プロダクトの無差別待遇 (第 12・16 条)

RCEP において、デジタル・プロダクトの待遇は「現在の及び新たな問題」として認識

されており、締約国での対話の実施における検討事項とされている。

第十二・十六条 電子商取引に関する対話

1 締約国は、電子商取引の発展及び利用を促進するに当たっての対話（適当な場合には、利害関係者との対話を含む。）の重要性を認識する。締約国は、当該対話の実施に当たり、次の事項を検討する。

(a) 第十二・四条（協力）の規定に従って行う協力

(b) 現在の及び新たな問題（デジタル・プロダクトの待遇、ソース・コード、データの国境を越える流通及びコンピュータ関連設備の設置であって、金融サービスにおけるもの等）

(c) 電子商取引の発展及び利用に関連する他の事項（反競争的行為、オンラインでの紛争解決、電子商取引に関連する技術の普及（自由職業家の国境を越える一時的な移動のためのものを含む。）等）

2 1に規定する対話については、第十八・三条（RCEP 合同委員会の任務）1(j)の規定に従って実施する。

3 締約国は、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に従って行うこの協定の一般的な見直しにおいて、1に掲げる事項及びこの条の規定に従って実施した対話の結果行われる勧告を考慮する。

(ii) 関税（第 12・11 条）

各締約国は、WTO 閣僚決定に基づき、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持することが規定されている。

第十二・十一条 関税

1 各締約国は、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持する。

2 1に規定する慣行は、電子商取引に関する作業計画に関連する二千十七年十二月十三日のWTO 閣僚決定（文書番号WT/MIN（一七）/六五）に基づくものとする。

3 各締約国は、電子商取引に関する作業計画の枠組みの中での電子的な送信に対する関税に関するWTO 閣僚決定における更なる成果を考慮して、1に規定する自国の慣行を修正することができる。

4 締約国は、電子商取引に関する作業計画に関連する更なるWTO 閣僚決定を踏まえてこの条の規定を見直す。

5 1の規定は、締約国が電子的な送信に対して租税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではない。ただし、これらの租税、手数料又は課徴金がこの協定に適合する方法で課されることを条件とする。

(iii) 国境を越える情報流通（第 12・15 条）

締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行

われる場合には、当該移転を妨げてはならないことが規定されている。

第十二・十五条 情報の電子的手段による国境を越える移転

1 締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。

2 締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。（注）

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間（必要な場合には、更に三年間）、この2の規定を適用する義務を負わない。ベトナムは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3 この条のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) 2の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認めるもの。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。（注）

注 この(a)の規定の適用上、締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。他の締約国は、当該措置については、争ってはならない。

(iv) コンピュータ関連設備の設置（第12・14条）

締約国は、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないことが規定されている。

第十二・十四条 コンピュータ関連設備の設置

1 締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用又は設置に関する自国の措置（通信の安全及び秘密を確保することを追求するための要件を含む。）をとることができることを認識する。

2 いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。（注）

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間（必要な場合には、更に三年間）、この2の規定を適用する義務を負わない。ベトナムは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3 この条のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) 2の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認めるもの。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。（注）

注 この(a)の規定の適用上、締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。他の締約国は、当該措置については、争ってはならない。

(v) ソース・コード（第12・16条）

RCEPにおいて、ソース・コードは「現在の及び新たな問題」として認識されており、締約国での対話の実施における検討事項とされている。

第十二・十六条 電子商取引に関する対話

1 締約国は、電子商取引の発展及び利用を促進するに当たっての対話（適切な場合には、利害関係者との対話を含む。）の重要性を認識する。締約国は、当該対話の実施に当たり、次の事項を検討する。

(a) 第十二・四条（協力）の規定に従って行う協力

(b) 現在の及び新たな問題（デジタル・プロダクトの待遇、ソース・コード、データの国境を越える流通及びコンピュータ関連設備の設置であって、金融サービスにおけるもの等）

(c) 電子商取引の発展及び利用に関連する他の事項（反競争的行為、オンラインでの紛争解決、電子商取引に関連する技術の普及（自由職業家の国境を越える一時的な移動のためのものを含む。）等）

2 1に規定する対話については、第十八・三条（RCEP合同委員会の任務）1(j)の規定に従って実施する。

3 締約国は、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に従って行うこの協定の一般的な見直しにおいて、1に掲げる事項及びこの条の規定に従って実施した対話の結果行われる勧告を考慮する。

(c) 紛争解決（第19章）

紛争解決章（第19章）は、21の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①一般的・制度的事項に関する条文（第19・1条～第19・4条、第19・11条、第19・18条～第19・21条）、②本案手続に関する条文（第19・5条～第19・14条）、③履行手続に関する条文（第19・15条～第19・17条）に分類される。

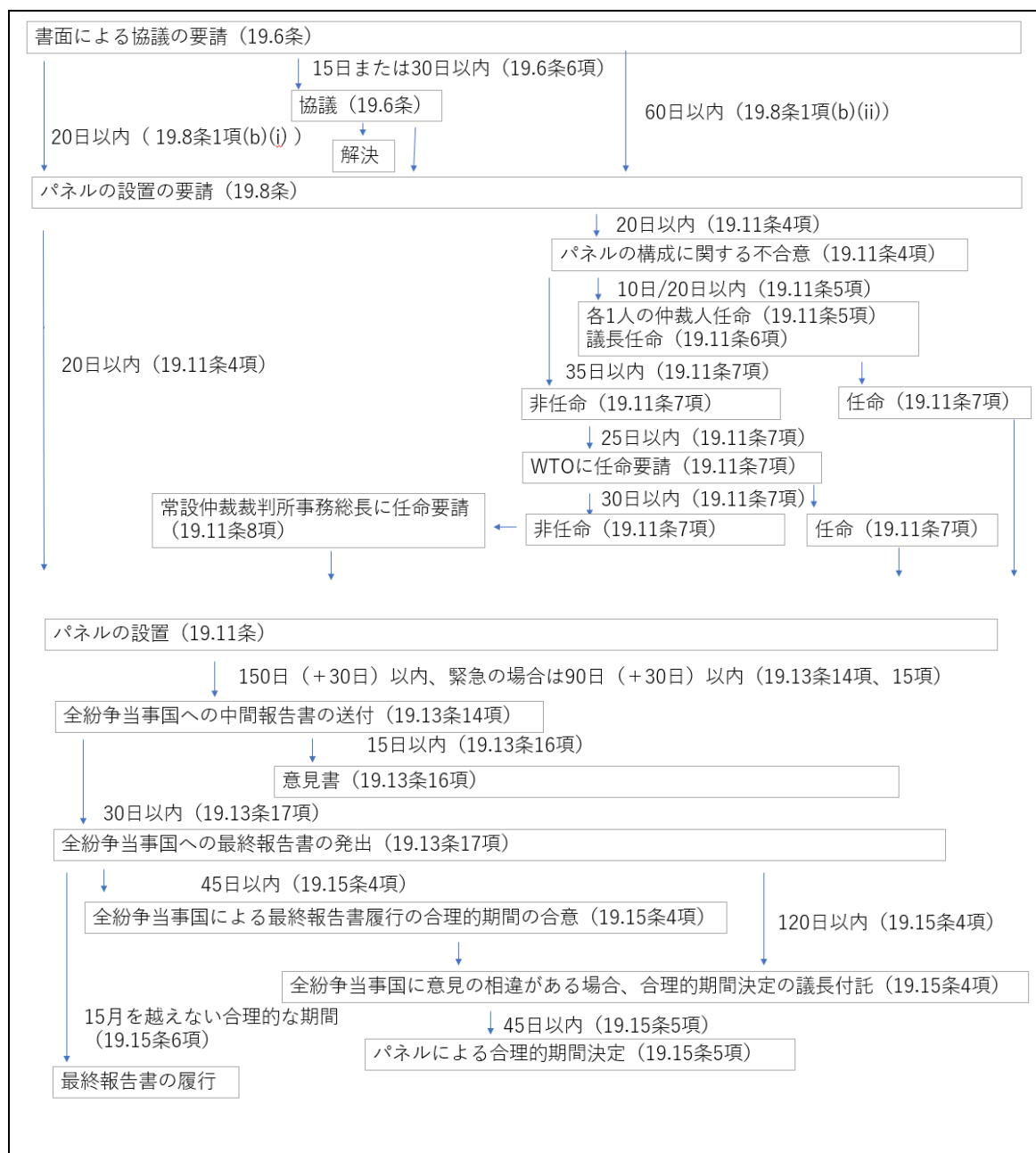
第19・1条：定義

第19・2条：目的

- 第 19・3 条：適用範囲
- 第 19・4 条：一般規定
- 第 19・5 条：場の選択
- 第 19・6 条：協議
- 第 19・7 条：あっせん、調停又は仲介
- 第 19・8 条：パネルの設置の要請
- 第 19・9 条：複数の申立てに関する手続
- 第 19・10 条：第三国
- 第 19・11 条：パネルの設置及び再招集
- 第 19・12 条：パネルの任務
- 第 19・13 条：パネルの手続
- 第 19・14 条：手続の停止及び終了
- 第 19・15 条：最終報告書の実施
- 第 19・16 条：履行状況の審査
- 第 19・17 条：代償及び譲許その他の義務の停止
- 第 19・18 条：後発開発途上締約国に係る特別のかつ異なる待遇
- 第 19・19 条：費用
- 第 19・20 条：連絡部局
- 第 19・21 条：言語

紛争の流れ

RCEP における紛争の流れを図示すると以下のようなになる。



以下、紛争解決手続に付託できる案件、協議前置義務、紛争解決手続に適用されるルール、時間的制限、他の協定上の紛争解決手続との優先劣後、パネリスト・仲裁人の選定方法、紛争解決機関、上訴手続、仲裁判断の履行担保手続、対抗措置に関する条文、及び知的財産章における紛争に関する条文について整理する。

(i) 紛争解決手続に付託できる案件（第19・2条）

紛争解決手続の対象となるのは、RCEPの下で生じる紛争と規定されている。

第十九・二条 目的

この章の規定は、この協定の下で生ずる紛争の解決のための効果的かつ効率的な、及び透明性がある規則及び手続を定めることを目的とする。

(ii) 協議前置義務（第 19・6 条）

拘束力を有する紛争解決手続に訴える前に当事者間で協議の場を持つことが義務付けられている。

第十九・六条 協議

1 締約国は、第十九・三条（適用範囲）1 に定める事案について、他の締約国との協議の要請（以下この章において「協議要請」という。）を行うことができる。被申立国は、申立国が行う協議要請について妥当な考慮を払い、及びその協議のための適当な機会を与える。

2 1 の規定に基づいて行われる協議要請には、当該協議要請の理由（問題となっている措置の特定並びに申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠の記載を含む。）を示す。

3 申立国は、1 の規定に基づいて行う協議要請の写しを他の締約国に対して同時に提供する。

4 被申立国は、1 の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日を記載した申立国への通報を行うことにより、当該協議要請の受領を直ちに確認するものとし、確認しない場合には、当該協議要請が行われた日が、被申立国が当該協議要請を受領した日とみなされる。被申立国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。

5 被申立国は、次のことを行う。

(a) 1 の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後七日以内に当該協議要請に回答すること。

(b) 他の締約国に対して(a)に定める回答の写しを同時に提供すること。

6 被申立国は、次のいずれかの期間内に協議を開始する。

(a) 緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、1 の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後十五日の期間

(b) その他の事案については、1 の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後三十日の期間

7 全紛争当事国は、誠実に協議に参加するものとし、協議を通じて相互に合意する解決を得ようあらゆる努力を払う。このため、全紛争当事国は、次のことを行う。

(a) 事案について十分に検討すること（問題となっている措置がこの協定の実施又は適用にどのように影響を及ぼし得るかを含む。）ができるよう当該協議の過程において十分な情報を提供すること。

(b) 当該協議の過程において交換される秘密の又は財産的価値を有する情報を、当該情報を提供する締約国と同様の条件で取り扱うこと。

(c) 事案について責任を有し、又は事案に関する専門知識を有する政府機関その他規制機

関の職員を当該協議において関与させることを可能とするよう努めること。

8 協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続及び他の手続における紛争当事国の権利を害しないものとする。

9 全紛争当事国以外の締約国は、協議について実質的な貿易上の利害関係を有すると認める場合には、3に規定する協議要請の写しを受領した日の後七日以内に、全紛争当事国に対し、当該協議に参加することを希望する旨の通報を行うことができる。当該通報を行う締約国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。当該通報を行う締約国は、全紛争当事国が同意する場合には、当該協議に参加することができる。

(iii) 紛争解決手続に適用されるルール (第 19・13 条)

RCEP 合同委員会が採択するパネル手続のための手続規則を遵守することが規定されている。

第十九・十三条 パネルの手続

1 パネルは、この章の規定に従うものとし、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、手続規則を遵守する。

2 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、全紛争当事国と協議の上、この章の規定及び手続規則と抵触しない追加的な手続に関する規則を採択することができる。第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、この章の規定又は手続規則を適当と認める範囲で参照しつつ、この章の規定及び手続規則と抵触しない自己の手続に関する規則を定めることができる。

3 パネルの手続は、報告書を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきであるが、パネルの検討を不当に遅延させるべきでない。

日程

4 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、実行可能な限り速やかに、可能な場合には当該パネルの設置の日から十五日以内に、自己の検討の日程を定める。パネルの設置の日から最終報告書が全紛争当事国に発出される日までの期間は、原則として七箇月を超えないものとする。

5 第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）13 の規定に従って再招集されるパネルは、第十九・十六条（履行状況の審査）に定める期間を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には再招集の日から十五日以内に、履行状況の審査の日程を定める。

パネルの手続

6 パネルは、コンセンサス方式によって認定及び決定を行う。ただし、パネルは、コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決によって認定及び決定を行う

ことができる。パネルの構成員は、全会一致の合意が得られない事項について、反対意見又は別個の意見を提出することができる。個々のパネルの構成員が報告書において表明した意見は、匿名とする。

7 パネルの審議は、秘密とする。全紛争当事国及び第三国は、パネルにより出席するよう招請された場合に限り、出席する。

8 パネルが検討中の事案に関し、パネルといずれか一の紛争当事国のみとの間で接触があってはならない。

意見書

9 各紛争当事国は、問題の事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を有する。4及び5の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国及び第三国による意見書の提出についての明確な期限を含むものとする。

審理

10 4及び5の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国がパネルに自国の立場を表明するための少なくとも一回の審理について定めるものとする。原則として、当該日程は、特別な事情がある場合を除き、三回以上の審理を定めてはならない。

秘密の取扱い

11 パネルに対する意見書については、秘密のものとして取り扱うものとするが、全紛争当事国に及び第十九・十条（第三国）に規定する場合には第三国に利用可能なものとする。全紛争当事国、第三国及びパネルは、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。この11のいかなる規定も、紛争当事国又は第三国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。ただし、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した陳述又は情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを公開しないことを条件とする。紛争当事国又は第三国は、締約国の要請があった場合には、自国の意見書に含まれている情報についての公開し得る秘密でない要約を提供する。

追加の情報及び技術上の助言

12 各紛争当事国及び各第三国は、パネルが必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、その要請に対して迅速かつ十分に応ずる。

13 パネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、適当と認める個人又は機関に対して追加の情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。ただし、その前に、パネルは、全紛争当事国の意見を求めるものとする。全紛争当事国が当該追加の情報及び技術上の助言の提供を要請すべきではないことを合意する場合には、パネルは、その要請を行ってはならない。パネルは、全紛争当事国に対し、受領した追加の情報及び技術上の助言を提供し、並びに意見を提出する機会を提供する。パネルは、報告書の作成に当たり当該追加の情報及び技術上の助言を考慮する場合には、当該追加の情報及び技術上の助言に関する紛争当事国の意見も考慮する。

パネルの報告書

14 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、当該パネルの設置の日から百五十日以内に全紛争当事国に対して中間報告書を発出する。当該パネルは、緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、当該パネルの設置の日から九十日以内に中間報告書を発出するよう努める。

15 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、14 に規定する期間内に中間報告書を発出することができないと認める例外的な場合には、全紛争当事国に対して中間報告書を発出するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を全紛争当事国に通報する。遅延は、その後の三十日の期間を超えてはならない。

16 紛争当事国は、中間報告書を受領した日から十五日以内に、パネルに対して当該中間報告書に関する書面による意見を提出することができる。パネルは、全紛争当事国の当該中間報告書に関する書面による意見を検討した後、適当と認める更なる検討を行い、及び当該中間報告書を修正することができる。

17 パネルは、中間報告書を発出した日から三十日以内に、全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。

18 パネルの中間報告書及び最終報告書の起草については、全紛争当事国の参加なしに行う。

19 パネルは、全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から七日以内に、他の締約国に対して当該最終報告書を配布するものとし、紛争当事国は、その後いつでも、当該最終報告書に含まれる秘密の情報を保護することを条件として、当該最終報告書を公に利用可能なものとすることができる。

(iv) 時間的制限（第 19・13 条）

報告書の時間的制限として、以下の規定が設けられている。

中間報告書の送付：

パネル構成の合意から 150 日以内

最終報告書の送付：

中間報告書の送付から 30 日以内

第十九・十三条 パネルの手続

1 パネルは、この章の規定に従うものとし、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、手続規則を遵守する。

2 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、全紛争当事国と協議の上、この章の規定及び手続規則と抵触しない追加的な手続に関する規則を採択することができる。第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、この章の規定又は手続規則を適当と認める範囲で参照しつつ、この章の規定及び手続規則と抵触しない自己の手続に関

する規則を定めることができる。

3 パネルの手続は、報告書を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきであるが、パネルの検討を不当に遅延させるべきでない。

日程

4 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、実行可能な限り速やかに、可能な場合には当該パネルの設置の日から十五日以内に、自己の検討の日程を定める。パネルの設置の日から最終報告書が全紛争当事国に発出される日までの期間は、原則として七箇月を超えないものとする。

5 第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）13の規定に従って再招集されるパネルは、第十九・十六条（履行状況の審査）に定める期間を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には再招集の日から十五日以内に、履行状況の審査の日程を定める。

パネルの手続

6 パネルは、コンセンサス方式によって認定及び決定を行う。ただし、パネルは、コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決によって認定及び決定を行うことができる。パネルの構成員は、全会一致の合意が得られない事項について、反対意見又は別個の意見を提出することができる。個々のパネルの構成員が報告書において表明した意見は、匿名とする。

7 パネルの審議は、秘密とする。全紛争当事国及び第三国は、パネルにより出席するよう招請された場合に限り、出席する。

8 パネルが検討中の事案に関し、パネルといずれか一の紛争当事国のみとの間で接触があってはならない。

意見書

9 各紛争当事国は、問題の事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を有する。4及び5の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国及び第三国による意見書の提出についての明確な期限を含むものとする。

審理

10 4及び5の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国がパネルに自国の立場を表明するための少なくとも一回の審理について定めるものとする。原則として、当該日程は、特別な事情がある場合を除き、三回以上の審理を定めてはならない。

秘密の取扱い

11 パネルに対する意見書については、秘密のものとして取り扱うものとするが、全紛争当事国に及び第十九・十条（第三国）に規定する場合には第三国に利用可能なものとする。全紛争当事国、第三国及びパネルは、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。この11のいかなる規定も、紛争当事国又は第三国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。ただし、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した陳述

又は情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを公開しないことを条件とする。紛争当事国又は第三国は、締約国の要請があった場合には、自国の意見書に含まれている情報についての公開し得る秘密でない要約を提供する。

追加の情報及び技術上の助言

12 各紛争当事国及び各第三国は、パネルが必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、その要請に対して迅速かつ十分に応ずる。

13 パネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、適当と認める個人又は機関に対して追加の情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。ただし、その前に、パネルは、全紛争当事国の意見を求めるものとする。全紛争当事国が当該追加の情報及び技術上の助言の提供を要請すべきではないことを合意する場合には、パネルは、その要請を行ってはならない。パネルは、全紛争当事国に対し、受領した追加の情報及び技術上の助言を提供し、並びに意見を提出する機会を提供する。パネルは、報告書の作成に当たり当該追加の情報及び技術上の助言を考慮する場合には、当該追加の情報及び技術上の助言に関する紛争当事国の意見も考慮する。

パネルの報告書

14 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、当該パネルの設置の日から百五十日以内に全紛争当事国に対して中間報告書を発出する。当該パネルは、緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、当該パネルの設置の日から九十日以内に中間報告書を発出するよう努める。

15 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、14に規定する期間内に中間報告書を発出することができないと認める例外的な場合には、全紛争当事国に対して中間報告書を発出するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を全紛争当事国に通報する。遅延は、その後の三十日の期間を超えてはならない。

16 紛争当事国は、中間報告書を受領した日から十五日以内に、パネルに対して当該中間報告書に関する書面による意見を提出することができる。パネルは、全紛争当事国の当該中間報告書に関する書面による意見を検討した後、適当と認める更なる検討を行い、及び当該中間報告書を修正することができる。

17 パネルは、中間報告書を発出した日から三十日以内に、全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。

18 パネルの中間報告書及び最終報告書の起草については、全紛争当事国の参加なしに行う。

19 パネルは、全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から七日以内に、他の締約国に対して当該最終報告書を配布するものとし、紛争当事国は、その後いつでも、当該最終報告書に含まれる秘密の情報を保護することを条件として、当該最終報告書を公に利用可能なものとすることができる。

(v) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後（第 19・5 条）

全紛争当時国が締結している他の国際貿易協定又は国際投資協定に基づく権利及び義務であって RCEP に基づく権利及び義務と実質的に同等のものに関するものである場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができ、その選択した場以外の場を利用してはならないことが規定されている。

第十九・五条 場の選択

1 紛争が、この協定に基づく権利及び義務に関するものであり、かつ、全紛争当事国が締結している他の国際貿易協定又は国際投資協定に基づく権利及び義務であってこの協定に基づく権利及び義務と実質的に同等のものに関するものである場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができるものとし、また、その選択した場以外の場を利用してはならない。

2 この条の規定の適用上、申立国は、第十九・八条（パネルの設置の要請）1 の規定に従ってパネルの設置を要請した場合又は他の国際貿易協定若しくは国際投資協定に従って紛争解決委員会若しくは紛争解決のための裁判所の設置を要請し、若しくはこれらに事案を付託した場合には、紛争を解決するための場を選択したものとする。

3 この条の規定は、全紛争当事国がこの条の規定を特定の紛争について適用しないことを書面により合意する場合には、適用しない。

(vi) パネリスト・仲裁人の選定方法（第 19・11 条）

議長を含む全ての仲裁人について候補者名簿を作成すること、及び両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、WTO に任命要請することが規定されている。

第十九・十一条 パネルの設置及び再招集

1 第十九・八条（パネルの設置の要請）1 の規定に基づいてパネル設置要請が行われた場合には、パネルがこの条の規定に従って設置される。

2 パネルは、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、三人のパネルの構成員から成る。この条の規定に基づくパネルの構成員の任命及び指名は、10 及び 13 に規定する要件に適合するものとする。

3 全紛争当事国は、第十九・八条（パネルの設置の要請）1 の規定に基づいて行われたパネル設置要請が受領された日から十日以内に、紛争の事実関係並びに技術的及び法的側面を考慮しつつ、パネルを構成するための手続について合意に達するために協議を開始する。及びの規定の適用に当たっても、その合意された手続が用いられるものとする。

4 全紛争当事国が第十九・八条（パネルの設置の要請）1 の規定に基づいて行われたパネル設置要請が受領された日から二十日以内に、パネルを構成するための手続について合意に達することができない場合には、紛争当事国は、その後いつでも、5 から 7 までに規定する手続を用いることを希望する旨を他の紛争当事国に通報することができる。その通報

が行われた場合には、パネルは、5から7までの規定に従って構成される。

5 申立国は、4の規定に基づいて行われた通報が受領された日から十日以内に一人のパネルの構成員を任命する。被申立国は、当該通報が受領された日から二十日以内に一人のパネルの構成員を任命する。紛争当事国は、他の紛争当事国に対してパネルの構成員の任命について通報する。

6 全紛争当事国は、5の規定に基づくパネルの構成員の任命の後、パネルの議長を務める第三のパネルの構成員の任命に合意する。各紛争当事国は、その合意の達成に資するためにパネルの議長の候補者（三人を超えないものとする。）の名簿を他の紛争当事国に提供することができる。

7 いずれかのパネルの構成員が4の規定に基づいて行われた通報が受領された日から三十五日以内に任命されなかった場合には、いずれの紛争当事国も、その後の二十五日の期間内にWTO事務局長に対し、その要請の日から三十日以内に残りのパネルの構成員を任命するよう要請することができる。6の規定に基づいて提供された候補者の名簿は、WTO事務局長にも提供されるものとし、必要な任命を行うに当たって用いられることができる。

8 WTO事務局長が、残りのパネルの構成員を任命することができない旨を全紛争当事国に通報する場合又は7の規定に基づいて行われた要請の日から三十日以内に残りのパネルの構成員を任命しない場合には、いずれの紛争当事国も、常設仲裁裁判所事務総長に対し、残りのパネルの構成員を速やかに任命するよう要請することができる。6の規定に基づいて提供された候補者の名簿は、常設仲裁裁判所事務総長にも提供されるものとし、12の規定に従って必要な任命を行うに当たって用いられることができる。（注）

注 国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）の仲裁規則は、この8の規定による残りのパネルの構成員の任命を行うためには、用いない。

9 パネルの設置の日は、最後のパネルの構成員が任命された日とする。

10 各パネルの構成員は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験又は国際貿易協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。

(b) 客観性、信頼性及び判断の健全性という基準に厳格に従って選出されること。

(c) いずれの締約国からも独立しており、並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けていないこと。

(d) いかなる資格においても対象となる事案を取り扱ったことがないこと。

(e) 自己の独立性又は公平性に関して正当な疑問を生じさせ得る情報を全紛争当事国に開示すること。

(f) 手続規則に附属する行動規範を遵守すること。

11 7又は8の規定によって任命される各パネルの構成員は、10に規定する要件のほか、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 国際法等の法律、国際貿易及び国際貿易協定の下で生ずる紛争の解決についての専門

知識を有すること。

(b) 十分な適格性を有する個人（公務員であるか否かを問わない。）（例えば、WTOの小委員会若しくは上級委員会の委員を務め、又はWTO事務局において勤務したことがある個人、国際貿易に関する法律又は政策について教授し、又は著作を発表したことがある個人、WTOの加盟国の貿易政策を担当する上級職員として勤務したことがある個人）であること。

(c) パネルの議長については、可能な限り、次の(i)及び(ii)の要件を満たすこと。

(i) WTOの小委員会又は上級委員会の委員を務めたことがあること。

(ii) 紛争の対象となる事案に関連する専門知識又は経験を有すること。

12 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、8の規定によって、かつ、10及び11に規定する要件に従ってパネルの構成員を任命するに当たっては、次の手続を用いる。

(a) 常設仲裁裁判所事務総長は、全紛争当事国に対し、少なくとも三人のパネルの構成員の候補者を記載した同一の名簿を通報する。

(b) 各紛争当事国は、(a)に規定する名簿を受領した日から十五日以内に、自国が反対する候補者を削除し、及び自国の優先順位によって名簿の残りの候補者に番号を付した上で、当該名簿を常設仲裁裁判所事務総長に返送することができる。

(c) 常設仲裁裁判所事務総長は、(b)に定める期間の満了の後、返送された名簿の残りの候補者から、かつ、全紛争当事国が記載した優先順位に基づいて、残りのパネルの構成員を任命する。

(d) 何らかの理由によりこの12に定める手続によって残りのパネルの構成員を任命することができない場合には、常設仲裁裁判所事務総長は、この章の規定に従って残りのパネルの構成員を自己の裁量によって任命することができる。

13 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、パネルの議長は、いずれの紛争当事国又は第三国の国民であってもならず、また、いずれの紛争当事国にも日常の住居を有してはならない。

14 各パネルの構成員は、政府又は団体の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行する。締約国は、パネルに付託された事案につき、パネルの構成員に指示を与えてはならず、また、個人として活動するパネルの構成員に影響を与えようとしてはならない。

15 この条の規定により任命されたパネルの構成員が辞任する場合又は職務を遂行することができなくなる場合には、後任のパネルの構成員は、当初のパネルの構成員の任命について定められた方法と同様の方法で任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有する。パネルの検討は、後任のパネルの構成員が任命される時まで停止されるものとする。この場合において、パネルの手続に関連する期間は、後任のパネルの構成員が任命される時まで停止されるものとする。

16 パネルが第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集される場合において、実行可能なときは、当該パネルは、当初のパネルと同じ構成員によって構成する。これが実行可能でない場合には、後

任のパネルの構成員は、当初のパネルの構成員の任命について定められた方法と同様の方法で任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有する。

(vii) 紛争解決機関（パネル又は締約国の代表者から成る機関）が決定を行う際の方法（第19・13条）

全員一致で認定及び決定を行うが、全員一致できない場合には、過半数による議決で認定及び決定を行うことができる。

第十九・十三条 パネルの手続

1 パネルは、この章の規定に従うものとし、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、手続規則を遵守する。

2 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、全紛争当事国と協議の上、この章の規定及び手続規則と抵触しない追加的な手続に関する規則を採択することができる。第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、この章の規定又は手続規則を適当と認める範囲で参照しつつ、この章の規定及び手続規則と抵触しない自己の手続に関する規則を定めることができる。

3 パネルの手続は、報告書を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきであるが、パネルの検討を不当に遅延させるべきでない。

日程

4 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、実行可能な限り速やかに、可能な場合には当該パネルの設置の日から十五日以内に、自己の検討の日程を定める。パネルの設置の日から最終報告書が全紛争当事国に発出される日までの期間は、原則として七箇月を超えないものとする。

5 第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）13の規定に従って再招集されるパネルは、第十九・十六条（履行状況の審査）に定める期間を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には再招集の日から十五日以内に、履行状況の審査の日程を定める。

パネルの手続

6 パネルは、コンセンサス方式によって認定及び決定を行う。ただし、パネルは、コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決によって認定及び決定を行うことができる。パネルの構成員は、全会一致の合意が得られない事項について、反対意見又は別個の意見を提出することができる。個々のパネルの構成員が報告書において表明した意見は、匿名とする。

7 パネルの審議は、秘密とする。全紛争当事国及び第三国は、パネルにより出席するよう

招請された場合に限り、出席する。

8 パネルが検討中の事案に関し、パネルといずれか一の紛争当事国のみとの間で接触があってはならない。

意見書

9 各紛争当事国は、問題の事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を有する。4及び5の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国及び第三国による意見書の提出についての明確な期限を含むものとする。

審理

10 4及び5の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国がパネルに自国の立場を表明するための少なくとも一回の審理について定めるものとする。原則として、当該日程は、特別な事情がある場合を除き、三回以上の審理を定めてはならない。

秘密の取扱い

11 パネルに対する意見書については、秘密のものとして取り扱うものとするが、全紛争当事国に及び第十九・十条（第三国）に規定する場合には第三国に利用可能なものとする。全紛争当事国、第三国及びパネルは、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。この11のいかなる規定も、紛争当事国又は第三国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。ただし、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した陳述又は情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを公開しないことを条件とする。紛争当事国又は第三国は、締約国の要請があった場合には、自国の意見書に含まれている情報についての公開し得る秘密でない要約を提供する。

追加の情報及び技術上の助言

12 各紛争当事国及び各第三国は、パネルが必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、その要請に対して迅速かつ十分に応ずる。

13 パネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、適当と認める個人又は機関に対して追加の情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。ただし、その前に、パネルは、全紛争当事国の意見を求めるものとする。全紛争当事国が当該追加の情報及び技術上の助言の提供を要請すべきではないことを合意する場合には、パネルは、その要請を行ってはならない。パネルは、全紛争当事国に対し、受領した追加の情報及び技術上の助言を提供し、並びに意見を提出する機会を提供する。パネルは、報告書の作成に当たり当該追加の情報及び技術上の助言を考慮する場合には、当該追加の情報及び技術上の助言に関する紛争当事国の意見も考慮する。

パネルの報告書

14 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、当該パネルの設置の日から百五十日以内に全紛争当事国に対して中間報告書を発出する。当該パネルは、緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、当該パネルの設置の日から九十日以内に中間報告書を発出するよう努める。

- 15 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、14に規定する期間内に中間報告書を発出することができないと認める例外的な場合には、全紛争当事国に対して中間報告書を発出するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を全紛争当事国に通報する。遅延は、その後の三十日の期間を超えてはならない。
- 16 紛争当事国は、中間報告書を受領した日から十五日以内に、パネルに対して当該中間報告書に関する書面による意見を提出することができる。パネルは、全紛争当事国の当該中間報告書に関する書面による意見を検討した後、適当と認める更なる検討を行い、及び当該中間報告書を修正することができる。
- 17 パネルは、中間報告書を発出した日から三十日以内に、全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。
- 18 パネルの中間報告書及び最終報告書の起草については、全紛争当事国の参加なしに行う。
- 19 パネルは、全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から七日以内に、他の締約国に対して当該最終報告書を配布するものとし、紛争当事国は、その後いつでも、当該最終報告書に含まれる秘密の情報を保護することを条件として、当該最終報告書を公に利用可能なものとすることができる。

(viii) 上訴手続

上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。

(ix) 仲裁判断の履行担保手続（第19・15条）

最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できることが規定されている。

第十九・十五条 最終報告書の実施

1 パネルの認定及び決定は、最終的なものとし、かつ、全紛争当事国を拘束する。被申立国は、次のいずれかのことを行う。

(a) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないとパネルが決定する場合には、当該措置を適合させること。

(b) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったとパネルが決定する場合には、当該義務を履行すること。

2 被申立国は、パネルが第十九・十三条（パネルの手続）17の規定に従って全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から三十日以内に、履行に関する自国の意図を申立国に通報し、及び次のいずれかを行う。

(a) 被申立国は、自国が1の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、申立国に対して遅滞なく通報する。被申立国は、その通報に、当該義務の履行を達成していると認め

る措置の説明、当該措置が効力を生ずる日及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

(b) 被申立国は、1の規定に基づく義務を速やかに履行することができない場合には、当該義務の履行のためにとることができる行動についての記載と共に、当該義務の履行のために必要であると認める合理的な期間を申立国に通報する。

3 被申立国は、1の規定に基づく義務を速やかに履行することができない旨の通報を2の規定に従って行った場合には、当該義務を履行するための合理的な期間を与えられる。

4 可能な場合には、3に規定する合理的な期間は、全紛争当事国が合意するものとする。パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から四十五日以内に全紛争当事国が当該合理的な期間に合意することができない場合には、紛争当事国は、パネルの議長及び他の紛争当事国への通報を行うことにより、パネルの議長が当該合理的な期間を決定するよう要請することができる。その要請については、パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から百二十日以内に行う。

5 4の規定に基づいて要請が行われた場合には、パネルの議長は、当該要請を受領した日から四十五日以内に、全紛争当事国に対し合理的な期間についての決定及び当該決定の理由を提示する。

6 パネルの議長が決定する合理的な期間は、指針として、パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から十五箇月を超えるべきではない。当該合理的な期間は、特別の事情がある場合には、短縮し、又は延長することができる。

7 被申立国は、自国が1の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、申立国に対して遅滞なく通報する。被申立国は、その通報に、当該義務の履行を達成していると認める措置の説明、当該措置が効力を生ずる日及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

(x) 対抗措置 (第19・17条)

第19・17条「代償及び譲許その他の義務の停止」において、第12項で「譲許その他の義務の停止は、一時的なものとし、第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務が履行されるまでの間又は相互に合意する解決が得られるまでの間においてのみ適用される。」とされている。第2～6項で、利益の停止（対抗措置）に関して、「30日の交渉期間内に代償に合意不能か、被申立国が代償の合意条件を遵守しないと思慮する場合、申立国は意図する譲許その他の義務の停止の程度（無効化又は侵害と同等の程度の譲許その他の義務）を明記して、被申立国に通報する。申立国は、まず、パネルがこの協定に基づく義務との不適合又は当該義務の不履行が存在すると決定した分野と同一の分野において試みるべきで、それが効果的でないと認める場合には、その他の分野における譲許その他の義務を停止できる。」とされている。この「分野」については、協定中明示されていない。

第十九・十七条 代償及び譲許その他の義務の停止

1 代償及び譲許その他の義務の停止は、被申立国が合理的な期間内に第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行していない場合に利用することができる一時的な措置であるが、これらのいずれの措置よりも、同条1の規定に基づく義務を履行することが優先される。代償は、任意に与えられるものであり、また、代償が与えられる場合には、この協定に適合するものでなければならない。

2 被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国からの要請があったときは、相互に受け入れることができる代償を策定するために交渉を開始する。

(a) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行する意図を有しないことを申立国に通報する場合

(b) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）2の規定に従って申立国に通報しない場合

(c) 被申立国が合理的な期間の満了までに第十九・十五条（最終報告書の実施）7の規定に従って申立国に通報しない場合

(d) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行していないと履行状況審査パネルが前条（履行状況の審査）の規定に従って決定する場合

3 申立国は、次のいずれかの場合には、その後いつでも、無効化又は侵害の程度と同等の程度の譲許その他の義務の被申立国に対する適用を停止する意図を有する旨を被申立国及び他の締約国に通報することができるものとし、並びにその通報が受領された日の後三十日目の日に当該譲許その他の義務の停止を開始する権利を有する。

(a) 全紛争当事国が、2の規定に従って行われた要請が受領された日の後三十日以内に代償について合意することができなかった場合

(b) 全紛争当事国が代償について合意したが、被申立国がその合意の条件を遵守しなかった場合

4 3の規定にかかわらず、申立国は、次のいずれかの場合には、3に規定する譲許その他の義務の停止を開始する権利を行使してはならない。

(a) 9の規定に従って審査が行われている場合

(b) 相互に合意する解決が得られた場合

5 3の規定に従って行われる通報には、意図する譲許その他の義務の停止の程度を明記し、及び申立国が譲許その他の義務を停止することを提案する関連分野を記載する。

6 申立国は、いかなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当たり、次に定める原則を適用する。

(a) 申立国は、まず、パネルがこの協定に基づく義務との不適合又は当該義務の不履行が存在すると決定した分野と同一の分野における譲許その他の義務の停止を試みるべきである。

(b) 申立国は、同一の分野における譲許その他の義務を停止することができず、又は同一の分野における譲許その他の義務の停止が効果的でないと認める場合には、その他の分野

における譲許その他の義務を停止することができる。

7 譲許その他の義務の停止の程度は、無効化又は侵害の程度と同等のものとする。

8 被申立国は、次のいずれかの場合には、3の規定に基づいて行われた通報を受領した日から三十日以内に、申立国への通報を行うことにより、事案を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。被申立国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。

(a) 被申立国が提案された停止の程度について異議を申し立てる場合

(b) 被申立国が自国が代償に関する合意の条件を遵守したと認める場合

(c) 被申立国が6に定める原則が遵守されなかったと認める場合

9 パネルは、8の規定に基づいて要請が行われた場合には、当該要請の日から十五日以内に再招集される。再招集されたパネルは、その再招集の日から四十五日以内に、全紛争当事国に対して自己の決定を送付する。

10 9の規定に従って再招集されたパネルは、譲許その他の義務の停止の程度が無効化又は侵害の程度と同等でないと決定する場合には、同等の効果を有すると認める妥当な停止の程度を決定する。被申立国が代償に関する合意の条件を遵守したと当該パネルが決定する場合には、申立国は、3に規定する譲許その他の義務を停止してはならない。申立国が6に規定する原則を遵守しなかったと当該パネルが決定する場合には、申立国は、6の規定に適合するよう当該原則を適用する。

11 申立国は、10に規定するパネルの決定に適合する態様でのみ譲許その他の義務を停止することができる。

12 譲許その他の義務の停止は、一時的なものとし、第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務が履行されるまでの間又は相互に合意する解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

13 いずれの紛争当事国も、次のいずれにも該当する場合には、他の紛争当事国への通報を行うことにより、事案を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。要請を行う締約国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。（注）

注 パネルがこの13の規定に従って再招集される場合には、当該パネルは、要請に応じ、被申立国がとった措置に関する自己の認定に照らして譲許その他の義務の停止の程度が引き続き妥当であるかどうかを決定することができるものとし、妥当でないと決定するときは、妥当な程度を決定することができる。

(a) 申立国がこの条の規定に基づいて譲許その他の義務を停止する権利を行使している場合

(b) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行した旨を同条7の規定に従って通報する場合

(c) 第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行するためにとられた措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性について全紛争当事国の間に意見の相違がある場合

14 13 の規定に従ってパネルが再招集される場合には、前条（履行状況の審査）3 から 6 までの規定を準用する。

15 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）1 の規定に基づく義務を履行したと 13 の規定に従って再招集されたパネルが決定する場合には、申立国は、譲許その他の義務の停止を速やかに終了する。

（d）一般規定及び例外（第 17 章）

一般規定及び例外章（第 17 章）は、16 の条文から構成され、これらの条文は、大きく分けると①一般規定に関する条文（第 17・12 条～第 17・16 条）、②例外に関する条文（第 17・1 条～第 17・11 条）に分類される。なお、締約国にニュージーランドが含まれており、例外規定には、先住民族（マオリ族）に対してより有利な待遇を与えるために必要な措置（ワイタンギ条約）に関する条文が含まれている。

第 17・1 条：定義

第 17・2 条：地理的適用範囲

第 17・3 条：公表

第 17・4 条：情報の提供

第 17・5 条：行政上の手続

第 17・6 条：審査及び上訴

第 17・7 条：情報の開示

第 17・8 条：秘密の取扱い

第 17・9 条：腐敗行為の防止に関する措置

第 17・10 条：生物の多様性に関する条約

第 17・11 条：審査制度及び紛争解決

第 17・12 条：一般的例外

第 17・13 条：安全保障のための例外

第 17・14 条：租税に係る課税措置

第 17・15 条：国際収支の擁護のための措置

第 17・16 条：ワイタンギ条約

以下、例外に関する条文、及び一般規定の中で知的財産に関連すると思われる「生物の多様性に関する条約」に関連する条文を整理する。

(i) 一般的例外（第 17・12 条）

CPTPP 第 29・1 条⁶⁶⁰と同様、第 17・12 条は、第 1 項において物品貿易関連章にガットの一般的例外規定を組み込んでいる。また、第 2 項においてサービス貿易関連章に GATS の一般的例外規定を組み込んでいる。RCEP の各章には個別の例外規定等があり、本規定は各章に横断的に適用される「一般的」例外を扱う。

第十七・十二条 一般的例外

1 第二章（物品の貿易）、第三章（原産地規則）、第四章（税関手続及び貿易円滑化）、第五章（衛生植物検疫措置）、第六章（任意規格、強制規格及び適合性評価手続）、第十章（投資）及び第十二章（電子商取引）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

（注）

注 締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること並びに同条(g)の規定が有限天然資源（生物資源であるかどうかを問わない。）の保存に関する措置について適用されることを了解する。

2 第八章（サービスの貿易）、第九章（自然人の一時的な移動）、第十章（投資）及び第十二章（電子商取引）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条（注を含む。）の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。（注）

注 締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

(ii) 安全保障のための例外（第 17・13 条）

CPTPP 第 29・2 条と同様、第 17・13 条は、安全保障のための例外を規定するガット第 21 条及び GATS 第 14 条の 2 の規定を参照しつつ、それらを統合し、整理した規定となっている。第 17・13 条(b)に列挙される措置は、ガット第 21 条(b)及び GATS 第 14 条の 2(b)に列挙される措置に、「通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を防護するためにとる措置」が加えられている。

なお、RCEP においては、第 10・15 条（第 10 章 投資）においても安全保障のための例外が規定されており、「その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求すること」等を定めてはならないことが規定され、また、第 11・44 条（第 11 章 知的財産）において、「特許出願の開示が自国の安全保障に反すると当該締約国が認める情報を公開することを要求するものと解してはならない。」と規定されている。

⁶⁶⁰ Web 解説 TPP 協定 29 例外及び一般規定（独立行政人 経済産業研究所ウェブサイト）
https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/29_exception_v1.pdf

第十七・十三条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii) 通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を防護するためにとる措置（注）
注 中枢的な公共基盤は、公有のものであるか私有のものであるかを問わない。

(iv) 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第十・十五条 安全保障のための例外（第 10 章 投資）

第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定にかかわらず、この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求すること。

(b) 締約国が次の事項に必要であると認める措置を適用することを妨げること。

(i) 国際の平和又は安全の維持又は回復に関する自国の義務の履行

(ii) 自国の安全保障上の重大な利益の保護

第十一・四十四条 十八箇月後の公開（第 11 章 知的財産）

1 各締約国は、特許出願について、その出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から十八箇月を経過した後、速やかに公開する。ただし、当該出願が先に公開され、又は取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶された（注）場合は、この限りでない。

注 締約国は、この条の規定の適用上、出願が各締約国の法令に従って取り下げられ、放棄され、又は拒絶されることを了解する。

2 締約国は、1 の規定に従って係属中の出願を速やかに公開しない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開する。

3 この条のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると当該締約国が認める情報を公開することを要求するものと解してはならない。

4 各締約国は、1に規定する期間が満了する前に出願人が早期の出願の公開を請求することができることを定める。

(iii) 租税に係る課税措置（第 17・14 条）

この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しないこと、及びこの協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先することが規定されている。

第十七・十四条 租税に係る課税措置

1 この条の規定の適用上、

(a) 「租税条約」とは、二重課税の回避のための協定その他の租税に関する国際協定又は国際取決めをいう。

(b) 「租税」及び「租税に係る課税措置」には、輸入税及び関税を含まない。

2 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

3 この協定は、租税に係る課税措置に関し、次の規定が当該租税に係る課税措置に関して権利を与え、又は義務を課する限りにおいてのみ権利を与え、又は義務を課する。

(a) 世界貿易機関設立協定の規定

(b) 第十・九条（資金の移転）の規定

4 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。租税に係る課税措置に関し、この協定と租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先する。

5 この協定のいかなる規定も、締約国が自国を拘束する現行の又は将来における租税条約から生ずる待遇、特惠又は特権に伴う利益を他の締約国に与えることを義務付けるものではない。

(iv) 国際収支の擁護のための措置（第 17・15 条）

締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、(a) 物品の貿易については、千九百九十四年のガット及び国際収支に係る規定に関する了解に従い、輸入制限的な措置を採用し、又は維持すること、(b) サービスの貿易については、自国が約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を採用し、又は維持することが規定されている。

第十七・十五条 国際収支の擁護のための措置

1 締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、当該締約国は、次のことを行うことができる。

(a) 物品の貿易については、千九百九十四年のガット及び国際収支に係る規定に関する了解に従い、輸入制限的な措置を採用し、又は維持すること。

(b) サービスの貿易については、自国が約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を採用し、又は維持すること。

2 投資については、締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合又は例外的な状況において、資本の移動に関連する支払若しくは資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらし、若しくはもたらすおそれがある場合には、当該締約国は、第十・一条（定義）に定義する対象投資財産に関連する支払又は資金の移転に対する制限を採用し、又は維持することができる。

3 1 (b)又は2の規定に基づいて採用し、又は維持する制限は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) IMF協定（その改正を含む。）に適合するものであること。

(b) 他の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(c) 1 (b)又は2に規定する場合に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d) 一時的なものであり、かつ、1 (b)又は2に規定する場合が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e) いずれの締約国に対しても、当該締約国以外の締約国又は非締約国よりも不利でない待遇を与えるよう無差別に適用されるものであること。

4 サービスの貿易及び投資に関し、

(a) 経済発展又は経済の移行の過程にある締約国の国際収支に対する圧力により、特に経済発展又は経済の移行に係る当該締約国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を採用することが必要となり得ることが認められる。

(b) 締約国は、1 (b)又は2に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要な経済分野を優先させることができる。ただし、特定の分野を保護するために当該制限を採用し、又は維持してはならない。

5 1又は2の規定に基づいて締約国が採用し、若しくは維持する制限的な措置若しくは制限又はその変更については、他の締約国に対して速やかに通報する。

6 1又は2の規定に基づいて制限的な措置又は制限を採用し、又は維持する締約国は、次の要件を満たすものとする。

(a) 投資については、自国が採用した制限に関する協議を要請する他の締約国に対して回答すること。ただし、当該協議がこの協定の範囲外で行われていない場合に限る。

(b) サービスの貿易については、自国が採用した制限に関する協議を要請する他の締約国と速やかに協議を開始すること。ただし、当該協議がWTOにおいて行われていない場合に限る。

(v) ワイタンギ条約（第 17・16 条）

先住民族（ニュージーランド・マオリ族）に対してより有利な待遇を与えるために必要な措置（ワイタンギ条約）を妨げるものではないことを規定している。

第十七・十六条 ワイタンギ条約

1 この協定のいかなる規定も、ニュージーランドが、この協定の対象となる事項について、マオリ族に対してより有利な待遇を与えるために必要であると認める措置（ワイタンギ条約に基づく自国の義務の履行を含む。）を採用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が他の締約国の者に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は物品の貿易、サービスの貿易及び投資に対する偽装した制限として用いられないことを条件とする。

2 締約国は、ワイタンギ条約の解釈（同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。）がこの協定の紛争解決の規定の対象とならないことに合意する。第十九章（紛争解決）の規定は、その他の場合には、この条の規定について適用する。第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルに対しては、1に規定する措置がこの協定に基づく締約国の権利と抵触するかどうかのみ決定するよう要請することができる。

(vi) 生物の多様性に関する条約（第 17・10 条）

各締約国が生物の多様性に関する条約に基づく自国の権利及び責任を確認することが規定されている。

第十七・十条 生物の多様性に関する条約

各締約国は、千九百九十二年六月五日にリオデジャネイロで作成された生物の多様性に関する条約に基づく自国の権利及び責任を確認する。

(e) 知的財産章における例外措置（第 11 章）

(i) 経過期間（第 M 節（第 11・78 条～第 11・80 条）、附属書 11A）

第 11・78 条～第 11・80 条に後発開発途上締約国のための経過期間が規定されている。具体的には、附属書 11A に知的財産章に関するカンボジア（KH、2022 年 1 月 1 日発効）、ラオス（LA、2022 年 1 月 1 日発効）、マレーシア（MY、2022 年 3 月 18 日発効）、ミャンマー（MM、未発効）、フィリピン（PH、未発効）、タイ（TH、2022 年 1 月 1 日発効）、ベトナム（VN、2022 年 1 月 1 日発効）の経過期間（起算日は発効日、単位は年）が記載されている。対象条文とその経過期間を下表にまとめる。

	KH*	LA	MY	MM	PH	TH	VN
第 11・9 条（多数国間協定）1(a)（パリ条約について）	-	-	-	10	-	-	-

第 11・9 条 (多数国間協定) 1(b) (ベルヌ条約について)	-	-	-	10	-	-	-
第 11・9 条 (多数国間協定) 1(c) (特許協力条約について)	-	-	-	10	-	-	-
第 11・9 条 (多数国間協定) 1(d) (マドリッド議定書について)	-	-	-	10	-	-	-
第 11・9 条 (多数国間協定) 1(e) (WIPO 著作権条約について)	10	10	-	10	-	3	3
第 11・9 条 (多数国間協定) 1(f) (WIPO 実演・レコード条約について)	10	10	-	10	-	5	3
第 11・9 条 (多数国間協定) 1(g) (マラケシュ条約について)	-	15	5	10	-	-	5
第 11・10 条 (著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利) (実演家について)	-	-	-	-	-	5	-
第 11・11 条 (放送に対する報酬請求権) (実演家について)	-	-	-	-	-	5	-
第 11・14 条 (効果的な技術的手段の回避)	10	-	-	-	-	-	-
第 11・15 条 (電磁的な権利管理情報の保護)	10	-	-	-	-	-	-
第 11・19 条 (商標の保護) (音による標章について)	10	15	-	10	5**	-	3
第 11・22 条 (侵害物品並びに材料及び道具の廃棄) 2(a)	10	10	-	5	-	-	5
第 11・22 条 (商標の登録及び出願) 2(b)	10	-	-	5	-	-	-
第 11・30 条 (地理的表示の保護のための国内の行政上の手続)	-	-	-	10	-	-	-
第 11・44 条 (十八箇月後の公開)	-	-	-	-	-	5	-
第 11・48 条 (植物の新品種の保護)	10	-	-	5	-	-	-
第 11・62 条 (侵害物品並びに材料及び道具の廃棄)	-	-	-	-	-	5	-
第 11・62 条 (侵害物品並びに材料及び道具の廃棄) 2	10	-	-	-	-	-	-
第 11・64 条 (暫定措置) 1(a)	10	-	-	-	-	-	-
第 11・70 条 (職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報)	-	-	-	3	-	-	-
第 11・74 条 (刑事上の手続及び刑罰) 3(b)及び(c)	10	-	-	-	-	-	-
第 11・75 条 (デジタル環境における侵害に対する効果的な措置)	10	-	-	10	-	-	-

* : 1 回に限り、5 年間延長することができる。

** : 締約国は、5 年の期間が満了したときからの期間の延長につき、フィリピンからの正

当な要請を検討する。当該要請は、その求める延長の理由及び適当な期間を示すものとする。

第十一・七十八条 貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過期間

この章のいかなる規定も、締約国が貿易関連知的所有権協定に基づく適用可能な経過期間であって、WTOにおいてこの協定が効力を生ずる日の前に合意されたもの又は同日以後に合意されるものを援用する権利を害するものではない。

第十一・七十九条 締約国別の経過期間

1 締約国は、各締約国の異なる発展段階に留意して、及び前条（貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過期間）の規定の適用を妨げることなく、附属書十一A（締約国別の経過期間）の規定に従ってこの章の特定の規定の実施を遅らせることができる。

2 締約国は、附属書十一A（締約国別の経過期間）に定める関係する期間中に、同附属書において自国について定める規定に基づく自国の義務に措置を一層整合的でないものとする改正を行ってはならず、また、この協定の署名の日に有効な自国の関連措置よりも当該義務に整合的でない新たな措置を採用してはならない。この条の規定は、締約国及び他の締約国が締結している国際協定に基づくこれらの締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十一・八十条 締約国別の経過期間に関する通報

1 附属書十一A（締約国別の経過期間）に定めるところによりこの章の規定に基づく義務に係る締約国別の経過期間を有する締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日の後に、ビジネス環境に関する委員会に対し、これらの義務のそれぞれの履行のための自国の計画及び当該履行に向けた進捗状況を次のとおり通報する。

(a) 五年以下の経過期間については、当該経過期間が満了する六箇月前に通報する。

(b) 五年を超える経過期間については、この協定が自国について効力を生ずる日から五年後の日及びその後当該日から一年ごとに通報し、当該経過期間が満了する六箇月前に通報する。（注）

注 この(b)の規定は、附属書十一A（締約国別の経過期間）に定める経過期間の延長についても適用する。

2 締約国は、義務の履行に向けた他の締約国の進捗状況に関する追加的な情報を要請することができる。その要請を受けた締約国は、当該要請に速やかに応ずる。

3 締約国別の経過期間を有する締約国は、当該経過期間が満了する日までに、当該経過期間の対象となった義務を履行するためにいかなる措置をとったかについて他の締約国に通報する。

4 締約国が3の規定に従って通報しなかった場合には、事案は、ビジネス環境に関する委員会の次の通常会合の議題に自動的に掲げられるものとする。

3. 上記 RTA の規定の比較等

上記2. の各 RTA における各規定について、各章ごとに比較した内容を以下に示す。

(1) RTA の比較

(a) 投資 (CPTPP 第9章、日 EU EPA 第8章第B節、日英 EPA 第8章第B節、RCEP 第10章)

CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP の各投資章の構成を下表に示す。

CPTPP 条文	日 EU EPA 条文	日英 EPA 条文	RCEP 条文
定義 (9・1)	定義 (8・2)	定義 (8・2)	定義 (10・1)
適用範囲 (9・2)	適用範囲 (8・6)	適用範囲 (8・6)	適用範囲 (10・2)
他の章との関係 (9・3)			
内国民待遇 (9・4)	内国民待遇 (8・8)	内国民待遇 (8・8)	内国民待遇 (10・3)
最恵国待遇 (9・5)	最恵国待遇 (8・9)	最恵国待遇 (8・9)	最恵国待遇 (10・4)
待遇に関する最低基準 (9・6)			投資財産に関する待遇 (10・5)
武力紛争又は内乱の際の待遇 (9・7)			損失に対する補償 (10・11)
収用及び補償 (9・8)			収用 (10・13)
移転 (9・9)			資金の移転 (10・9)
特定措置の履行要求 (9・10)	特定措置の履行要求の禁止 (8・11)	特定措置の履行要求の禁止 (8・11)	特定措置の履行要求の禁止 (10・6)
経営幹部及び取締役会 (9・11)	経営幹部及び取締役会 (8・10)	経営幹部及び取締役会 (8・10)	経営幹部及び取締役会 (10・7)
適合しない措置 (9・12)	適合しない措置及び例外 (8・12)	適合しない措置及び例外 (8・12)	留保及び適合しない措置 (10・8)
代位 (9・13)			代位 (10・12)
特別な手続及び情報の要求 (9・14)			特別な手続及び情報の開示 (10・10)
利益の否認 (9・15)	利益の否認 (8・13)	利益の否認 (8・13)	利益の否認 (10・14)
投資及び環境、健康その他の規制上の目的 (9・16)			
企業の社会的責任 (9・17)			
協議及び交渉 (9・18)			
請求の仲裁への付			

託 (9・19)			
各締約国の仲裁への同意 (9・20)			
各締約国の同意に関する条件及び制限 (9・21)			
仲裁人の選定 (9・22)			
仲裁の実施 (9・23)			
仲裁手続の透明性 (9・24)			
準拠法 (9・25)			
附属書の解釈 (9・26)			
専門家による報告 (9・27)			
請求の併合 (9・28)			
裁定 (9・29)			
	適用範囲 (8・1)	適用範囲 (8・1)	
	一般的例外 (8・3)	一般的例外 (8・3)	
	サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会 (8・4)	サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会 (8・4)	
	見直し (8・5)	見直し (8・5)	
	市場アクセス (8・7)	市場アクセス (8・7)	
			安全保障のための例外 (10・15)
			投資の促進 (10・16)
			投資の円滑化 (10・17)
			作業計画 (10・18)

日 EU EPA、及び日英 EPA の第 8・1 条～第 8・5 条は、サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引の全体に係わるものである。

次に、CPTPP、日 EU EPA 及び日英 EPA、及び RCEP の投資章の規定内容の比較を下表に示す。知的財産に関連すると考えられる項目については根拠条文も記載する。

協定名称	CPTPP	日 EU EPA	日英 EPA	RCEP
投資財産の定義	全ての投資財産 (第 9・1 条)	×	×	全ての投資財産 (第 10・1 条)
内国民待遇・参入段階	○ (第 9・4 条)	○ (第 8・8 条)	○ (第 8・8 条)	○ (第 10・3 条)
内国民待遇・参入後	○ (第 9・4 条)	○ (第 8・8 条)	○ (第 8・8 条)	○ (第 10・3 条)

最恵国待遇・参入段階	○ (第9・5条)	○ (第8・9条)	○ (第8・9条)	○ (第10・4条)
最恵国待遇・参入後	○ (第9・5条)	○ (第8・9条)	○ (第8・9条)	○ (第10・4条)
パフォーマンス要求の禁止	○ (第9・10条)	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	○ (第10・6条)
(1) 輸出規制	×	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	×
(2) 原材料調達要求	○ (第9・10条)	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	○ (第10・6条)
(3) 物品・サービス現地調達要求	○ (第9・10条)	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	○ (第10・6条)
(4) 輸出入均衡要求	○ (第9・10条)	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	○ (第10・6条)
(5) 輸出要求	○ (第9・10条)	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	○ (第10・6条)
(6) 国内販売制限	○ (第9・10条)	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	○ (第10・6条)
(7) 役員国籍要求	○* (第9・11条)	○* (第8・10条)	○* (第8・10条)	○* (第10・7条)
(8) 自国民雇用要求	×	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	×
(9) 事業本部要求	×	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	×
(10) 研究開発要求	×	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	×
(11) 技術移転要求	○ (第9・10条)	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	○ (第10・6条)
(12) ロイヤリティ規制	○ (第9・10条)	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	○ (第10・6条)
(13) 独占的供給要求	○ (第9・10条)	○ (第8・11条)	○ (第8・11条)	○ (第10・6条)
(14) 特定技術使用/使用制限要求	○ (第9・10条)	×	×	×
留保表の有無 (ネガティブリスト)	○	○	○	○
公正衡平待遇	○	×	×	○
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)	△ (凍結規定)	×	×	×
収用と補償	○ (第9・8条)	×	×	○ (第10・13条)
争乱時の補償に関する内国民待遇/最恵国待遇	○	×	×	○

送金の自由	○	×	×	○
投資家の入国 申請への配慮	●	×	×	○
透明性（法令公 表	●	●	●	●
パブリックコ メント努力義 務	●	●	●	●
汚職防止努力 義務	●	×	×	●
一般例外	×	○（第8・3条）	○（第8・3条）	●
安全保障例外	●	●	●	○
紛争処理（投資 家対国）	○（第9・18条 ～第9・29条）	×	×	協定が効力を 生じる後2年以 内に討議（第 10・18条）
紛争処理（国対 国）	●（第28章）	●（第21章）	●（第22章）	●（第19章）
合同委員会	●	●	●	○

注) ●：他の章で規定されている要素

*：経営幹部及び取締役会に対する制限禁止の義務（Senior Management and Board of Directors (SMBD)）あり

(i) 投資財産の定義について

CPTPP 第9・1条「定義」において、「投資財産」の形態として、「(e) 完成後引渡し、建設、経営、生産、特許又は利益配分に関する契約その他これらに類する契約」、「(f) 知的財産権」、及び「(g) 免許、承認、許可及び締約国の法令によって与えられる類似の権利

（注）注 特定の形式の免許、承認、許可その他これらに類する文書（当該文書の性格を有する限り、特許を含む。）が投資としての性質を有するかどうかは、当該文書を保有する者が締約国の国内法令に基づいて有する権利の性質、範囲等の要素による。投資としての性質を有しない文書には、締約国の国内法令に基づいて保護されるいかなる権利も創設しない文書が含まれる。このことは、当該文書に関連する資産が投資としての性質を有するかどうかに影響を及ぼすものではない。」と、知的財産権も「投資財産」の一部として定義されている。ただし、「第9章 投資」には「知的財産」それ自体の定義規定を置いておらず、曖昧な部分が残っているという指摘もある⁶⁶¹。

日 EU EPA および日英 EPA においては、「投資財産」の形態に関する定義はなされていない。

RCEP において、第10・1条「定義」において、「投資財産」の形態として、「(iv) 知的

⁶⁶¹ Web 解説 TPP 協定 9 投資（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）
https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/9_investment_v2.pdf

財産権及びのれんであって、投資を受け入れる締約国の法令によって認められるもの」、及び「(vi) 投資を受け入れる締約国の法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）」と、知的財産権も「投資財産」の一部として定義されている。ただし、「第 10 章 投資」には「知的財産」それ自体の定義規定を置かれていないのは CPTPP と同様である。

(ii) パフォーマンス要求の禁止について

パフォーマンス要求の禁止として、CPTPP は 9 項目、日 EU EPA は 12 項目、日英 EPA は 12 項目、RCEP は 8 項目が列挙され、また、CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、及び RCEP のいずれにおいても、別条文で役員国籍要求（経営幹部及び取締役会に対する制限禁止の義務（Senior Management and Board of Directors (SMBD)））も規定されている。具体的には、CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、及び RCEP いずれも、輸出要求、原材料調達要求、物品・サービス現地調達要求、輸出入均衡要求、国内販売制限、技術移転要求、独占的供給要求、ロイヤルティ規制、役員国籍要求（SMBD あり）の 9 項目が共通している。この 9 項目に加え、CPTPP では特定技術使用/使用制限要求が、日 EU EPA、及び日英 EPA では、輸出規制、事業本部要求、自国民雇用要求、研究開発要求が組み込まれている。

(iii) 技術移転について

(ii)のうち、技術移転に関しては、CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、及び RCEP において、いずれも除外規定（TRIPS 協定 31 条（特許権者の許諾を得ていない他の使用）関係）を設けつつ、技術移転の要求・強制をしてはならないことが規定されている。

CPTPP

第 9・10 条第 1 項(f)において、「自国の領域における締約国又は日締約国の投資家の投資財産の設立、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、技術移転の要求を課してはならず、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない」とされる。しかしながら、第 9・10 条第 3 項(b)において、「締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条の規定に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合」が適用除外されている。

日 EU EPA

第 8・11 条第 1 項(g)において、「自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、技術移転の要求を課し、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。」とされる。しかしながら、第 8・11 条第 5 項(b)において、「締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の

開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条 3 の規定の適用対象となり、かつ、同条 3 の規定に反しないものをとる場合」が適用除外されている。

日英 EPA

第 8・11 条第 1 項(g)において、「締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、技術移転の要求を課し、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。」とされる。しかしながら、第 8・11 条第 5 項(b)において、「締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条 3 の規定の適用対象となり、かつ、同条 3 の規定に反しないものをとる場合」が適用除外されている。

RCEP

第 10・6 条第 1 項(f)において、「自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分の条件として、技術移転の要求を課し、又は強制してはならない。」とされる。しかしながら、第 10・6 条第 3 項(b)において、「締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条又は第三十一条の二の規定に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合」が適用除外されている。

(iv) 紛争処理（投資家対国）について

CPTPP では、第 9 章第 B 節 投資家と国との間の紛争解決（第 9・18 条～第 9・29 条）で規定されている。日 EU EPA、及び日英 EPA においては、紛争処理（投資家対国）の規定は設けられていない。RCEP では、第 10・8 条において、「RCEP 効力発生から 2 年以内に討議を開始し、討議開始から 3 年以内に討議を完了すること」が規定されている。

(b) 電子商取引（CPTPP 第 14 章・第 8 章附属書 8-B 第 A 節、日 EU EPA 第 8 章第 F 節、日英 EPA 第 8 章第 F 節、RCEP 第 12 章）

CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP の各電子取引章の構成を下表に示す。

CPTPP 条文	日 EU EPA 条文	日英 EPA 条文	RCEP 条文
定義 (14・1)	定義 (8・71)	定義 (8・71)	定義 (12・1)
適用範囲及び一般規定 (14・2)	目的及び一般規定 (8・70)	目的及び一般規定 (8・70)	原則及び目的 (12・2)
			適用範囲 (12・3)
関税 (14・3)	関税 (8・72)	関税 (8・72)	関税 (12・11)
デジタル・プロダクトの無差別待遇 (14・4)	電子商取引に関する協力 (8・80)	電子商取引に関する協力 (8・83)	電子商取引に関する対話 (12・16)

国内の電子的な取組の枠組み (14・5)			国内規制の枠組み (12・10)
電子認証及び電子署名 (14・6)	電子認証及び電子署名 (8・77)	電子認証及び電子署名 (8・77)	電子認証及び電子署名 (12・6)
オンラインの消費者の保護 (14・7)	消費者の保護 (8・78)	消費者の保護 (8・79)	オンラインの消費者の保護 (12・7)
個人情報の保護 (14・8)		個人情報の保護 (8・80)	オンラインの個人情報の保護 (12・8)
貿易に係る文書の電子化 (14・9)			貿易に係る文書の電子化 (12・5)
電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則 (14・10)		電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則 (8・78)	
情報の電子的手段による国境を越える移転 (14・11)		情報の電子的手段による国境を越える移転 (8・84)	情報の電子的手段による国境を越える移転 (12・15)
インターネットの相互接続料の分担 (14・12)			
コンピュータ関連設備の設置 (14・13)		コンピュータ関連設備の設置 (8・85)	コンピュータ関連設備の設置 (12・14)
要求されていない商業上の電子メッセージ (14・14)	要求されていない商業上の電子メッセージ (8・79)	要求されていない商業上の電子メッセージ (8・81)	要求されていない商業上の電子メッセージ (12・9)
協力 (14・15)	電子商取引に関する協力 (8・80)	電子商取引に関する協力 (8・83)	協力 (12・4)
サイバーセキュリティに係る事項に関する協力 (14・16)			サイバーセキュリティ (12・13)
ソース・コード (14・17)	ソース・コード (8・73)	ソース・コード (8・73)	電子商取引に関する対話 (12・16)
紛争解決 (14・18)			紛争の解決 (12・17)
	国内規制 (8・74)	国内規制 (8・74)	
	事前の許可を不要とする原則 (8・75)	事前の許可を不要とする原則 (8・75)	
	電子的手段による契約の締結 (8・76)	電子的手段による契約の締結 (8・76)	
		政府の公開されたデータ (8・82)	
情報通信技術産品 (附属書 8-B 第 A 節)		暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品 (8・86)	
			透明性 (12・12)

	適用範囲（８・１）	適用範囲（８・１）	
	定義（８・２）	定義（８・２）	
	一般的例外（８・３）	一般的例外（８・３）	
	サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会（８・４）	サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会（８・４）	
	見直し（８・５）	見直し（８・５）	

日 EU EPA、及び日英 EPA の第 8・1 条～第 8・5 条は、サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引の全体に係わるものである。

次に、CPTPP、日 EU EPA 及び日英 EPA、及び RCEP の電子商取引章の規定内容の比較を下表に示す。

協定名称	CPTPP	日 EU EPA	日英 EPA	RCEP
適用範囲	定義（第 14・1 条） 適用範囲及び一般規定（第 14・2 条）	目的及び一般規定（第 8・70 条） 定義（第 8・71 条）	目的及び一般規定（第 8・70 条） 定義（第 8・71 条）	定義（第 12・1 条） 適用範囲（第 12・3 条）
他章との調整規定	適用範囲及び一般規定（第 14・2 条）	目的及び一般規定（第 8・70 条）	目的及び一般規定（第 8・70 条）	適用範囲（第 12・3 条）
デジタル・プロダクトの無差別待遇	デジタル・プロダクトの無差別待遇（第 14・4 条）	電子商取引に関する協力（8・80）	電子商取引に関する協力（8・83）	電子商取引に関する対話（12・16）
関税	関税（第 14・3 条）	関税（第 8・72 条）	関税（第 8・72 条）	関税（第 12・11 条）
国内規制	国内の電子的な取引の枠組み（第 14・5 条）	国内規制（第 8・74 条）	国内規制（第 8・74 条）	国内規制の枠組み（第 12・10 条）
電子署名及び認証サービス	電子認証及び電子署名（第 14・6 条）	電子認証及び電子署名（第 8・77 条）	電子認証及び電子署名（第 8・77 条）	電子認証及び電子署名（第 12・6 条）
貿易実務に係る文書の電子化（ペーパーレス貿易行政）	貿易に係る文書の電子化（第 14・9 条）			貿易に係る文書の電子化（第 12・5 条）
オンライン消費者保護	オンラインの消費者の保護（第 14・7 条） 個人情報の保護（第 14・8 条）	消費者の保護（第 8・78 条）	消費者の保護（第 8・79 条） 個人情報の保護（第 8・80 条）	オンラインの消費者の保護（第 12・7 条） オンラインの個人情報の保護（第 12・8 条）
協力	協力（第 14・15）	電子商取引に	電子商取引に	協力（第 12・4）

	条) サイバーセキュリティに係る事項に関する協力 (第 14・16 条)	関する協力 (第 8・80 条)	関する協力 (第 8・83 条)	条)
国境を越える情報流通	情報の電子的手段による国境を越える移転 (第 14・11 条)		情報の電子的手段による国境を越える移転 (第 8・84 条)	情報の電子的手段による国境を越える移転 (第 12・15 条)
迷惑メール	要求されていない商業上の電子メッセージ (第 14・14 条)	要求されていない商業上の電子メッセージ (第 8・79 条)	要求されていない商業上の電子メッセージ (第 8・81 条)	要求されていない商業上の電子メッセージ (第 12・9 条)
コンピュータ関連設備の設置	コンピュータ関連設備の設置 (第 14・13 条)		コンピュータ関連設備の設置 (第 8・85 条)	コンピュータ関連設備の設置 (第 12・14 条)
ソース・コード	ソース・コード (第 14・17 条)	ソース・コード (第 8・73 条)	ソース・コード (第 8・73 条)	
その他	電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則 (第 14・10 条) インターネット相互接続料の分担 (第 14・12 条) 紛争解決 (第 14・18 条) 情報通信技術産品 (附属書 8-B 第 A 節)	事前の許可を不要とする原則 (第 8・75 条) 電子的手段による契約の締結 (第 8・76 条)	事前の許可を不要とする原則 (第 8・75 条) 電子的手段による契約の締結 (第 8・76 条) 電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則 (第 8・78 条) 政府の公開されたデータ (第 8・82 条) 暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品 (第 8・86 条)	透明性 (第 12・12 条) サイバーセキュリティ (第 12・13 条) 電子商取引に関する対話 (第 12・16 条) 紛争の解決 (第 12・17)

(i) デジタル・プロダクトの無差別待遇について

CPTPP 第 14・4 条「デジタル・プロダクトの無差別待遇」において、第 1 項で「いずれの締約国も、他の締約国の領域において創作され、生産され、出版され、契約され、委託

され、若しくは商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者、開発者若しくは所有者が他の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。」と規定されているが、第 2 項に「1 の規定は、第十八章（知的財産）に規定する権利及び義務に抵触する部分については、適用しない。」とあり、知的財産章が優先適用される。

日 EU EPA ではデジタル・プロダクトの無差別待遇に関する条項自体が存在しない。

日英 EPA ではデジタル・プロダクトの無差別待遇に関する条項自体が存在せず、デジタル・プロダクトの待遇については、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持することに合意するとされている（日英 EPA 第 8・83 条）。

RCEP ではデジタル・プロダクトの無差別待遇に関する条項自体が存在せず、デジタル・プロダクトの待遇は「現在の及び新たな問題」として認識されており、締約国での対話の実施の検討事項とされている（RCEP 第 12・16 条）。

(ii) 関税について

CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、及び RCEP において、電氣的な送信に対して関税を課してはならないことが規定されている。ただし、CPTPP、日英 EPA、及び RCEP においてこの規定は、内国税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではないとされている（CPTPP 第 14・3 条、日 EU EPA 第 8・72 条、日英 EPA 第 8・72 条、及び RCEP 第 12・11 条）。なお、RCEP においては、各締約国は、WTO 閣僚決定に基づき、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持するとの規定となっており、電子商取引に関する作業計画の枠組みの中での電子的な送信に対する関税に関する WTO 閣僚決定における更なる成果を考慮して、自国の慣行を修正することができる（RCEP 第 12・11 条第 3 項）。

(iii) 国境を越える情報流通（情報移転）について

情報移転に関して、CPTPP、日英 EPA、及び RCEP において、いずれも除外規定（公共政策の正当な目的を達成するためのもの）を設けつつ、情報の電子的手段による移転について規定されている（CPTPP 第 14・11 条、日英 EPA 第 8・84 条、及び RCEP 第 12・15 条）。日 EU EPA においては、効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価することが規定されている（日 EU EPA 第 8・81 条）。

CPTPP

第 14・11 条第 2 項において、「各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可する。」とされる。しかしながら、第 14・11 条第 3 項において、「この条のいかなる規定も、締約国

が公共政策の正当な目的を達成するために2の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。」、第14・2条第3項において、「政府調達、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）には適用しない」との適用除外が規定されている。

日 EU EPA

第8・81条に、日 EU EPA の効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価することが規定されている。

日英 EPA

第8・84条第1項において、「締約国は、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならない。」とされる。しかしながら、第8・84条第2項において、「締約国が公共政策の正当な目的を達成するためのものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。」、また、第8・84条第3項において、「政府調達、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する締約国による措置には適用しない」と、除外規定が設けられている。

RCEP

第12・15条第2項において、「締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。」とされる。しかしながら、第12・15条第3項において、「締約国が公共政策の正当な目的を達成するため必要であると認める第2項に適合しない措置、及び自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置」の採用又は維持を妨げるものではないとされる。ただし、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認することが注意書きとして加えられている（第12・15条第3項(a)注意書き）。また、第12・3条において、「政府調達については適用しない」（第12・3条第2項）、「締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）については適用しない」（第12・3条第3項）との除外規定も設けられている。

(iv) コンピュータ関連設備の設置について

CPTPP

いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないことが規定されている（CPTPP 第14・13条）。しかしながら、CPTPP 第14・13条第3項において、「締約国が公共政策の正当な目的を達成するため必要であると認める第2項に適合しない措置」の採用又は維持を妨げるものではないとされる。

日英 EPA

いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないことが規定されている（日英 EPA 第 8・85 条）。しかしながら、日英 EPA 第 8・85 条第 2 項において、「締約国が公共政策の正当な目的を達成するため必要であると認める第 1 項に適合しない措置」の採用又は維持を妨げるものではないとされる。

RCEP

いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないことが規定されている（RCEP 第 12・14 条）。しかしながら、RCEP 第 12・14 条第 3 項において、「締約国が公共政策の正当な目的を達成するため必要であると認める第 2 項に適合しない措置、及び自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置」の採用又は維持を妨げるものではないとされ、さらに、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認することが注意書きとして加えられている（RCEP 第 12・14 条第 3 項(a)注意書き）。

(v) ソース・コードについて

CPTPP、日 EU EPA、及び日英 EPA では、締約国がソフトウェアのソース・コードの開示を事業者に要求することができないとされる（CPTPP 第 14・17 条、日 EU EPA 第 8・73 条、及び日英 EPA 第 8・73 条）。なお、CPTPP では重要インフラに使用されている場合を除く等、対象が限定されている。また、日英 EPA では、ソース・コードに加え、アルゴリズムも対象に含む。

RCEP ではソース・コードに関する条項自体が存在せず、ソース・コードは「現在の及び新たな問題」として認識されており、締約国での対話の実施の検討事項とされている（RCEP 第 12・16 条）。

(vi) 紛争の解決について

RCEP においては、電子商取引章の規定の下で生ずる問題について、紛争解決章（第 19 章）による紛争解決の対象になっていない（RCEP 第 12・17 条）。

(c) 紛争解決（CPTPP 第 28 章、日 EU EPA 第 21 章、日英 EPA 第 22 章、RCEP 第 19 章）

CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP の各紛争解決章の構成を下表に示す。

CPTPP 条文	日 EU EPA 条文	日英 EPA 条文	RCEP 条文
定義 (28・1)	定義 (21・3)	定義 (22・3)	定義 (19・1)
協力 (28・2)			一般規定 (19・4)

適用範囲 (28・3)	適用範囲 (21・2)	適用範囲 (22・2)	適用範囲 (19・3)
場の選択 (28・4)	紛争解決の場の選択 (21・27)	紛争解決の場の選択 (22・27)	場の選択 (19・5)
協議 (28・5)	協議 (21・5)	協議 (22・5)	協議 (19・6)
あっせん、調停及び仲介 (28・6)	仲介 (21・6)	仲介 (22・6)	あっせん、調停又は仲介 (19・7)
パネルの設置 (28・7)	パネルの設置 (21・7)	パネルの設置 (22・7)	パネルの設置の要請 (19・8)
			パネルの設置及び再招集 (19・11)
付託事項 (28・8)	付託事項 (21・13)	付託事項 (22・13)	
パネルの構成 (28・9)	パネルの構成 (21・8)	パネルの構成 (22・8)	パネルの設置及び再招集 (19・11)
パネルの構成員の資格 (28・10)	仲裁人の資格 (21・10)	仲裁人の資格 (22・10)	
	仲裁人の交代 (21・11)	仲裁人の交代 (22・11)	
パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿 (28・11)	仲裁人の名簿 (21・9)	仲裁人の名簿 (22・9)	
パネルの任務 (28・12)	パネルの任務 (21・12)	パネルの任務 (22・12)	パネルの任務 (19・12)
パネルの手続規則 (28・13)	パネルの手続 (21・15)	パネルの手続 (22・15)	パネルの手続 (19・13)
	手続規則及び行動規範 (21・30)	手続規則及び行動規範 (22・30)	
第三国の参加 (28・14)			第三国 (19・10)
専門家の役割 (28・15)	情報の受領 (21・17)	情報の受領 (22・17)	
手続の停止又は終了 (28・16)	手続の停止及び終了 (21・24)	手続の停止及び終了 (22・24)	手続の停止及び終了 (19・14)
最初の報告書 (28・17)	中間報告書 (21・18)	中間報告書 (22・18)	パネルの手続 (19・13)
最終報告書 (28・18)	最終報告書 (21・19)	最終報告書 (22・19)	パネルの手続 (19・13)
最終報告書の実施 (28・19)	最終報告書の履行 (21・20)	最終報告書の履行 (22・20)	最終報告書の実施 (19・15)
未実施 (代償及び利益の停止) (28・20)	不履行の場合における暫定的な救済措置 (21・22)	不履行の場合における暫定的な救済措置 (22・22)	代償及び譲許その他の義務の停止 (19・17)
履行状況の審査 (28・21)	履行状況の審査 (21・21)	履行状況の審査 (22・21)	履行状況の審査 (19・16)
私権 (28・22)			
代替的な紛争解決			

(28・23)			
	目的 (21・1)	目的 (22・1)	目的 (19・2)
	情報提供の要請 (21・4)	情報提供の要請 (22・4)	
	緊急性に係る決定 (21・14)	緊急性に係る決定 (22・14)	
	解釈に関する規則 (21・16)	解釈に関する規則 (22・16)	
	暫定的な救済措置の適用後の履行状況の審査 (21・23)	暫定的な救済措置の適用後の履行状況の審査 (22・23)	
	紛争解決手続の運用 (21・25)	紛争解決手続の運用 (22・25)	
	相互に合意する解決 (21・26)	相互に合意する解決 (22・26)	
	期間 (21・28)	期間 (22・28)	
	費用 (21・29)	費用 (22・29)	費用 (19・19)
			複数の申立てに関する手続 (19・9)
			後発開発途上締約国に係る特別のかつ異なる待遇 (19・18)
			連絡部局 (19・20)
			言語 (19・21)

次に、CPTPP、日 EU EPA 及び日英 EPA、RCEP の紛争解決章の比較を下表に示す。

協定名称	CPTPP	日 EU EPA	日英 EPA	RCEP
紛争解決手続に付託できる案件	CPTPP の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争 (28・3)	日 EU EPA の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争 (21・1)	日英 EPA の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争 (22・1)	RCEP の下で生じる紛争 (19・2)
協議前置義務の有無	有 (28・5)	有 (21・5)	有 (22・5)	有 (19・6)
紛争解決手続に適用されるルール	委員会が仲裁手続全般に適用される手続規則を定める (28・13)。	合同委員会が仲裁手続全般に適用される手続規則を定める (21・15, 21・30)。	合同委員会が仲裁手続全般に適用される手続規則を定める (22・15, 22・30)。	RCEP 合同委員会が採択するパネル手続のための手続規則を遵守する (19・13)。
時間的制限	最初の報告書の送付： パネル構成の合意から 150 日	中間報告書の送付： パネル構成の合意から 120 日	中間報告書の送付： パネル構成の合意から 120 日	中間報告書の送付： パネル構成の合意から 150 日

	以内 (28・17) 最終報告書の 送付： 中間報告書の 送付から 30 日 以内 (28・18)	以内 (21・18) 最終報告書の 送付： 中間報告書の 送付から 30 日 以内 (21・19)	以内 (22・18) 最終報告書の 送付： 中間報告書の 送付から 30 日 以内 (22・19)	以内 (19・13) 最終報告書の 送付： 中間報告書の 送付から 30 日 以内 (19・13)
他の協定上の 紛争解決手続 との優先劣後	申立国が自ら 他の国際貿易 協定上の紛争 解決手続と CPTPP 上の紛 争解決手続の いずれをも選 択し得る (28・ 4)。	申立国が自ら 他の国際協定 上の紛争解決 手続と日 EU EPA 上の紛争解 決手続のいづ れをも選択し 得る (21・27)。	申立国が自ら 他の国際協定 上の紛争解決 手続と日英 EPA 上の紛争解決 手続のいずれ をも選択し得 る (21・27)。	全紛争当時国 が締結してい る他の国際貿 易協定又は国 際投資協定に 基づく権利及 び義務であっ て RCEP に基 づく権利及び 義務と実質的 に同等のもの に関するもの である場合に は、申立国は 、当該紛争を 解決するため の場を選択す ることができ 、その選択し た場以外の場 を利用してい てはならない (19・5)。
パネリスト・仲 裁人の選定方 法	議長候補者 名簿の作成及 び維持は義務 的であるが、 それ以外の仲 裁人リストの 作成は任意と される (28・11)。 両当事国の合 意により選任 され、最後の パネリストに ついて合意に 至らなかった 場合、無作為 抽出する (28 ・9)。	議長を含む全 ての仲裁人に ついて候補者 名簿を作成し 、合同委員 会での事前合 意を必要とす る (21・9)。 両当事国の合 意により選任 され、最後の パネリストに ついて合意に 至らなかった 場合、くじ引 きでパネリス トを選出 (21 ・8)。	議長を含む全 ての仲裁人に ついて候補者 名簿を作成し 、合同委員 会での事前合 意を必要とす る (22・9)。 両当事国の合 意により選任 され、最後の パネリストに ついて合意に 至らなかった 場合、くじ引 きでパネリス トを選出 (22 ・8)。	議長を含む全 ての仲裁人に ついて候補者 名簿を作成す る (19・11)。 両当事国の合 意により選任 され、最後の パネリストに ついて合意に 至らなかった 場合、WTO に 任命要請する (19・11)。
紛争解決機関	全員一致で行	全員一致で行	全員一致で行	全員一致で認

(パネル又は締約国の代表者から成る機関)が決定を行う際の方法	うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することができる (28・12)。	うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することができる (21・15)。	うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することができる (22・15)。	定及び決定を行うが、全員一致できない場合には、過半数による議決で認定及び決定を行うことができる (19・13)。
上訴手続	上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。	上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。	上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。	上訴手続はなく、パネルの裁定が最終的なものとされる。
仲裁判断の履行担保手続	最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できる (28・19)。	最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できる (21・20)。	最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できる (22・20)。	最終報告書が送付されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるように要請できる (19・15)。
対抗措置	最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合、被申立国に対する利益の適用を停止する (28・20)。	最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合、被申立国に対する利益の適用を停止する (21・22)。	最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合、被申立国に対する利益の適用を停止する (22・22)。	最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合、被申立国に対する利益の適用を停止する (19・17)。

(i) 時間的制限について

CPTPP

報告書の送付期限として、最初の報告書の送付は、パネル構成の合意から 150 日以内（緊急の場合は 120 日以内）（第 28・17 条）、最終報告書の送付は、中間報告書の送付から 30

日以内（第 28・18 条）と規定されている。

日 EU EPA

報告書の送付期限として、最初の報告書の送付は、パネル構成の合意から 120 日以内（緊急の場合は 60 日以内）（第 21・18 条）、最終報告書の送付は、中間報告書の送付から 30 日以内（第 21・19 条）と規定されている。

日英 EPA

報告書の送付期限として、最初の報告書の送付は、パネル構成の合意から 120 日以内（緊急の場合は 60 日以内）（第 22・18 条）、最終報告書の送付は、中間報告書の送付から 30 日以内（第 22・19 条）と規定されている。

RCEP

報告書の送付期限として、最初の報告書の送付は、パネル構成の合意から 150 日以内（緊急の場合は 90 日以内）（第 19・13 条）、最終報告書の送付は、中間報告書の送付から 30 日以内（第 19・13 条）と規定されている。

(ii) パネリスト・仲裁人の選定方法について

CPTPP

両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、協定により、無作為抽出する（第 28・9 条）。

日 EU EPA

両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出する（第 21・8 条）。

日英 EPA

両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出する（第 22・8 条）。

RCEP

両当事国の合意により選任され、最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、WTO に任命要請する（第 19・11 条）。

(iii) 知的財産章との関係について

CPTPP

知的財産章（第 18 章）に特化した紛争解決規定がない。

日 EU EPA

知的財産章（第 14 章）において、「両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。」（第 14・52 条）とされているが、この規定は、紛争解決章（第 21 章）の対象外とされている（第 14・55

条)。

日英 EPA

知的財産章（第 14 章）において、「両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産に関する事項についての締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含め、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。」（第 14・60 条）とされているが、この規定は、紛争解決章（第 22 章）の対象外とされている（第 14・63 条）。

RCEP

知的財産章（第 11 章）に特化した紛争解決規定がない。

(d) 例外（CPTPP 第 29 章、日 EU EPA 各章、日英 EPA 各章、RCEP 第 17 章）

CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP の例外に関する条文の構成を下表に示す。

CPTPP 条文	日 EU EPA 条文 (注)	日英 EPA 条文 (注)	RCEP 条文
一般的例外 (29・1)	一般的例外 (2・22, 8・3, 12・9, 13・8)	一般的例外 (2・21, 8・3, 12・9, 13・8)	一般的例外 (17・12)
安全保障のための例外 (29・2)	安全保障のための例外 (1・5, 14・54)	安全保障のための例外 (1・5, 14・62)	安全保障のための例外 (17・13)
一時的なセーフガード措置 (29・3)	一時的なセーフガード措置 (9・4)	一時的なセーフガード措置 (9・4)	国際収支の擁護のための措置 (17・15)
租税に係る課税措置 (29・4)	租税 (1・4)	租税 (1・4)	租税に係る課税措置 (17・14)
たばこの規制のための措置 (29・5)			
ワイタング条約 (29・6)			ワイタング条約 (17・16)

(注) 日 EU EPA、及び日英 EPA には CPTPP や RCEP に存在する「例外及び一般規定」、「一般規定及び例外」の章は存在しないが、同様の規定は置かれている。

一般的例外、安全保障のための例外、一時的なセーフガード、及び租税に係る課税措置はいずれの RTA にも存在する。たばこの規制のための措置は CPTPP のみに規定されている。また、締約国にニュージーランドを含む CPTPP、及び RCEP において、先住民族（ニュージーランド・マオリ族）に対してより有利な待遇を与えるために必要な措置（ワイタング条約）を妨げるものではないことを規定している。

(i) 一般的例外について

CPTPP、日 EU EPA、日英 EPA、RCEP のいずれも一般的例外規定として、ガット又は GATS の一般的例外規定を組み込んでいる。

(ii) 安全保障のための例外について

安全保障のための例外は、CPTPP 第 29・2 条、日 EU EPA 第 1・5 条、日英 EPA 第 1・5 条、RCEP 第 17・13 条で規定されており、ガット第 21 条及び GATS 第 14 条の 2 の規定を参照しつつ、それらを統合し、整理した規定となっている。CPTPP は「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置」は、それに該当する具体的措置は明示されていないが、RCEP では、ガット第 21 条(b)及び GATS 第 14 条の 2(b)に列挙される措置に、「通信、電力及び水道の基盤を含む中核的な公共基盤を防護するためにとる措置」が加えられている。

RCEP 第 10・15 条（投資章）において投資章に関する「安全保障のための例外」が規定されている。

知的財産関連の安全保障のための例外は、RCEP 第 11・44 条第 3 項に特許非公開制度が規定され、日 EU EPA 第 14・54 条、日英 EPA 第 14・62 条で貿易関連知的所有権協定 (TRIPS 協定) 第 73 条の規定を必要な変更を加えた上で組み込まれることが規定されている。

(e) 知的財産章における例外（CPTPP 第 18 章、日 EU EPA 第 14 章、日英 EPA 第 14 章、RCEP 第 11 章）

CPTPP では、締約国のための経過措置（CPTPP 第 18・83 条）、ニュージーランドの特定措置（附属書 18-A）、チリの特定措置（附属書 18-B）、マレーシアの特定措置（附属書 18-C）、ペルーの特定措置（附属書 18-D）、第 J 節（インターネット・サービス・プロバイダ）の特定措置（附属書 18-E、附属書 18-F）が規定されている。

日 EU EPA、及び日英 EPA では、一方の締約国は、農産品／ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書（日 EU EPA 附属書 14-B、日英 EPA 附属書 14-B）に掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大 7 年（農産品）／5 年（ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料）の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止することが規定されている（日 EU EPA 第 14・29 条、日英 EPA 第 14・33 条）。また、「安全保障のための例外」（日 EU EPA 第 14・54 条、日英 EPA 第 14・62 条）で、知的財産章（日 EU EPA 第 14 章、日英 EPA 第 14 章）においては貿易関連知的所有権協定 (TRIPS 協定) 第 73 条が適用されることが規定されている。

RCEP では、後発開発途上締約国のための経過期間が規定されている（RCEP 第 11・78 条～第 11・80 条）。

4. まとめ

3. の各 RTA の規定の比較を踏まえ、各章ごとに各 RTA の特徴を比較・分析した結果

を、以下にまとめる。

「投資章」に関しては、パフォーマンス要求の禁止項目について、CPTPP は9項目、日 EU EPA と日英 EPA は12項目、RCEP は8項目と禁止される要求内容に、いくつかの相違が見られる。

また、このうち、技術移転については、各 RTA とも、除外規定はあるものの、技術移転の要求・強制をしてはならない旨規定されている。なお、日本が締結済みの協定においては CPTPP で唯一特定技術使用要求・使用制限要求の禁止が規定されており、締約国が推奨する技術の使用要求等を防ぐ意味で意義がある規律である。

さらに、投資家対国の紛争処理については、CPTPP では規定が整備されているのに対し、日 EU EPA 及び日英 EPA には規定が存在せず、RCEP では「RCEP 効力発生から2年以内に討議を開始し、討議から3年以内に討議を完了すること」とされている。

このように、パフォーマンス要求の禁止の内容については、相当部分は共通しているものの、各協定において要求禁止項目には差異がある。投資家対国の紛争処理については、規律の有無自体、協定によって大きな違いが見られる。

「電子商取引章」に関しては、ソース・コードについて、CPTPP、日 EU EPA 及び日英 EPA では、協定により対象範囲は一部異なるものの、締約国がソフトウェアのソース・コードの開示を事業者に要求することができないとされているのに対し、RCEP ではソース・コードに関する条項が存在せず、ソース・コードは「現在の及び新たな問題」として認識されており、締約国での対話の実施の検討事項とされている。

また、デジタル・プロダクトの無差別待遇についても、CPTPP では、知財章が優先されるとしたうえで、規定が置かれているが、日 EU EPA には規定がなく、日英 EPA では、デジタル・プロダクトの待遇については、電子商取引に関連する規制に係る事項について対話を維持することに同意する旨が規定され、RCEP では「現在の及び新たな問題」として認識されており、締約国での対話の実施の検討事項とされている。

さらに、各 RTA においては、①電子的な送信に対して関税を課してはならない旨、②コンピュータ関連設備の設置については自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない旨、③国境を超える情報流通については、公共政策の正当な目的を達成するために必要な場合等以外は、これを認める旨が規定されているが、除外される場合の規定ぶりには少なからぬ差異（RCEP では締約国の裁量がより広く認められる等）も見られる。

なお、RCEP においては、「電子商取引章」は「紛争解決章」による紛争解決の対象になっていない。

「紛争解決章」に関しては、各 RTA で、時間的制限やパネリスト・仲裁人の選定方

法、知財章との関係などに関して若干の差異はあるものの、概ね共通する項目は整備されている。

「例外章」に関しては、各 RTA において、規定ぶりに若干の差異があるものの、ガット又は GATS の一般的例外規定や安全保障のための例外規定や TRIPS の安全保障のための例外規定が組み込まれている。